

# 經濟經營研究

年 報

第 4 2 号



神 戸 大 学

經 濟 經 營 研 究 所

1 9 9 2

# 經濟經營研究

第42号



神戸大学経済経営研究所

## 目 次

### 利害関係者グループの不信解消装置としての社会責任情報開示

#### —— 概念的モデルにもとづく研究の概観 ——

…………… 中野 勲 1

### アメリカにおける情報公開規制の系譜

#### —— 19世紀アメリカ鉄道会社規制再考 ——

…………… 山地 秀俊 37

### 本邦信託銀行の国際化に関する研究

…………… 井澤 秀記 69

### EC統合の域外諸国に対する経済的影響

…………… 後藤 純一 85

### 日本貿易統計データベースシステム

…………… 中原 昭宏 109

### 研究会記事

経営・会計情報システム専門委員会, 国際貿易研究部会, 国際労働研究部会,

国際比較経済研究部会, 国際比較金融研究部会, 国際比較統計研究部会,

研究所講演会

益田基金招へい研究者講演会

兼松セミナー

# 利害関係者グループの不信解消装置 としての社会責任情報開示

—— 概念的モデルにもとづく研究の概観 ——

中野 勲

## 1. 序 論

別稿において、われわれは、企業の社会責任情報開示行動についての非モデル的研究をサーベイした。<sup>(1)</sup> 企業の社会責任行動の定義、それに関する情報開示の度合いを規定するファクターとして「企業規模」と「産業分類」が有意なものとして指摘されたこと、等、貴重なファインディングが提供された。しかし、同時に、厳密な企業行動モデルにもとづいていないために、その開示行動について、より深い構造的な理解はえられなかった。また、そこでの回帰モデルの・データへの・適合度も低かった。

本稿では、上の非モデル的研究からは1歩進んで、企業の社会責任なるものの体系的分類と現代社会においてそれらが生成してきた意味、企業がその責任にどう対応するのが合理的か、また現にどう対応しているかという、いわば社会責任に関する経営者の行動空間の構造化、を、あくまでも概念的レベル（数学的レベルではなく）でおこなっている2つの優れた研究を概観する。これは、われわれが自分のモデルを厳密につくって、データにより実証的研究をやる場合に、大いに参考となるであろう。しかしまた、これらには、概念的モデルのレベルにとどまっていることからの限界もみられるので、それも指摘しなければ

---

(1) 中野 勲、「企業の社会責任情報開示行動と不信解消会計 —— 非モデル的研究の概観」、彦根論叢，滋賀大学経済学会，第276-277号，1992年8月，1-23ページ。

ばならないであろう。

## 2. 社会責任情報とは

下で取り上げる1つの研究で「社会責任情報」の内容について立ち入った議論を行う予定である。しかし、ここで紹介する(狭義の)社会責任情報概念と筆者(中野)のそれとは異なる。そこで、筆者の定義を先に掲げておく。(別稿でも明らかにしたが、より具体的に述べる)。

我々の考えでは、社会責任情報とは、企業活動が(その貢献とともに)もたらす弊害ないし悪に関連してそれを企業がいかに緩和・防止・補償等をおこなっているかの開示情報をいう、と定義したい。その具体的内容については、Trotman and Bradley (1981)が述べている説明<sup>(2)</sup>がきわめて適切であると思うので、それを以下にかかげておく。(――)内の説明は中野のもの。

(1) 環境問題。(環境破壊とその修復・予防)。製造過程における公害の制御；環境の保護と改善；環境と調和するように諸施設を設計すること；環境への影響について研究すること；土地開拓と再森林化；ごみ散乱反対と環境保全のキャンペーンに参加または資金援助すること；アルミニウム・化学物質・水等のリサイクリング；リサイクリング用設備を設置すること；廃棄された資源を利用することにより資源を保全すること；製造過程において材料資源を効率的に使用すること。

(2) エネルギー。(エネルギー涸渇の危険とその回避)。製造過程においてエネルギーをより効率的に使用すること；廃棄された物質をエネルギー生産に利用すること；エネルギー消費を削減する企業努力を開示すること；製品にかんするエネルギー効率性の増加を開示すること；エネルギー消費の削減に向けた

---

(2) Ken T. Trotman and Graham W. Bradley, "Associations between Social Responsibility Disclosure and Characteristics of Companies", *Accounting, Organizations and Society*, Vol.6, No.4, 1981, p.359.

研究をおこなうこと。

(3) 人的資源。(従業員の作業リスクと価値低下・不利益条件等の軽減・改善)。従業員の健康と安全を促進すること(事故統計の開示を含む)；作業条件の改善；従業員訓練；移民への援助(例：英語クラス—日本語クラス(中野))；離職した労働者を訓練・就職させるプログラム。

(4) 製品。(製品の利用にともなうリスクの軽減・廃棄公害の軽減)。製品をより安全にすること；製品のリサイクル可能性を高めること；製品がもたらす公害の影響を削減する研究。

(5) 地域社会への関わり。(企業の独占・寡占による、また公害による、地域や消費者への不利益の補償としての寄付、企業への富の集中が他の用途へのその使用を妨げるという悪の緩和としての寄付)。地域の諸活動、慈善団体、大学、病院、および他の諸機関への寄付；芸術・スポーツ団体への寄付；公衆の保健に関するプロジェクトまたは奨学金に資金援助すること；災害の犠牲者を助けること；会社の道路、公園、森林を公衆に公開すること。

(6) その他。企業の社会責任の認知；社会責任に関する企業目標の開示；原住民にたいする福利への配慮；ティーンエイジャーに仕事を経験させるプログラム；自国の仕入れ先を用いること；外国の現地人を経営者の地位に昇進させること。

以上6項目を、Trotman and Bradley は挙げている。しかし、別稿で考察した Cowen, Ferreri and Parker (1987) では、今1つの項目として、公正な事業活動実践(fair business practice)を掲げていたのである<sup>(3)</sup>。私見によれば、やはりこれも社会責任活動の範囲に含めた方が良いと思われる。

---

(3) Scott S. Cowen, Linda B. Ferreri and Lee D. Parker, "The Impact of Corporate Characteristics on Social Responsibility Disclosure : A Typology and Frequency-Based Analysis," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.12, No.2, 1987, p.114.

(7) 公正な事業活動実践。人事差別，人種差別，賄賂による取引を行っていないこと，等。(賄賂取引は中野がつけくわえたもの)。

やや繁雑になってしまったが，社会責任活動の各項目の列挙だけでなく，またそれら各項目の内容の例示がなされているので，参考になるであろう。

以上7項目に共通することは，「企業がもたらす悪の防御」ということである。しかし，それとは別に，企業には，それが繁榮し，製品と雇用機会を継続的に提供する義務があり，これら経済活動を存続させること自体も社会的責任だ，といわれるかも知れない。私見では，これも確かに(広義に定義した場合の)基本的な社会的責任だが，ノーマルな企業では，現に雇用はおこなわれるとともに労働には対価が支払われ，また製品も継続的に提供されるとともにまた対価が受け取られる。つまり，同じく社会責任でも，これらは，ノーマルな企業の場合には，「実際に果たされてきた社会責任」である。しかし，上の7つの悪ないし弊害にたいしては，企業は環境からそれら悪を受認してもらうというサービスを受け取っているのに，その対価として金をはらったりまたはその悪を軽減・修復する積極活動をおこなうことがすくなかった，というのが社会認識である。つまり，これら7つは，企業の側の反対給付が十分に行われていないことが多く，その意味で「十分には果たされていない社会責任」だ，と言わねばならない。両者の間には，果たされている責任と，果たされていない社会責任の違いがある。社会が企業に対して，果たされていない責任の以後の果たし様について報告を要請する事は，当然であろう。

また，前者は経済活動なので伝統的な会計報告書に総轄的に記載されるが，後者は企業が補償等をしない限り，一方的な悪の放出なので，社会への開示はなされなかった。この2点で両者は大きく異なり，後者のみが「社会責任情報」として開示への動きが見られているのは，もっともな理由がある。

要するに，上記の社会責任活動は，十分には企業により遂行されていない責任だから，またその達成状況が会計報告書ではわからないから，特別の開示が

社会によって要請され、企業でもある程度開示されているのである。

なお、社会責任情報（開示）とは、上記の社会責任活動をこういう風に行っているという非数量的記述情報、さらには、そのために各種の設備等を物量的にこれだけ購入・使用しているという物量情報、さらにはこれだけの資産原価、費用を各年度に使っている等の金額情報、に分かれる。しかし、筆者（中野）が調べた限り、日本の諸会社の会社概要では、後2者、とくに金額情報を開示している会社はほとんどない。1、2にとどまる。ほとんどは、非数量的記述情報である。

### 3. 社会的不信解消装置としての社会責任行動とその開示

嶋口充輝氏によれば、企業が社会的責任活動にたずさわり、かつそれを開示すべき根本理由は、変化してきた社会環境という要因が一方にあり、その要因が利害関係者の側において企業に対して不満・不信をつのらせる傾向が大きく存在し、そしてその社会的な不満・不信を解消するための手段、つまりこの意味での、利害関係者グループを戦略的に管理するための装置として、企業の社会責任的諸活動、そしてその開示がおこなわれる、というのである。<sup>(4)</sup>なぜ、不平・不信を解消しなければならないか。この点について嶋口氏の明言はないが、「良い社会を前提にして、はじめて良い企業の存立が可能なことを考えるなら、企業の経済利潤の確保と同様に、その基盤としての社会的かかわりは不可欠である」<sup>(5)</sup>とのべているところから推察すると、良い企業の存立、つまり企業の存続、ないし長期利潤の極大化といったことを考えているのではないか、と思われる。

---

(4) 嶋口充輝、「企業の社会的責任とのかかわり方、——マーケティング・コンテクストからの考察」、組織科学, Vol.26, No.1, 1992年, 44-55ページ。

(5) 同上, 45ページ。

(1) 社会環境の変化

では、どのような社会環境の変化が生活者の不満・不信を増大せしめてきたのであろうか。嶋口氏によれば、その変化には2つのディメンジョンがあるようである。1つは、昔の欠乏の社会から現在の物あまりの社会への変化、いま1つは、経済関係を通じてかかわり合う人間の範囲が昔はせまかったが、それが現代では地球的規模となり、さらに、(公害の発生等もあって) その人間同士の関わりの中身が昔は比較的単純で協調的であったのが、現代ではより複雑で、またより競争的・対立的となってきたことである(ネガティブな関わりを含んできた)。

昔の欠乏の社会では、製造と供給が最大の社会貢献であり、労働者の問題を別にすれば、企業の社会とのかかわりの中心は出資者たる株主であった。つくれば売れる時代であったから、製造・供給に必要な外部資本の出資者たる株主(および債権者——中野)にのみ経営者は責任をもてばよかったのである<sup>(6)</sup>。

しかし、製造問題がある程度解決された充足の時代になると、需要を上回る供給量をいかに売りきるかという問題に企業は直面する。直接の購買者への働きかけとともに、その背後にいる実際の製品利用者をも考慮したマーケティング戦略が要請される。企業が考慮すべき人間の範囲の拡大である。

さらに、その製品を使用する過程で(その製造や廃棄にともなう公害等のために)それを直接に使用・利用しない地域や社会の人々に有形・無形の外部不経済を及ぼすようになると、「当然、企業の活動は利用者を含めた生活者一般、つまり社会全体にかかわってくる。」<sup>(7)</sup> 大事なことは、その関わりが、従来のようにたんなる協調的なかかわりだけでなく、社会に害をもたらす側面をつうじて、対立的・競争的な側面をも含んできたことである。

「さらに、社会がより複雑化し、企業の国際的發展に応じ、人類全体や地球

---

(6) 嶋口、前掲論文、45ページ。

(7) 同上、45ページ。

上の生物にまで、そのかわりの範囲は拡大することになると、その価値交換をベースにしながらも、多様な利害者との関係を調整する関係性パラダイムが中心的役割をになうようになる。<sup>(8)</sup> 具体的には、企業はその存続・発展の前提として、拡大した利害者グループのすべてにたいして責任と義務をおうものと考え、かかる「社会の構成者を広く生活者と規定し、生活者視点から企業の活動を見直すようになるのである。しかも、—— 豊饒経済のなかで、企業が市場で生かされるためには、企業は何よりも生活者の快適性を高める活動を通じ、その成長機会を探らねばならなくなっている。」<sup>(9)</sup> ところが、現実には、企業の努力にも関わらず、企業を大枠的に生かす生活者の快適性が現実には高まらず、むしろ心理的な生活快適水準が低下し、結果的にそれが企業への反発という形を取るようになってきたのである。

なぜ、生活快適性が低下するのか。

## (2) 生活者の心理的不満・不信と企業への社会的圧力

生活者の快適性ないし満足度は、欲望量とその欲望の達成能力との比較によりきまる。欲望は情報や知識によってかけ算的に増大するが、達成能力は所得等によりきまり、これは足し算的にしか増えない。「経済的な達成能力はある程度の水準にありながらも、それ以上に欲望が創出されうる情報化社会にあっては、心理的な生活快適性は低下し、それに応じて多様な社会病理を生む。たとえば、現代生活者のもつ根拠のない不安感、羨望や嫉妬心から生まれる不満感などは、その一現象である。」<sup>(10)</sup>

かかる不満・不安・不信はエネルギーであるから、社会の安定化のためには、それを爆発・解消させる装置が必要である。家庭内のトラブル（離婚・親子断

---

(8) 嶋口、前掲論文、45ページ。

(9) 同上、46ページ。

(10) 同上、46ページ。

絶・幼児虐待・自殺等)もそうだが、家庭内でそのエネルギーが解消されなければ、生活空間の拡大にともなって社会制度や組織に向けられる。——有力政治家や企業家、バブルにかかわった証券・金融機関、不法献金や公害排出企業、さらには法規制機関、官公庁、教育機関等に、社会の生活者からの不信、不満のはけ口が向けられる<sup>(11)</sup>。昔は革命や戦争が果たした社会の不満解消装置がなくなり、かわって生活者の抗議運動や市民運動の形で、とくに社会のなかで大きな影響力を行使する身近な存在たる企業に告発や攻撃が加えられるようになる。

かくして、生活快適性の低下——> マスコミによるその不満・不信の増幅——> 社会全体として権利乱用型・告発主張型の社会現象の増加という傾向が強まってきた。そして、この傾向は、「妥当性の高い主張や欲求のみでなく、時として羨望や嫉妬をベースにした不当な攻撃や圧力を企業に向けてくる可能性をも強くもつ。」<sup>(12)</sup>このような現代社会にあって、企業が長期的な存続成長を求めらるなら、単なる自己利益追求のみでなく、ヨリ広い確固たる社会的関わり方を構築しておかないと、時に不当な批判や非難をうけ、思いがけない存続の危機や大きな補修コストを余儀なくされてしまう。企業は「あらゆる社会要求を受け入れたら資源的に自滅してしまう。しかし同時に、今日の市場中心経済の下で何らの社会要求を受け入れないことも難しい。要は、いかに、これらの多様な社会要求、圧力、課題に対し、企業として優先順位をつけながら適切な経営資源の配分をしていくかが必要になる。」<sup>(13)</sup>

このような社会的不満への経営中心的な戦略的対応として、嶋口氏は、ビジネスの社会的責任とのかかわりの領域を、基本責任、義務責任、支援責任の3つに大別し、それぞれに関する企業のあるべき政策的対応を論じている。

以上紹介した、企業の社会責任に関する嶋口氏の理解は、企業社会の発展に

---

(11) 嶋口、前掲論文、46ページ。

(12) 同上、47ページ。

(13) 同上、47ページ。

ともなう利害者層の拡大と、企業に対する協調的な関わりから（公害等を契機とする）対立的・敵対的な姿勢をも含んだ競合的・対立的関わりへの変質が指摘された。他面で、かかる対立から利害者たちをして企業に対する敵対的な行動へと動かしかねないエネルギーとして、豊かな情報化社会が生み出す生活快適性の低下（欲求不満）という要因が指摘された。そして、市場での存続を計るべき企業としては、かかる不満・不信にたいしていくばくかの資源をさいて戦略的に最適な対応をしなければならない。ここから生ずる行動規範が社会的責任として観念されている。

したがって、氏の分析には、企業の社会責任を追求する運動には、企業の悪を糾弾するという倫理的側面がつよくあって、それが大きなエネルギーとなっていることが、まったく分析から欠落している。たんなる一般的な生活快適性の低下と企業への不満解消ないし八つ当たりという風に、表面的・没倫理的に、しかも過度に経営エゴの立場から社会責任問題が理解されている。実際には、上の2.において指摘したように、企業はその貢献とともに、公害や製品のリスク、資源涸渇をもたらすこと、等各種の悪を分泌しつつあり、これらを抑止せねばならないということが、大きなエネルギーとなっている、と思う。さらに、環境破壊は、社会的・生物学的弱者にいつそう過酷に、いつそう激しく悪をもたらすという性質がある。（金持ちよりも貧乏人に、経営者よりも労働者に、男性よりも女性に、大人よりも子供に、さらに赤ん坊に、都市よりも僻地に、高度発展国よりも発展途上国に——いつそう激しく影響する）<sup>(14)</sup>。このことは、最近ではかなり広く知られてきており、これも、企業の社会的責任をつよくせまるエネルギーとなっている、と筆者は考える。

このように、かなり企業より、経営者より、強者よりの偏りをもつ論述ではあるが、基礎的な知識をよく整理していて有益だと思われるので、以下、嶋口

---

(14) 戸田 清、「環境の危機は『人類的』課題か」、世界、1992年6月号(569号)、80-96ページ。

氏の論述にしたがい、企業の社会的責任を、基本責任、義務責任、支援責任に分類した氏の所説を検討して行こう。

### (3) 基本的社会責任 価値創造・環境ビジネス・伝統的会計情報

一般に、社会の各成員は、その社会に対して一定の「役割貢献」を遂行することにより、社会から「存立基盤」を与えられる。企業の場合、社会の維持の為に行うべき役割貢献とは何か。嶋口氏によれば、それは、適切なマーケティングにより社会のニーズを取り入れた商・製品の開発によって、企業も（原価を上回る）価値獲得・価値創造を行い、また、買い手も同じく余剰価値の獲得を達成する事である。その意味で、自由な自己利益動機による相互同意型価値交換を行うことにより、交換の当事者双方が価値上昇を達成すること、つまり社会全体の価値が上昇するように努力・活動すること、ここに企業の役割貢献がある。これが、企業自身の存立基盤、つまり企業の存続と成長の基盤となるのである。<sup>(15)</sup>

この役割貢献を遂行することにより、企業は、価値創造をおこない、雇用を提供し、租税を支払うという「基本的社会責任」を達成している。

ほとんど常識ともいえるこの基本的社会責任論が、企業の社会的責任的諸活動のあり方に対してもつ含意は何か。第1は、企業としては、自己利益動機にもとづく買い手との相互同意型価値交換を遂行することこそが第1の役割であって、社会責任・社会貢献としてもこれを最重要目的に設定すべきである。そして、その過程で、誤解を受けやすい行為を最小限におさえる。そしてまた、企業の自己利益に結びつかない、「対応が困難な圧力なら、みずから法規制による判断に委ねた方がよい……。——社会世論がその正当性と無関係に空気化する今日、企業は不当な社会圧力からの競争上の不平等というハンディをこう

---

(15) 嶋口、前掲論文、48ページ。

むらないためにも、自ら法の平等下で同一の社会圧力を受けた方が公正だとするのである。<sup>(16)</sup>」

要するに、この議論の第1のポイントは、企業の自己利益に結びつく社会的圧力・要請には肯定的に対応し、そうでないものには法規制や法の判断にゆだねる、という企業の自己利益中心主義が明確にされたことである。このことは、ここでの議論が、社会的責任の遂行が企業自身の長期的利潤極大目的から規定されていることを、暗に示すと、筆者は解決する。

基本的社会責任つまり企業の取引利益重視からの第2の含意は、「環境ビジネス」の推奨である。相互同意型の価値交換の遂行という見地から考えると、「近年の社会問題への解決を自己利益と社会貢献の両面から達成しうる。例えば、ゴミ公害に対し、新しい社会ニーズとしてゴミ処理事業をおこしたり、芸術施設や文化関連事業を推進したり、さらには地球にやさしい商品として多様な省エネ・無公害型のエコロジー商品やグリーン・プロダクトを開発・販売するのは、すべて、「ビジネスはビジネスたれ」の基本原則にそった社会ニーズ対応の価値創造型マーケティングである。<sup>(17)</sup>」

これは顕在的・潜在的な生活者満足を引き出し、企業イメージづくりにも貢献する。

企業会計論との関係はどうか。企業の側からの、余剰価値の達成度は、近似的には損益計算書によって明らかにされる。残された問題は、(1) 企業の基本的社会責任の達成度をもっと明確に測定・表示する会計測定・開示システムはないか；(2) 商・製品の買い手の獲得価値を測定・表示するシステムはできないか（これは、企業の貢献を買い手の立場から測ったことになる）、などであろう。しかし、現状の会計ディスクロージャーでも、基本的社会責任の達成度は近似的かつ総轄的には開示されているといえよう。

(16) 嶋口，前掲論文，49ページ。

(17) 同上，50ページ。

(4) 義務的社会的責任 — 交換の不経済性

交換活動の遂行にさいして、嶋口氏が「内部不経済」と「外部不経済」とよぶところの、2つの社会的な歪みがしばしば発生している。

(a) 内部不経済：強い自己利益動機により、ごまかしや不公正な取引が行われる場合。「情報の作意的なねつ造や不誠実な情報隠蔽、提供価値物の欠陥隠しや誇張化、など交換システムそのものの歪みである。」<sup>(18)</sup> 情報隠蔽が内部不経済として特徴づけられているのは、興味深い。現在我々が問題にしている社会責任情報の開示についても、いわば企業という1つの商品の社会的品質を判定するのに必要な情報であるとみれば、その情報を開示しないことは、1つの情報隠蔽としての内部不経済と理解しうるのであろう。

(b) 外部不経済：企業外部の第3者に多様なマイナス効果をあたえる場合である。例：「熱帯雨林の乱伐、フロンガスによるオゾン層破壊、CO<sub>2</sub>の地球温暖化、さらには廃棄物公害、大気汚染、天然資源の涸渇化、イルカやクジラのような動物絶滅化、など。」<sup>(19)</sup>

この2つの不経済は、企業が社会にたいして不利益をあたえているのに、その受忍サービスに対して企業側が（広義の）対価を支払っていないという点で、不正が存在する、といえよう。したがって、これを企業の「義務責任」としてとらえ、解決に努力すべきことになる。

これらにたいして、企業はいかに対処するのが妥当であるか。嶋口氏は2段階に分けて考える。

(1) 個別企業と地域社会等が個別に交渉し解決をはかるという方式は、基本政策をしては妥当でない。理由は、ぬげがけ企業ができたり、社会的対応の不均一からの（企業間における）競争上の不平等が結果したりしかねないからである。また、近年における不経済現象は、1企業に責任や原因を帰属せしめう

(18) 嶋口、前掲論文、50ページ。

(19) 同上、50ページ。

るものではなく、その発生メカニズムも複雑だからである。そこで、政府行政、司法コミュニティー、さらには業界団体による強制的あるいは自主的な規制、さらに国際的な調査・会議・ガイドライン等による規制、等が望ましい。これらにより、まずもって、法のもとでの平等な規制をうけることとし、逸脱には罰則や制裁で対処する。「そして、このルールが明確になれば、たとえそれが厳しいルールであれ、個々の企業はそのルールの下に、自由で闊達な生活価値の交換取引の維持と革新を行いうるのである。<sup>(20)</sup>」

現実の世界を見ると、趨勢としてはこの方向で動いている、といえる。

(2)しかしこれは、最低限の規制であって、これのみでは多くの諸問題を解決する事はできない。かかる最低限の法規制やガイドラインを遵守する事に加えて、嶋口氏は、つぎの2つの追加的ステップを提唱している。

(a) デマーケティング (demarketing) の実行：欲望刺激による需要創造がマーケティングであるのに反して、これは、かかる過度の欲望刺激とその充足不可能とが結合するとその不満が企業批判にも発展しかねないし、また限られた地球資源の乱用をも結果しかねないとの反省の上に立って、弊害をもたらす企業活動と過激な欲望を抑制しようとする活動なのである。「例えば、石油会社や電力供給会社が省エネ・節電キャンペーンを実施したり、製紙会社が森林を保護し、紙を大切に使うよう生活者を啓蒙したり、小売業が過剰包装中止を宣言して買い物客の理解を求めたりする<sup>(21)</sup>」こと；また、「貴重な天然資源を浪費したり、環境破壊しそうな製品に高価格を付して需要を抑制し、原子エネルギー提供施設を見直したり、さらには絶滅（危険——中野）生物の保護、救済キャンペーンを行うこと<sup>(22)</sup>」；「ゴミ回収に高いインセンティブをつけたり、CO<sub>2</sub>やフロンを生み出す地球環境破壊型商品を中止や廃棄する企業政策も同じ

---

(20) 嶋口、前掲論文、50ページ。

(21) 同上、51ページ。

(22) 同上、52ページ。

方向をめざす<sup>(23)</sup>」。

企業の側から率先して、社会的に望ましくないと考えられる活動を抑制するよう行動した PR することが、デマーケティングである。

(b) 義務というよりも自由意志にちかい形で、企業が環境ビジネスを行う事により、上の外部不経済の抑制・緩和に努力すること：「グリーン商品開発や廃棄物処理事業<sup>(24)</sup>の設立」。

我々がここで考えている社会責任情報の中心内容をなすものが、ここでの義務責任に関連する情報である。その責任の内容が明晰に分類されていることも参考になるし、また、企業による社会責任情報の開示が、企業という商品の品質を表示する内部情報であり、それをもしも十分に開示しないならば、それは「内部不経済」を表すというように感じられる、という認識がえられたことが、興味深い。

#### (5) 支援型社会責任

「メセナ活動、フィランソロピー、などの文化、社会支援から、国際経済援助や平和基金への賛助、さらには、民主主義のよき体制づくりのための健全な政治支援まで、多様な支援<sup>(25)</sup>」が、その例である。嶋口氏によれば、この種のかかわりは義務ではなくあくまで支援であるゆえ、企業の経済的余裕の上にくる自由意志の問題である、とされる。しかし、私見によれば、これは、独占的または寡占的企業がもたらす（たとえば不完全な競争から結果するであろう）弊害または悪、および膨大な社会の富が1企業に集中することから生ずる（他の代替的な諸用途にそれをむけ得ないことから生ずる）弊害・悪を補償するためにおこなわれるものと、考える。

---

(23) 嶋口、前掲論文、52ページ。

(24) 同上、52ページ。

(25) 同上、52ページ。

企業はどのような基本原則にもとづき、この支援責任に対応するか（すべきか）。

嶋口氏の立場は非常に率直で、企業が自己の長期的なイメージづくりや長期信頼づくりというメリットを追求する、自己利益追求活動の延長活動である、と明快に述べている。<sup>(26)</sup> 筆者の言葉で言い替えれば、企業の長期的な利益追求を目的とする「長期投資」<sup>(27)</sup>である。

この投資政策としての支援責任のあり方について、嶋口氏はつぎのような原則提起を行っている。

(a) 一貫性の原則：企業は、顧客、株主、従業員、その他多様な利害関係者グループと関係しており、彼らの同意と納得を得られるようなバランスと一貫性のある社会投資の形にしなければならない。<sup>(28)</sup>

(b) 継続性の原則：この支援投資の中止や減額は、場当たりの、いいかげん、思いつきのといった反発をうけ、企業の長期的なイメージづくりとは逆効果となりかねない。企業業績の如何にかかわらない、地道で継続的な支援投資が要請される。<sup>(29)</sup>

(c) 社会必要性の原則：社会的必要・ニーズが大きい市場ベースにのりにくいものへの援助を行うべきであり、かつその支援により企業運営がベターになる対象にすべきであり、このいみで説得性があるものに支援すべきである。<sup>(30)</sup>

最後に、支援投資の方法については、簡単に、(1) 人、物、金の物財資源の支援、(2) 運営ノウハウなどの無形資源による支援、の2つに分類している。

---

(26) 嶋口、前掲論文、53ページ。

(27) 同上、53ページ。

(28) 同上、53ページ。

(29) 同上、53-54ページ。

(30) 同上、54ページ。

#### 4. 社会的不信・不満解消装置としての社会責任活動とその開示

##### — コメントと会計学的展開

嶋口氏の所説をも参考にして、次のように結論しうるのであろう。

(1) 企業の社会責任の生成の基礎は、(a) 豊かな物余り社会にかえって発生する欲求不満から結果する、企業にたいする攻撃的風潮と、企業活動等による公害・環境破壊による生活快適性の低下、そしてそれが弱者に対しより強く課せられるという反倫理的傾向とに、横たわっている。

(2) 企業の(広義の)社会的責任には、(a) 基本責任、(b) 義務責任、(c) 支援責任、の3つがある。顧客と企業との価値交換による社会における価値増大を意味する基本責任は、企業の基本的経済活動とその成果達成によりみたされ、それは、ノーマルな諸企業では通常実現されている。また、その状況は、伝統的な企業会計における期間損益計算によって、総轄的には測定・開示されてきたところである。そのため、企業社会責任論の領域でも、この基本責任の達成状況について開示すべきことがあらためて議論されてはいないし、それは当然である。

(3) ただ、(1)で述べた、欲求不満にもとづく企業への批判攻撃傾向と、この基本責任とは、つぎの関連がある。正常な収益性をもつ企業において、その規模が大きければ大きいほど、経済的価値交換による企業成果はより大きく、またその作り出す製品はより広く社会に流通し、したがって、より強く人目を引く。その結果、欲求不満に起因する批判攻撃をいっそう受けやすいであろう。つまり、より大規模な企業は、より大きな度合いにおいて基本責任をはたすことにより、かえって企業批判・攻撃をいっそう受けやすくなる。この状況に対処するため、より大企業ほど、より大きなディスクロージャにより、かかるより大きな社会的不満を解消せねばならない。このような論理が、上の嶋口説からでてくるであろう。

(4) 義務責任、すなわち内部のおよび外部的な不経済から生ずる企業責任に

については、企業は社会にたいして受忍を強いておきながら、それにたいする反対給付、すなわちその軽減措置あるいは金銭的な補償等をかならずしも十分に行ってこなかった。したがって、その不作為、ないし不十分さについて、測定も開示もなされてこなかった訳である。したがって、この責任の遂行（または不履行）状況について、現実にくらかの開示がなされてきていることは、意味がある。また、議論がこの問題に関してわきおこっているのも当然といえよう。

(5) 企業社会責任の第3のカテゴリー、支援責任にかんしては、嶋口氏はこれを企業の自発的な自由意志にもとづく行為とされるが、私見では、独占または寡占による弊害、あるいは社会の富の集中による弊害または批判を事前にかわすための、企業イメージづくりを通じての、長期利益極大化政策と考える。これも、支出を伴う場合は、伝統的損益計算上の費用項目に反映はしていたであろうけれども、1個の社会責任を果たす行為として認識・開示されることはなかった。従って、これについても、現在議論がおり、かつ別個の開示が諸企業によってなされているのは、意味がある。

(6) ただ、上の義務責任および支援責任にかんする現実の企業による開示では、公害防止等にこれだけやっているという記述はあっても、社会にこれだけ不経済を与えているという記述や測定はない。支援責任についても、これだけ支援しているという記述は大いになされていても、独占により、または富の集中占有によりこれだけ社会的損失または費用をかけているという測定・開示はない。つまり、社会的不利益に言及せず、ただ企業側の一方的な給付活動のみを強調するのである。この現況は、したがって、その本質において、客観的な記述ではなく、一方的な企業宣伝活動という本質をもつにとどまる、と筆者は考える。

こう考えると、企業の社会責任活動に関する厳密な記述的理論は、企業の宣伝（広告）理論の1応用分野として、構築されねばならない。

(7) しかし、社会責任3分論は、会計学的にみて、大きな意義がある。つまり、伝統的企業会計と企業社会責任会計とを統一的に理解する契機を、それは与えてくれるからである。すなわち、(a) 交換を通じての社会にとっての価値増大という「基本責任」の達成度の測定・開示をめざすものが、伝統的企業会計であり、(b) 企業の義務責任と支援責任の両者にかんする企業活動を記述・測定・開示するものが、社会責任会計である。したがって、両領域は、広義の社会責任会計として理解され、その中心目的は、経営者のエゴイズム、企業活動からの不採算性（損失発生）、不経済や弊害等のネガティブな諸側面にかんする人々の不信を解消することにある。（つまり、不信解消のための社会責任会計）。

では、次節において、上の説と同じく、企業にかんする利害関係者の戦略的管理として社会責任情報開示を規定した上で、アメリカ諸企業のかかる開示状況がいかなる諸要因により説明されうるかを実証研究した、ロバーツ（Robin W. Roberts）の所説<sup>(31)</sup>を、紹介・検討しよう。

## 5. 企業存続のための利害者管理ツールとしての社会責任開示

上の嶋口氏の理論にもとづき、我々は、企業をとりまく利害関係者達の不満・不信・批判に備え、対処するための、それらの解消装置・手段として、社会責任活動および開示を理解してきた。これは妥当な見解であるとおもわれる。しかし、これら利害者への対応とは、具体的にはどういうオペレーショナルな諸概念・諸手続きに分解され、それらがどう組み合わせられてそれが遂行されて行くのかは、なお不明である。この問題を具体的、概念モデル的に考察している点で、ロバーツ説は、なお疑問点をふくむものの、大いに参考になる。彼は、

---

(31) Robin W. Roberts, "Determinants of Corporate Social Responsibility Disclosure: An Application of Stakeholder Theory," *Accounting, Organizations and Society*, Vol.17, No.6, 1992, pp.595-612.

諸利害関係者集団への企業の対応・管理ツールとして社会責任活動とその開示をとらえた上で、その見解にもとづく線形モデルを立てて、実証研究をおこなっている。

彼は、企業（株式会社）の社会責任活動のレベルを規定するものとして、3つの次元を考えている。(1) 各利害関係者集団の勢力 (power) ; (2) 社会責任活動への企業の戦略的姿勢 (strategic posture) ; (3) 企業の過去および現在の経済的業績。これらの各々にかんする大きさがくみあわさって、当該企業の社会責任活動レベル、とりわけその開示レベルがきまるものと仮定されるのである。

その3つの次元を説明する前に、利害関係者 (stakeholders) とは何か、定義されなければならない。

#### (1) 利害関係者とその戦略的管理

ロバーツは、フリーマン (R.Freeman<sup>(32)</sup>) にしたがって、利害関係者とは、企業の目的の達成に影響しうる、あるいはそれによって影響されうる、任意のグループまたは個人、と定義している。したがって、そこには、株主、債権者、従業員、顧客、仕入れ先、公益グループ、政府団体、などが含まれる<sup>(33)</sup>。注意すべきことは、企業に対して対立的あるいは敵対的に諸グループも、利害関係者にふくまれていることである。(規制団体や特殊利害グループは、場合によっては、企業にとって不利益な諸要求を突きつけるかも知れない)。

経営者は、その経営計画と経営政策の策定において、彼ら諸利害関係者の同意を取付け、それによって彼らが支配・所有してそれを提供してもらうことが企業の存続にとって必要か、または望ましい資源の確保を確かなものとし

---

(32) R. Freeman, *Strategic Management: A Stakeholder Approach*, Pitman, Marshall, MA, 1984.

(33) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.597.

たい、と考えている。同意を得るには、各利害者がつきつける要求に、ある程度、応えなければならない。利害者の要求に応える程度におうじて彼らの同意の程度がきまり、その同意度におうじて彼らが提供してくれる「資源」の大きさがきまるであろう。どの程度の各資源が必要とされるかは、それが企業目的にとっていかに重要かに依存する。<sup>(34)</sup>

かくして、経営者の、各利害者への対応は、企業目的と各資源の重要性などを考慮にいたした上での、戦略的な意思決定ないし戦略的管理問題となる。

## (2) 利害関係者の勢力

利害者の勢力とは、彼らが企業経営者（の意思決定）に影響を及ぼし得る力の強さである。各利害者が、程度の差はあれ、企業の社会責任遂行度に関心をもち、それによって彼らの、企業に対する満足度が変化すると仮定すると、利害者の勢力が強いほど、経営者は、利害者の満足を高めるために、社会的活動をいっそう活発に行うであろう。したがって、この利害者勢力と社会責任開示との間には、正の相関が予想される。<sup>(35)</sup>

この勢力は何によって決まるか。ロバーツによれば、この利害者勢力は「会社が必要とする資源を当該利害者がどの程度支配しているかによってきまる関数である。利害者の資源が当該企業の存続可能性と成功のために重要であればあるほど、その利害者の要求が（経営者によって——中野）応えられるだろうという期待が、それだけいっそう大きいであろう。」<sup>(36)</sup>

この説明には、やや不明瞭なところがある。つまり、この引用分の前半は、資源にたいする利害者の支配の強さをのべており、後半は、資源そのものの、企業目的にとっての質的重要度を表しているようである。したがって、より明

---

(34) Robin W. Roberts, *op. cit.*, pp.597-8.

(35) *Ibid.*, p.599.

(36) *Ibid.*, p.599.

瞭に言い替えるならば、利害関係者の・経営者への・支配力のつよさは、(a) その利害者が保有・支配する資源が経営者にとってどの程度重要か、および (b) その資源に対する当該利害者の支配力はどの程度か、という2つの要因によってきまる関数値である、といえよう。

さて、この利害者勢力は直接には測れないから、よりオペレーショナルな変数によって代理されなければならない。ロバーツは、(a) 株主パワー、(b) 企業が直面する政治的リスク、(c) 債権者パワー、の3つを考えている。<sup>(37)</sup>

(a) 株主パワー (PSH)：株式保有がより分散的となり、その結果、企業の社会活動面への関心の強いような諸投資家にまで保有がおよぶほど、それに対応して、社会責任開示度もいっそう大きくなる、と仮定されている。この点をとらえる変数 (PSH) としてロバーツは、逆に考えて、株式の保有集中度を測定し、これと社会開示とがマイナスの相関をもつ、と仮定する。そして、その株式保有集中度は、「1984年発行済み株式のうち、経営者および5%を越えて保有する個人株主によって保有されている割合」として定義・測定されている。<sup>(38)</sup>

(b) 政治的リスクないし政治的パワー (PAC)：規制団体は立法等をつうじて当該企業の活動に影響しうる。企業の政治活動委員会 (political action committee) が政治団体におこなう寄付額は、かかる未来の政治的リスク (企業に不利な立法その他) から身を守る、あるいは有利な立法を施行するよう影響させることを狙って行われる、と仮定し得る。このように、寄付が大ということは、政治的パワーに当企業がさらされていることの反映・証拠である。他方、政府団体は企業の社会責任開示に好意的関心をもつであろうから、その開示をよりつよくおこなうことは、上の政治的パワーを緩和しうる、と経営者は考えるであろう。したがって、この、企業から政治団体への寄付額は、社会責

(37) Robin W. Roberts, *op. cit.*, pp.601-3.

(38) *Ibid.*, p.601.

任開示度と正の相関をもつ、と仮定されている。<sup>(39)</sup>この寄付額（1981-84 平均値の自然対数値）が PAC である。

従来は、企業規模という変数がかかる政治的コスト（ないしリスク）を代理する変数として用いられてきた。しかし、ロバーツによれば、規模変数は、多くの他の企業属性にも関連していて、政治コストをあらわすのには適切でないという。<sup>(40)</sup>

(c) 債権者パワー（DERATIO）：債権者が企業の社会責任活動やその開示に関心をもつという事前の証拠はないようだが、その関心がある、と仮定する。そして、負債比率（1981-84 の平均の負債／自己資本比率）が高いほど、債権者の影響力が高く、したがって、上の仮定の下では、社会的開示もより大と、仮定される。<sup>(41)</sup>

### (3) 社会責任活動への戦略的姿勢

2 番目の次元がこの戦略的姿勢である。これは、当該企業の主要な意思決定者達が社会的諸要求にたいしてどう反応するか、その反応態様（response mode）を云うのである。これは、2 分法的に、積極的（active）と消極的（passive）とに分けられる。当企業組織と主要利害関係者との関係状況にたいし、社会責任活動をつうじて利害関係者に影響させようとするならば、その会社は「積極的な姿勢をもつ」<sup>(42)</sup>という。逆に、当該企業の経営者が、利害者との関係状況をモニターせず、また、利害者からの影響に 대응するような特定プログラムを作りもしないならば、その会社は「消極的な戦略的姿勢をもつ」<sup>(43)</sup>と云われる。このようにして、「戦略的姿勢がより積極的であれば、そこで予想され

---

(39) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.602.

(40) *Ibid.*, p.602.

(41) *Ibid.*, pp.602-3.

(42) *Ibid.*, p.599.

(43) *Ibid.*, p.599.

る社会責任活動・開示もいっそう大である。<sup>(44)</sup>

確かに、利害者パワーが同じであっても、例えば経営者の効用関数のパターンが異なれば、社会責任活動・開示をおこなおうという姿勢や積極度も、異なってくるかも知れない。その意味で、この戦略的姿勢という次元をつくったのは妥当であり、また興味深い。

この姿勢を代理する変数として、ロバーツは、以下の2つを考えている。

(a) 対外問題スタッフの平均人数 (PUBAFF) : 会社は、PR 問題、地域社会問題、対政府問題、および係争管理にかんする企業政策を作りだし、そしてモニターするために、対外問題部門 (public affairs department) をつくっている、という。これは、会社の競争上の優位性を維持し企業収益を保持あるいは高めるために、経営上または政治上のリスクを制御することをつうじて、様々な利害関係者と良好な関係を築きあげることが目的としている。<sup>(45)</sup>

社会責任活動・開示にかんして積極的な姿勢をもっている企業は、当然、上の対外問題スタッフ数もたくさん抱えている、と仮定される。そこで、この変数 PUBAFF と社会的開示度とは、正の相関を示すものと仮定される。なお、この変数は、1983-84年の平均人数である。

(b) 慈善基金をもっているかいなか (FOUND) : 企業が寄付をおこなうことは、企業イメージを高めて不利益な租税政策や規制を免れるやくにたつ ; 教育支援をおこなうと熟練従業員の長期的労働供給に役立つ ; 顧客から好意ある支援が増大する ; その他、等のメリットがあり、それをつうじて企業の利益極大化にやくだつ。<sup>(46)</sup> ところで、寄付金の提供は、それがうまく行われ、また組織だったやり方でなされるほうが、いっそう効果的である。慈善基金はこの目的で設立される。このような基金を資金支援している (sponsor) ならば、それ

(44) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.599.

(45) *Ibid.*, p.603.

(46) *Ibid.*, p.603.

は社会活動への積極姿勢を示すといえよう。1983-84年にかかる基金のスポンサーに企業がなっている場合に1, そうでない場合には0を, とるものとする。これも, 社会的開示にたいして正の関連をもつ, と仮定される。<sup>(47)</sup>

#### (4) 企業の経済的業績

経済的業績は社会的活動に資源を向けるためのゆとりであり, また, その業績の安定性は資金調達を容易にし, これがまた社会責任活動を容易にする。このように, 経済的業績と社会活動・開示は関連があると思われる。ロバーツは, 2つのかかる尺度, 会計的に測られた尺度として, 自己資本利益率の年間平均成長率と, また, 資本市場で測られたものとしての, システマティック・リスクとを, 考えている。

(a) 自己資本利益率の年間平均成長率 (MGRROE): 例えば自己資本利益率は会社役員の業績尺度として用いられ, かかる経済的業績の成長は経営者にとっての主要な目標である。経済業績は社会活動に振り向け得る支援のレベルを規定する。この観点からは, 事前の経済業績が, より後の社会責任活動を支えるという時間関係がある。そこで, ロバーツは, この関連が正であるという仮説のもとに, 1981-84年の年間平均自己資本利益率成長率を求めて, 84-86年の社会活動・開示の説明変数とした。<sup>(48)</sup>

(b) 当企業のシステマティック・リスク (BETA): これは, 当企業の株式(等のリスクある資産)の一定期間の利回りが, その資本市場の利回りと, どの程度関連しているかを表す尺度である。計算公式は, その個別リスク資産の利回りと, 資本市場全体のポートフォリオ(市場ポートフォリオ)の利回りととの共分散を, 市場ポートフォリオの分散で割った商をもって, システマティック・リスクとする(ベータ値)。2つの理由から, このシステマティック・リ

(47) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.604.

(48) *Ibid.*, p.604.

スクが低いほど、社会責任活動のレベルが一層高くなる、とロバーツは仮定する。<sup>(49)</sup>

(i) 低リスクは安定した資本投資業績を表し、当企業が社会的活動に関与する力を高める。

(ii) 逆に、企業が社会責任活動に関与することは、資本調達を容易にし、また従業員の志気と生産性を高める。そこから、企業リスクもより低くなる。

故に、ロバーツは、システマティック・リスクと社会責任との間には、マイナスの関連があるものと、仮定する。<sup>(50)</sup>

#### (5) 調整変数 (control variable)

社令 (age)、当企業が属する産業区分、そして会社の規模、これら3つは、上の利害者要求の管理ツールとしての社会責任開示という立場からは調整されるべき外部的ファクターである、と考えられている。

(a) 社令 (AGE)：企業年数がたつと、企業が社会責任活動に関わっているという評判は固まったものとなる。その政策を破ってスポンサーから手を引くならば、それは、当企業が資金面または経営の面でなにか混乱が生じたのではないかと予想させるシグナルとして、利害関係者達に受け取られる。つまり、かかる急激な政策変更は、高いコストがかかるわけである。ここから、ロバーツは、社令 (AGE) は社会責任開示にたいして正の関連をもつ、と仮定している。<sup>(51)</sup>

(b) 産業区分 (INDEFF)：ある種の産業は、消費者がその内部を見通しやすく (consumer visibility)、(環境汚染を引き起こしている等の理由で) 高い政治的コストをひきおこしており、そして集中した強い競争にさらされている。

---

(49) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.604.

(50) *Ibid.*, p.604.

(51) *Ibid.*, p.605.

かかる「高度にめだった産業」(a high profile industry)に属する企業は、社会的開示を大幅におこなって、それらの注目やリスクや競争に打ち勝とうとする。ロバーツは、アド・ホック的に、自動車・航空・石油の諸産業をもって、かかる産業と規定する。他方、この反対の産業としては、食品、健康あるいは身体にかんする諸製品、ホテル、または器具および家庭用品を、掲げている。前者の場合、変数 INDEFF は1、後者では0とおく。上の理由から、この産業区分変数と社会的開示度は、正の関連をもつと仮定される。<sup>(52)</sup>

(c) 会社規模 (SIZE) : より大きな会社は、一般大衆や社会問題に敏感な特殊利害関係者グループによって吟味をうけやすい。また、企業の社会活動に関心をもつ株主をより多く抱えている。また、企業の社会的努力を利害関係者に物語るさいにフォーマルな伝達チャンネルを用いる傾向が大企業ほど、いっそう強い。また、上記の、「利害者パワー」や「戦略的姿勢」を表す変数においても、(ex. 対外問題スタッフの人数、あるいは企業の政治活動委員会に向けられる貨幣金額のように) 間接的に会社の規模と関連をもっているかも知れない。そこで、これらの影響を相殺・消去して、経営者の対・利害者戦略のインパクトをよりはっきりと浮かび上がらせるために、この変数 SIZE を回帰式に説明変数としていれている。

SIZE は、1981-84年の平均企業収益額として定義されている。<sup>(53)</sup>

#### (6) 社会責任開示レベルの尺度

これを表す従属変数 (SOCDIS) は、1986年におけるアメリカの経済的優先権に関する評議会 (Council on Economic Priorities — CEP) によって公表された130の主要株式会社の社会責任活動にかんする詳細な分析からつくら<sup>(54)</sup>

(52) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.605.

(53) *Ibid.*, p.605.

(54) *Ibid.*, p.600.

れた。CEP によるこの調査は、各会社との直接の通信や、会社年次報告書、10K 報告書および仮報告書、新聞・雑誌・その他刊行物の徹底的な研究、および様々な2次資料の調査という形で、行われた。

かかる総合的な調査によって、CEP は、各会社の社会的開示の達成度について、3段階の離散的な評価：a = 素晴らしい (excellent) ; c = 良好 ; f = よくない (poor), を行った。a の評価が得られたときは、SOCDIS は 2 , c は 1 , そして f は 0 が与えられた。

このように、ロバーツは、会社自身がおこなった開示のみにもとづいて開示度を定めるのではなくて、「会社の社会的開示と実際の会社の社会責任活動との間には著しいずれがある<sup>(55)</sup>」と考えて、実際の活動を反映する開示度をできるだけ総合的にとらえようとしたのである。

#### (7) 標本抽出と回帰モデル

標本として考慮された会社は、上記の CEP による研究——それは Rating American Corporate Conscience (1986) という書物として発表された——からとられた、1984, 85, 86年調査の、130 個の主要株式会社 (USA) である。次の7つの産業部門が選ばれた。(1) 自動車 ; (2) 食品 ; (3) 保険・介護 (health and personal care) ; (4) 航空 ; (5) 石油 ; (6) ホテル ; (7) 器具および家庭用品。従属変数 (SOCDIS) のためのデータは、上記の1986年 CEP レポートからとられた<sup>(56)</sup>。

上記の諸説明変数 (独立変数) に必要に諸データは、COMPUSTAT ファイル、上記の CEP 報告書、それに様々な2次資料からとられた。これらすべてのデータ要求を満たす会社数は、上記130社中の80社であったという。それらを、社会的開示度のレベルで分類すると、

---

(55) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.600.

(56) *Ibid.*, pp.605-6.

よくない …………… 26 社  
 よい …………… 14 社  
 すばらしい …………… 40 社

となった。<sup>(57)</sup>

モデルは、被説明変数が、このように「よくない」、「よい」、「すばらしい」という離散変数なので、通常の回帰ではなくて、logit モデルが用いられた。説明変数はタイムラグを含むので、式の形を下に書く。

$$\begin{aligned}
 SOCDIS_{i,t} = & b_0 + b_1 + b_2 (PSH_{i,t-1}) + b_3 (\ln PAC_{i,t-1}) + \\
 & b_4 (DERATIO_{i,t-1}) + b_5 (PUBAFF_{i,t-1}) + \\
 & b_6 (FOUND_{i,t-1}) + b_7 (MGRROE_{i,t-1}) + \\
 & b_8 (BETA_{i,t-1}) + b_9 (AGE_{i,t-1}) + \\
 & b_{10} (INDEFF_{i,t-1}) + b_{11} (\ln SIZE_{i,t-1}) + e_i \dots\dots\dots (1)
 \end{aligned}$$

ここで、 $b_0, b_1$  : 縦軸への切線； 任意の説明変数  $X_{i,n-1}$  において、これは企業  $i$  の第  $n-1$  年度の、 $X$  の値。

したがって、すべての説明変数は、前年度の値を計上すべきことがわかる。経営者はこれら諸ファクターの前年度数値に反応して、今年度の社会的開示レベルを決定する、と仮定されるのである。

(8) 検定の結果、その解釈および筆者のコメント

logit モデルの・データへの・適合は最尤法を用いて行われ、その適合度の検定（すべてのパラメータがゼロであるという仮定の検定）は、カイ2乗検定によって行われる。ロバーツによれば、モデル(1)のカイ2乗値（自由度 10）

---

(57) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.607.

は 34.29 であり、これは 0.001 よりも低いレベルで有意である。よく使われる疑似的 R は、0.296<sup>(58)</sup>であった。

第 1 表：社会責任開示モデル(1)の logit 回帰の結果

| 独立変数    | PSH   | PAC   | DERATIO | PUBAFF | FOUND | MGRROE | BETA  | AGE   |
|---------|-------|-------|---------|--------|-------|--------|-------|-------|
| カイ 2 乗値 | 0.74  | 3.02  | 2.51    | 1.63   | 5.30  | 3.41   | 1.64  | 7.63  |
| 有意度     | >0.10 | <0.05 | <0.10   | <0.10  | <0.01 | <0.05  | <0.10 | <0.01 |

| 独立変数    | INDEFF | SIZE  | b <sub>0</sub> | b <sub>1</sub> |
|---------|--------|-------|----------------|----------------|
| カイ 2 乗値 | 3.55   | 1.56  | 0.13           | 0.00           |
| 有意度     | <0.05  | >0.10 | >0.10          | >0.10          |

もしも 0.10 の有意度をもってカット・オフ点とすると、第 1 表からわかるように、利害者パワー変数の内の 2 つ（政治的リスク PAC と債権者パワー DERATIO）、戦略的姿勢変数の 2 つのすべて、そしてまた経済的業績変数の 2 つとも、が有意であった。調整変数（control variables）のうち、社合（AGE）と産業部門変数（INDEFF）の両者は有意であったが、企業規模（売上高）はそうでなかった<sup>(59)</sup>。

このモデルの全体的な有意性、そしてまた個々の独立変数もほとんどが有意であることから、ロバーツは、社会責任開示行動の理解へのこの「利害関係者理論的アプローチ」はこの種の研究に対する有効な基礎を形成しうるものだ、と結論している。従来はアド・ホック的に、いくつかの変数を手探り的に選んで、企業開示行動を説明しようとしてきたが、これは科学的アプローチとはたしかに云えないであろう。精密な、数学的理論とはなっていないが、概念レベルではある程度説得力のあるモデルを立てた点は、評価すべきであろう。

(58) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.608.

(59) *Ibid.*, p.608.

しかし、これが単に概念的なモデルにとどまっているために、外部要因として調整変数 (control variable) に追いやられている諸変数、たとえば企業規模、産業部門、社令などが、本当は他の説明変数と深い関係をもっているのかもしれない。前稿でとりあげた非モデル的諸研究でもっとも重要な説明変数として挙げられたこれら諸変数がこのロバーツ・モデルでは単なる外部変数としておいやられているのは、企業環境の複雑な諸関連を十分にはとらえていないことを、暗にしめすものではなからうか。

ロバーツが指摘する第2の点として、過去(1期前)の諸説明変数によって今期の被説明変数が説明されるというタイム・ラグ構造がこの実証研究によって妥当なことが証明された、とするのである。<sup>(61)</sup> たしかにそういえるかもしれない。レバントな諸変数の前年度の値に反応して、今年度の社会的開示のレベルを決定するというのは、分かりやすい説明である。とりわけ企業の経済的業績(とくに利益率成長率 MGRROE)の前期レベルが今年度の開示レベルを規定するというのは、嶋口氏の前節紹介の理論とも整合する。つまり、諸利害者の相互同意が社会責任活動レベル決定の為に必要だとする嶋口理論にたいして、利益が成長してきたので社会活動とその開示レベルをひきあげる(この目的により多くの資源を投下する)という説明は整合的である。また、利害者パワーや社会責任活動への姿勢の前期における強弱が今期の開示レベルを規定するというのも、刺激-反応パターン仮説としては、分かりやすい。

しかし、この概念モデルは、2つの点でおかしな気がする。

(1) 社会的開示をどの程度おこなうかは経営者の意思決定であり、そして一般に意思決定は過去ではなくて「未来の」変数値によって決定されるのではないか。未来の値は分からないのでその代わりに過去値で代用するといえ、説明にはなるかもしれない。しかし、それにしても、多数のサンプル企業をもち

---

(60) 中野 勲 稿, 前掲論文。

(61) Robin W. Roberts, *op. cit.*, p.609.

いた検定であれば、諸企業のその全体は——平均すれば——各変数の未来値を正確に予測している、といえるであろう。従って、こう考えると、検定においては、ある年度の社会的開示レベルは、前年ではなくて、その翌年（またはそれ以降）の諸変数値によって説明されるべきではないか。刺激－反応型の人間行動理論は納得できない。

(2) 企業利益（または利益率）というものは、たんなる資金源ないし諸利害関係者の（社会的活動への資源配分の）説得根拠であるにとどまらず、むしろ、社会責任活動とその開示をおこなっていることの究極目的ではないのか。こうみると、利益と社会的開示との間には双方向的な関連があり、単一の回帰式ではとらえきれないのではないか。むしろ、連立方程式モデルによって決定されるべきではないか。（利益によって社会的開示を説明する式と、社会的開示によって利益が規定される式と）。より進んだエコノメトリックスの適用が必要である。さらにいえば、企業の目的は、社会的開示によって、たんに次期の利益を最大にする事がねらいではなくて、次期以降無限大にいたる多数期間にわたっての純利益の割引現在価値の最大化が目的である。こういう点をも視野に含んだ、動的モデルの構築が必要である。（Ex. 最適制御理論にしたがったモデル構築）。

(3) ロバーツは、社会活動・開示への企業の姿勢・積極度を代理する変数として、当該会社の対外問題委員会スタッフの人数（PUBAFF）と慈善団体のスポンサーに当該企業がなっているかどうか（FOUND）、という2つの変数を入れている。しかし、これらは、良くみると、ほとんど社会責任活動そのものである。つまり、被説明変数である社会的活動・開示にほぼ等しい種類の変数を説明変数に入れているのは、妥当性を欠くのではないか。ある A を A で説明するのは、説明とはいえないのではなからうか。

おなじことは、利害者パワーの代理変数のうち、会社の政治行動委員会からの政治キャンペーンへの寄付額（PAC）についてもいえる。これも、当企業の

社会責任活動そのものといえるものであって、社会的開示度と同じカテゴリーに属する。やはり、これも、A を A で説明しているのではないか。

独立した別カテゴリーの諸変数で説明することが必要であろう。

(4) ロバーツは、システマティック・リスク (BETA) について、これは当企業の株式利益率の安定度を表し、より安定度の高い企業ほど社会的活動へのかかわりを高める力が大きい、という説明をおこなっている。しかし、これは、筆者には分からない説明である (彼の仮説は一応実証されたのではあるが)。逆もいえそうである。つまり、このリスクがより高いので、それを安定化する努力として社会的開示を高める、ということもあるであろう。つまり、両者の間には正の関連があっても不思議ではない。事実、この結果を出した実証研究もある<sup>(62)</sup>。要するに、システマティック・リスクと開示との関連は、なお研究の余地がある。

以上を要するに、ロバーツ説は、利害者集団の・企業への要求にもとづく・圧力への対応として社会的開示レベルがきまるという妥当な側面を掘り起こした点に、大きな意義がある。企業の反社会的な諸活動にたいして利害関係者達は不信・不満をいだき、自己の保有する資源をバックにして、企業に対して圧力をかけ、企業が適切な社会責任を果たすようにプッシュする。この圧力に対して、企業は、その圧力下で、長期利益極大化をもたらすようなレベルの社会責任活動・開示を行うであろう。

ただ、問題は、ロバーツの理論が、企業目標が何であるのか、その規定が不明確であることと、各利害者が提供しうる資源価値におうじてその要求への対応度をきめるという側面の詳しい、オペレーショナルなモデル化がないので、その曖昧さのために、上の問題点がのこったのである。

---

(62) Ken T. Trotman and Graham W. Bradley, *op. cit.*, p.360.

## 6. 結 論

(1) 企業会計（対外報告会計）の中心的な目的の1つは、様々な利害関係者が企業の経営者にたいして抱くであろう不信・不満を解消して良好な関係を維持させることにある。

(2) その不信解消の最小限のレベルの達成は、企業およびその経営者に課せられた諸社会責任（広義）を適切に果たすことにより、行われる。

(3) その広義の社会責任の内容は、嶋口氏の説にしたがい、基本責任、義務責任、および支援責任とするのが妥当であろう。

(4) 基本責任とは、自己利益に動機づけられた、自由な経済的交換行為により、企業と外部当事者の双方にとって（つまり社会全体にとって）価値上昇が生ずるようにすることである。この基本責任を達成することによって企業は継続的な存続の基盤をあたえられ、その結果、製品と雇用機会の継続的提供という社会的要請にこたえることもできる。

かかる基本責任の・企業側からみた・達成度は、伝統的な期間損益計算によって近似的に測定・報告されうる。（価値上昇度の測定）。このことから、また、伝統的企業会計もまた、下記の狭義の社会責任会計とともに、（基本責任の達成度の測定という意味の）広義の「社会責任会計」の1部分を構成するものである、と解釈できよう。つまり、かかる価値上昇の達成は（経営者の能力・徳性への疑惑から）不可能ではないか、という事前の不信を解消しえた度合いを測定・報告するものが、この「基本的」社会責任会計である。

なお、企業側でなく、消費者側からみて、購買行為から真に価値上昇を達成し得たのかどうかも、本当は、重要な「基本的社会責任」会計の1部である、と考えられる。かかる会計システムは現在は存在しないが、かかる消費者にとっての企業の社会責任会計システムもぜひ構築されるべきであろう。

(5) 第2の義務責任とは、企業の内部活動が社会にもたらす損失やリスク等をあらわす「内部不経済」と、公害等の対外的な企業活動の悪影響等を示す

「外部不経済」を防除すべき、企業責任を云うのである。政策論としては、嶋口氏が適切に述べているように、基本線は社会全体を平等にかつ統一的に規制する立法・行政・司法システムに、この種の社会責任の枠組みと規制は委ねるべきである。企業としては、かかる規制システムの遵守、デマーケティング、環境ビジネス等により、規制の枠組みの中での自己利益極大化の追求という形で最適度の社会責任活動がおこなわれる。

(6) 第3の支援責任とは、慈善団体や公益団体等への寄付、文化事業への支援等からなる。上の義務責任のように、これは明示的な企業活動からの弊害の防除という面は露呈されないけれども、この種の社会責任も、たんに、する必要の無いことをしているのではなくて、企業の独占・寡占が社会にあたえる不利益や1企業に多大な富が集中することからの非最適資源配分の是正という意味をたぶん持っているであろう、という仮説を、筆者は抱いている。これも、したがって、社会が暗黙に要請する枠の範囲内において、支出とのかねあいで、自己利益極大化がもたらされる程度の企業イメージの向上をめざして、社会責任の遂行がなされる。一貫性、継続性、そして社会的必要性という嶋口氏のとなえる3原則は興味深い。

これら2種の社会責任は、基本責任とは異なり、企業活動にともなう弊害ないし悪の防除という意味をもち、また、かかる弊害を受認してもらうというサービスを社会からうけながら、企業側が十分な対価を負担してこなかったことから、その防除・補償への社会的要求が強く発生してきた。これに対応して企業もある程度の自発的情報開示を行って、自己のおこなっている対策や支援を社会にアピールしている。しかし、それら不経済等の社会にとっての損失量の客観的な価値測定には困難であり、明確な価値測定・報告システムがつくられていない。むしろ、企業側からの一方的な宣伝情報（1種の広告活動情報）にとどまっている。現在の社会責任情報開示活動の分析のためには、従って、長期利益極大化を目的とする広告理論の適用がこころみられてよい。

社会責任への対応度に関する、企業という商品の品質を定めるために必要な企業情報、これが、上の2種の社会責任情報の意味であり、これを十分に提供しないことは、ある意味で「内部不経済」を形成する。この不経済がかなり存在する故に、現在、社会責任会計論がさかんに展開されているのである。

これら、「義務的」および「支援的」社会責任会計は、第1の「基本的」社会責任会計とともに、社会の不信解消を目的とする（広義の）社会責任会計を形成する、といえよう。社会的不信解消のための社会責任会計として、ほとんどすべての対外報告会計は理解されうるのではないか。

(7) 社会責任に対応して企業が活動するとは、どういうことか。この側面を掘り下げたのは、ロバーツの利害関係者モデル論の功績である。要するに、社会責任に対応するとは、制度的・倫理的・政治的・集团的・個人的等のプレッシャーにたいして、その背後にいる利害者が企業に提供しうる価値ある資源量に対応して、彼らの要請を経営計画・行動に組み込み、実践し、そして情報開示する。その際、その対応のあり方は、当該企業への「利害者パワー」、企業側の「戦略的な姿勢」、そして企業の「経済的業績」の3要素によってきまる、とする。これら3つの次元の制約の下で、企業は結局は自己利益極大化を目的として各種資源保有者への社会責任開示度の対応をきめるのである。ただ、やはり概念モデルにとどまっていて、数学的構造がはっきりしないので、諸変数間のトレード・オフ関係がはっきりしないし、また、上述したように、経済的業績と社会的開示との関係があまりにも単純にとらえられている。双方向的なモデルが必要であろう。また、過去の諸変数値によって今期の開示レベルが決まるのではなく、むしろ開示レベルは将来の利益極大化のための手段である以上、諸変数値の未来予測値によって規定されるといえよう。また、厳密には、無限多期間モデルが適用されなければならない。

また、企業規模、所属産業部門、および社令といった重要なファクターが正式に利害者モデルに取り入れられていないのは、問題である。いずれも何らか

の形で、利害者パワー、戦略的姿勢、ないし経済的業績に関係するであろう。これらへの組み込みを試みることも必要と思われる。

しかし、これらの問題点はあるものの、企業をめぐる利害関係者モデルというものを上の3つの次元に整理して構造を明確化した功績は大きく、我々の将来の研究にとって大変参考になると考える。

以 上

# アメリカにおける情報公開規制の系譜

— 19世紀アメリカ鉄道会社規制再考 —

山 地 秀 俊

## I 開 題

## II ハミルトンの思想そして

ジェファーソン民主主義とジャクソン民主主義

II-1. ハミルトン

II-2. ジェファーソン

II-3. ジャクソン

II-4. 抽出された思考

## III イリノイ型鉄道会社規制の意義

III-1. 緒論

III-2. 1870年前後の司法当局の動向

III-3. 憲法会議

III-4. 1871年法

III-5. 1873年法

III-6. 1873年以降

## IV 結 語

## I 開 題

我々はこれまでに、20世紀への転換期前後のアメリカ社会における会計情報公開問題を取り上げて検討してきた。まずは19世紀半ばの鉄道料金問

題<sup>(1)</sup>、続いて世紀転換期前後の独占規制問題<sup>(2)</sup>、同時代における地方政府の近代化問題さらには1930年代に本格化する労使関係及び労働組合問題<sup>(3)</sup>、各々の領域において会計情報公開が規制手段としてあるいは巨大組織の自発的行為として会計情報公開が用いられていることを確認した<sup>(5)</sup>。そうした現象の意義・解釈については、それが囚人ゲームにおける囚人のジレンマへの社会的陥落の回避手段になっていること<sup>(6)</sup>、あるいは巨大組織の支配者側の大衆統制・宥和化機構として、大衆側の部分的権力監視機構として情報公開が民主主義を機軸概念として機能としていること、等を指摘してきた。

しかし次に我々は、そもそも発生史的にはアメリカ社会に独自のと思われる、こうした情報公開を伴った民主主義という思考・制度というものが、アメリカのいかなる伝統から流れ出ているのかという「民主主義的情報公開」の出自を確定する作業の必要性を感じるのである。そこで本稿では、こうした問題について若干の考察を加えておくこととする。

一般的にアメリカは民主主義の国であるという表現は多くの文献で指摘されているところである。しかし現在では大方の先進資本主義国は民主主義による統治を行っている。そこでアメリカ的な「民主主義的情報公開」の出自を問う以上は、単なる民主主義の伝統を問うのではなく、情報公開と結びついた民主主義の思考をここでは問う必要がある。そうしたときに我々の出発点は当然、アメリカの独立期前後の時代の思考にまで遡る必要があろう。そこで第Ⅱ節では、建国時の財務長官アレクサンダー・ハミルトンや独立宣言を草案したジェ

---

(1) 拙稿、「19世紀のアメリカ合衆国における鉄道会社規制と会計情報公開」、『神戸大学経済研究所研究年報』、第31号（Ⅰ）、1981年。

(2) 拙著、『会計情報公開論』、神戸大学経済経営研究所、1983年、第6章。

(3) 拙稿、「20世紀への転換期におけるアメリカ地方政府の会計情報公開」、『国民経済雑誌』第158巻第6号（昭和63年12月）。

(4) 拙稿、「20世紀アメリカにおける労働組合の会計情報公開」、『産業経営研究』第10号、1990年。

(5) 拙著、『会計情報公開論』を参照。

(6) 拙稿、「会計情報公開の現代的機能」、井尻雄士・中野勲編、『企業行動と情報』、同文館、1992年、に所収。

ファーソン（Thomas Jefferson）の思考・政策を民主主義と情報公開を基点にみていくこととする。続いてジャクソンの民主主義についても検討する。もちろんその検討は、情報公開問題に限られることはいうまでもない。さらに第Ⅲ節では異なった民主主義思想・理念の調和的展開過程として、1870年代のイリノイ州の鉄道会社規制に現れた鉄道会社の会計情報公開問題を前稿<sup>(7)</sup>を補足・拡充する意味で、別の角度から取り上げる。

## Ⅱ ハミルトンの思想そしてジェファーソン民主主義 とジャクソン民主主義

アメリカの独立・建国時期の思想的経過を辿るとき少なくとも3人の名前を省くことはできない。一人は初代財務長官のアレクサンダー・ハミルトンであり、一人は1800年に大統領に就任するトマス・ジェファーソンであり、いま一人は1828年に大統領に就任するアンドリュー・ジャクソンである。そこで本節では彼らの思考を辿りながら、後にアメリカ政府規制に関する3つの代表的なタイプとなる考え方の形成過程をみておこう。そしてその規制思想の流れの中に民主主義と（会計）情報公開問題の発現をみておこう。

### Ⅱ-1. ハミルトン

アメリカは独立後の初代大統領として軍人であったワシントンを選んだ。彼は内閣閣僚や高級官吏選任に当たって強力な連邦政府の設立という考え方を擁護する者を優先させようとした。そこで財務長官にアレクサンダー・ハミルトンを選任し、法務長官にエドモンド・ランドルフを、陸軍長官にヘンリー・ノックス将軍を選任した。ただし考えられる反対を緩和する目的から、ワシントンは、必ずしも「強力な連邦政府」擁護者とはいえないジェファーソンを国務長官として選任した。そして後にみるように、ハミルトンとジェファーソンは政

---

(7) 拙稿、「19世紀のアメリカ合衆国における鉄道会社規制と会計情報公開」。

策的にも対立し、アメリカの政党政治の端緒を形成することになる。<sup>(8)</sup>

ハミルトンは連邦政府の強化という観点から財政政策で顕著な業績を残す。たとえば、独立戦争の戦費調達のために、植民地時代のアメリカの大陸会議が発行した政府証券に対して、その支払を独立後の政府が履行すべきか否か、もし支払うとして直接大陸会議から証券を購入した者と、後に投機目的から購入した者とを同等に扱うべきか否かという問題が提起されたときに、ハミルトンは連邦政府強化とさらに、結果的に一部の特殊階層の利益を擁護することになる政策を主張した。すなわち、政府証券を持つあらゆる者を平等に扱い、しかも旧証券1ドルに対して新証券1ドルが交付され借り替えられたのであった。

類似した政策は、諸州が同じく独立戦争の戦費調達のために発行した公債の償還問題についても、ハミルトンによって主張された。すなわち各州の公債は共通目的のために発生したのであるから、連邦政府がそれを支払うべきであるというのであった。この政策については、先の大陸会議の証券の件よりもより強い反対にあっているが、ハミルトンは新連邦債を発行して旧州債を1ドル対1ドルの割合で借り替えた。その際やはり本源的応募者と投機家とを差別はしなかった。

またハミルトンの連邦政府強化政策として顕著なのは「合衆国銀行」の設立であった。それは通貨価値の安定化という目的からの要請であった。当該銀行は1791年に設立されるが、それは株式会社形態をとっており、拠出資本の実質的な基礎は、ハミルトンが発行した政府証券にあった。「こうしてできた銀行に、預金を受入れ、自分自身の銀行券を発行し、国内各所に支店を開設し、政府勘定を出納し、利子をとって貸出をする権限が付与された。その本店はフィラデルフィアに建設された。まもなく、それはニュー・ハンプシャーのポーツマスから、ジョージアのサヴァナにいたるまで散在する支店網をもつことになっ

---

(8) 以下の本項の論述では、適時次の文献を参照する。『ピアード 新版アメリカ合衆国史』、松本重治・岸村金次郎・本間長世訳、岩波書店、1978年、第11章。あるいは、アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』（第3巻）、岩波書店、1953年。

た。合衆国銀行という機関によって、同一価値の銀行券が、各州いたるところに流通するようになった。かくしてようやく、商人たちは、銀行券は安全でもあり、確実でもあると確信して、売買や両替をすることができるようになった」のである。

以上のような連邦政府主導型の諸政策の背後にある考え方は、イギリスのホイッグ党 (Whig) 的なエリート主義があり、民衆に信をおくというよりも、政府が経済を支えるために積極的に介入すべきとの信念を有していたといわれている。しかもワシントンあるいはハミルトンを支持していたのは商工業に利害関係が深い人々——政府公債の所有者、金融業者、製造業者、船主、西部の土地投機業者——であった。彼ら二人は当然建国当時の実力政治家であり、憲法擁護と連邦政府の権限の確立を目指していた。わけでもハミルトンは、そうした政策を掲げた連邦党 (フェデラリスト党) を率いて、ジェファーソンの共和党 (後に民主党) と対立するようになっていく。ちなみに当該連邦党の思想は今日の共和党に受け継がれているといわれ、ジェファーソンの共和党は今日の民主党に通ずる。要するにハミルトンらは、合衆国の保守的階級の中の「富と才能」を代表していったのであった。したがって彼らは「フランスの動乱 (注：フランス革命) をひどく嫌っていた」のであり、国内での民衆の騒ぎにも腹をたてるが多かった。ハミルトンは「人民は巨大なけものだ」といったといわれている。彼らはまた、都市や農村地方に勃興している「民主主義の集団」は度を越えないうちに抑圧しなければならないと考えていた。たとえば、ワシントンは、フェデラリストの優位性に依拠して、1798年には大衆を抑制する目的で「動乱法 (sedition act)」を成立させた。そして当該法を根拠にジェファーソン率いるリパブリカンを弾圧したが、こうした政策はかえって失敗に終わった。

ハミルトンの思考、特に経済政策に関する思考は、厳密な最低限の州規則の下で私的に管理された経済を目指すという方向で特徴づけられよう。「最低限

度基準の思想」(minumum standard ideology)<sup>(9)</sup>と特徴づけられる所以である。しかしここでの特徴づけは、「最低限度」という条件の部分よりも、基準を政府が設定するというところにより大きな強調点がある。

## II-2. ジェファーソン

上述のような連邦政府の強化政策一辺倒の、そして高圧的なワシントン・ハミルトンの政策に反対する形でジェファーソンが台頭してくる。連邦党に対する反対党としての共和党を組織し、1800年革命で大統領に就く。ジェファーソンは「米国の独立革命より建国時代を通じて政治家として思想家として、偉大な足跡を米国史上に印した<sup>(10)</sup>」と称されるように、当時の代表的な政治家・思想家であった。当時は民主主義という言葉は必ずしも今日的な意味合いを有してはおらず、むしろ政党・政治家間でお互いを批判するときに用いられた言葉であった。したがってジェファーソン自身も自らの思想を表現するときに「民主主義」という言葉を必ずしも用いてはおらず、たとえば「共和主義」という表現をとる場合がある。しかし彼によって主張された思想・政策の内容は、今日でいう民主主義そのものである。

上記の「1800年革命」とはジェファーソン自身の言葉であり、保守階層の富と才能を代表する政党たるフェデラリスト党の政府が、抑圧されてきた自営農民を基盤とする共和党(リパブリカン党)によって、投票という平和的手段で打倒されたことを象徴した言葉である。

彼の政治思想の中核をなすものは、人民主権と多数決の原則、権利章典の擁護、専制主義反対などである。前世紀(18世紀)的と特徴づけられるが、今日

---

(9) このような特徴づけは、以下の文献に負っている。K.R.Schlesinger, "In Search of the Power that Governs: The Growth of Judicial Influence over Public Policy in Illinois, with Special Reference to Railroad Regulation, 1840-1890," *Ph.D.Dissertation*, North-Western University, 1985.

(10) アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』(第3巻), 89頁。

でいう民主主義の制度的諸条件であることに変わらない。彼のこのような政治思想をかいまみる言動をいくつかみておこう。すると彼が1816年に書いた書簡の中には「政府が人民の意思を具体化し、実行する限度においてのみ、政府は共和主義である。・・・一人の専制者が1年間に行う過ちの半分も、人民は40年間に行わないものだ・・・国王制の政府の下で、一つの国が同じ時期に行った反乱や犯罪の半分にしかすぎない<sup>(11)</sup>」という表現がみられ、民主主義が専制者の出現を阻むべき、また王政に代替すべき最良の政治組織であることを主張している。また1800年革命で大統領に就いたジェファーソンの第一次大統領就任演説（1801年）の中から、我々の興味ある箇所を引いておこう。

国民諸君、今や私が諸君にとり貴重にして価値あるすべてのものを包蔵する大統領としての諸義務の遂行に入ろうとするに当たって、私が、われわれの政府の欠くべからざる原則と考えていること、したがってどんな政治を行うべきであると考えているかということ、諸君に理解して頂く適当な機会だと思います。私はそれを出来るだけ最も短い言葉に凝縮してみましよう。それも一般的な原則に止り、すべての規定に及ぶことはできません。・・・人民による選挙の権利を固く擁護すること、・・・情報を一般に弘布し、世論の審判の頭頭にすべての権力の乱用について審問を行わしめること。宗教の自由を確立すること。言論出版の自由・・・<sup>(12)</sup>。（強調は筆者）

以上の引用から知れるように、情報公開は、普通選挙・宗教の自由・言論出版の自由と同格で列挙されている。それは、情報公開によって専制者が現れることを食い止めることが出来るという発想が基本にあるからに他ならない。彼の18世紀的といわれた専制君主への反発としての民主主義思想の大前提である。

こうした思考はより早くジェファーソンが、独立宣言の草案を起草したときにすでに現れている。それはイギリス国王のアメリカ大陸政策に対する執拗な

(11) アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』（第3巻）、93頁。

(12) 上掲書、97-98頁。

までの批判である。当時の独立宣言は世界中が注目するマスメディアの要素があるが、その中で、イギリス国王がアメリカに対して行った蛮行を紙幅をさいて列挙している。今日我々が独立宣言を読むとき、その格調性・一般性からいって必ずしもあの箇所にあれほどの指摘をする必要があるとは思われないが、当時のイギリスに対する独立の宣言を、人民を味方に取り込んで行うにはあのような思考と戦略が必要であったと考えられる。情報公開戦略である。むしろ独立宣言が檄文のようにみえる。

ここで筆者の歴史叙実証のプロセス・目的を簡単に述べておこなうならば、当初18世紀的民主主義の思想がアメリカ政治に影響を与え、まず政治の次元で巨大な専制的権力に対する対抗手段としての民主主義という発想が生じてくるのであるが、それがやがて政治政策の次元では、政府規制の範囲問題として現れる。その中で会計情報公開問題が巨大鉄道会社規制問題の一環で現れてくる。さらに、20世紀転換期前後にはこの問題が巨大専制君主的権力を産業の次元でもち始めた巨大株式会社の独占規制問題との関連で会計情報公開問題が再度台頭してくる。さらには注目すべきは、ジェファーソンが採った政策と類似して、民衆（一般大衆）を自らに対する究極的批判者にはせずに、宥和化するために、企業は会計情報公開を企業戦略として採用する。もちろん政治的伝統として、巨大権力に対する情報公開政策の一環として政府規制の会計情報公開制度も定着してくる。こうした流れをフォローしようとしているのである。

ジェファーソン大統領の後もジェファーソンの政策を引き継ぐマディソン、モンローとバージニア出身の大統領が続き、バージニア王朝とまでいわれた。1816年には共和党が連邦党の政策を踏襲してしまうに及んで、連邦党の存在意義が薄れていってしまった。それはこれまで連邦党のハミルトンが設立したが、共和党陣営としてはそれが独占的経済権益を享受しているとして反対していた国立銀行の設置を共和党側が認めたことに端的に現れている。すなわちハミルトンが1791年に第一合衆国銀行を設立したが、1811年には特許状期間満了と

もに廃止された。しかし政権党であった共和党が、1812年戦争後のインフレ処理等で政策的に国立銀行の存在の必要性を認識して、1816年に国立銀行の設立を認め、20年の期限付きで第2合衆国銀行を設立したのであった。これによって独立以来続いていた連邦党（フェデラリスト）と共和党（リパブリカン）の対立は収束したのであった。しかし次に新しい利害関係を表象した新しい対立が生まれてくる。その中から、初めてテネシー州出身のすなわち初めて西部出身の大統領が誕生する。ジャクソン大統領である。

### II-3. ジャクソン

1824年の大統領選挙は建国時の著名な政治家（ワシントン、アダムス、ジェファーソン、マディソン、モンロー等）が老齢化して、新しい人々で争われたが、中にアンドルー・ジャクソンがいた。彼は当初の選挙（1824年）ではジョン・クインシー・アダムスに破れたが、やがて成長した西部諸州の勢力を背景に台頭してくる。彼は1812年戦争（対イギリス）の英雄である。次の大統領選である1828年選挙では、アダムスを破って大統領につく。こうした対立の過程で、アダムス派はナショナル・リパブリカンと呼ばれ、ジャクソン派はデモクラットと呼ばれた。ジャクソンは粗野で直情型であったが、ジャクソン民主主義といわれる政治的パターンを築きあげた。

彼が行った具体的な民主的政策とは、例えば以下のようなものである。白人成人男子にまで及んだ普通選挙権の拡張、あるいは教育の民主化がある。後者は、すなわち州税によって無料の学校を設立して大衆を教育することが、扇動的行動に駆り立てられない大衆を作ることになり民主主義に貢献するとジャクソンが考えた結果であった。また連邦政府の人事の民主化によって、政権党が連邦政府の多様なポストを原則として占有することを決定した。これらは政治・社会的な民主化政策であったが、それとともに、ジャクソンは経済における競争の自由化を促進していった。

まず注目すべきは、ジャクソンは、東部の巨大な銀行の金融の独占的支配に対する西部の小規模な地方的資本家や企業家・独立生産者の本能的嫌悪感から、そして第2国立銀行（合衆国銀行）が特定政党（ホイッグ党：アメリカの政党である）の資金源になっているとの危惧から、先述のように1836年で期限切れとなる第2国立銀行の特許期限延長案に反対した。ゆえに第2合衆国銀行は、1836年をもって廃止された。そのために以後アメリカは国立銀行を持たず、次の国立銀行設立は1914年の連邦準備銀行の設立まで待たなければならないのである。こうした雰囲気を受けて、弱者たる労働者の団結権の主張が企業社会でみられたり、独占に反対し企業の自由を主張する新しい時代の到来が当時新任の最高裁判事長トーネーの意見の中にみられたりする。

経済面での自由化の象徴的事件はチャールズ・リバー・ブリッジ会社事件である。マサチューセッツ州の独占的橋梁会社チャールズ・リバー・ブリッジ会社は、1786年以来ボストンとチャールスタウン間にある川に独占的に架けられたチャールズ・リバー橋からの独占的収益をあげていた。それに対して州は交通量の増加を理由に新しい橋梁会社を特許し、当該新会社が橋に関する架設費の償却を終えた後は、通行料を一般から徴収しないという規定を設けた。このことはチャールズ・リバー・ブリッジ会社にとって大きな損失を招くことになるので、当該会社は、当該特許発行の禁止をマサチューセッツ州裁判所に申請したが却下された。当該会社はさらに連邦最高裁でこの問題を争うべく上告した。この訴訟に、1836年ジャクソン大統領によって連邦最高裁判所判事に任命されたトーネー判事が判決を下すことになる。会社側が特許状発行禁止を求める論拠は、「特許状は州立法部の原告会社に対する契約であり、その契約には、他の競争会社の設立を許可して同会社の特許的地位の経済的価値を減殺するような契約違反的措置を将来にわたってとらないという約束が含まれている<sup>(13)</sup>」というものであった。それに対してトーネー判事は「所有権の神聖はおかすべか

---

(13) アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』（第3巻）、455頁。

らざるものであるが、社会も亦、権利をもち、その権利の忠実なる保全を通じて、社会は市民の幸福と厚生を護らなければならない<sup>(14)</sup>」と論じ、「社会の発達を助長するための州の権限は、その放棄が明示されていないような契約のゆえに放棄されてあるなどと解釈されるべきではない<sup>(15)</sup>」と主張した。これによって、独占的旧権力に対する新しい自由な企業競争を保証しようとしたのであり、新しい産業勢力の台頭に道を開いたことになる。こうした考え方はやがてコネチカット州を始めとする各州において一般法人設立法（general incorporation act）となって結実し、いわゆる株式会社設立が特許主義から準則主義へと移行することを促したのであった。

またジャクソン大統領の民主化政策を窺う事例として、ジャクソンは世論をデモクラシーの重要な力と考え、新聞人と接触し彼らを中心にキチン・キャビネットをつくり、非公式な大統領の顧問とし、又彼らを通じて政府の考え方を民衆に伝えたということが指摘されよう。このやり方はニューディールにおけるルーズベルトと同じであり、この意味で彼は優れた大衆政治家であったといわれている<sup>(16)</sup>。

多くの民主的改革を打ち出した大統領であったが、ジャクソンはややもすると頑固で強行的な面も持ち合わせていたので、アンドルー王朝とも呼ばれた。そのため1834年に、ジャクソン派に対抗するために、ナショナル・リパブリカンたちは上でも述べたようにホイッグ党と称する新政党を結成している。もちろん、イギリスの反王党派であったホイッグ党を意識してのことである。しかしこのホイッグ党は、アンドルー王朝（ジャクソン政権）よりも一層保守的であったといわれている。

さらに奴隷制問題が1800年代半ばに政党を分解再編してアメリカを新しく二

---

(14) 上掲書、455頁。

(15) 上掲書、455頁。

(16) 上掲書、53頁。

分することになる。すなわち1850年に、ミズーリ協定<sup>(17)</sup>を破ってカンサス・ネブラスカ両准州で奴隷制容認的法律が通過したことを契機に、旧来の政党の中の奴隷制廃止論者が、そしてその後できたいくつの政党と合流して、新しく1854年から56年にかけて共和党を形成することになるのである。ここに民主党対共和党の現代的対立が開始されることになる。それとともに奴隷制存続を標ぼうする南部の、共和党への反感が、南北戦争への導火線となることは周知の通りである。

以上でみてきたジャクソン民主主義の基調は、ある論者によって「負の自由主義」として特徴づけられ、基本政策である政府介入を最低限に抑え、各個人の自由な行動を保証するという考え方から「自由契約 (free contract) の思想」<sup>(18)</sup>ともいわれる。当然すでにみたように、場合によっては奴隷制弁護にもなるとともに、morality lawの否定にもつながる自由であるという危険性をはらんでいた。

#### II-4. 抽出された思考

ここまでの検討で我々の関心事である情報公開に関して、一つの事実に気づく。それは、民衆の立場に立たないハミルトン的なフェデラリストや、完全に民衆の中に立つことを標ぼうするジャクソンの完全自由主義の双方には、各々独特の民主主義的思想・政策はあるものの、我々がこれまでの研究で抽出してきたような、権力側からの大衆への情報公開という思考は認められないという点である。両極端ではなく、その過度期的・中間的存在で、大衆の側に立ちながら大衆とは一線を画するジェファーソンの中に、我々が求める公開性思考あるいは公開性による規制思考の萌芽が認められるのである。換言すれば、大衆

---

(17) ミズーリを奴隷州として認める代わりに、メインを非奴隷州としてマサチューセッツより独立させ、南北の均衡をはかる一方、将来のために、ミズーリは例外としてそれ以西のルイジアナ領土では、ミズーリの南の境界線たる北緯36度30分以北の地には奴隷州をおかないという、連邦の南北均衡政策を指す。上掲書、25-26頁。

(18) K.R.Schlesinger, *op.cit.*, で用いられている用語である。

を無視した権力闘争から、大衆を抱き込み宥和化した権力闘争である。それは大衆そのものが権力を握る闘争とは峻別される必要がある。ただ「大衆を抱き込み宥和化した権力闘争」が「大衆そのものが権力を握る闘争」であるかのような色彩をもってくるのも情報公開の大きな機能である。

このことは、次節でみるイリノイ州の鉄道会社規制問題との関連で、ハミルトニアンとジャクソニアンの妥協として、イリノイ州的鉄道料金規制が現出するとみられるが、こうした妥協過程が、当該規制方式が規制権限はもつがあくまでも州の直接的・法的統治ではなく裁判所が権限をもった委員会規制であるという発想のもとに営まれたという問題とどのように関わってくるかが注目されよう。そうした規制方式は結果的にはジェファーソンの中間的政治政策思考につながるのだろうか。また我々は前稿で、イリノイ型の規制方式はマサチューセッツ州等の東部諸州の規制に比較して州の経済発展が遅れをとっていたので、規制の方式の面でも年代的には後発であるが、むしろ時代的に先行するマサチューセッツ州よりも遅れているのだという意義付けを行った。こうした意義付けがどのように修正されるべきかも議論の対象となる。

### Ⅲ イリノイ型鉄道会社規制の意義

#### Ⅲ-1. 緒 論

アメリカには中西部の農業州と東部の商業州とでは異なった伝統があり、1870年代まではほとんどの州で東部の伝統を受け継いで、アドバイザー委員会的な弱い（weak）委員会で鉄道会社等を規制していた。それに対してイリノイ州は、業務規制を行うことができる強い（strong）規制委員会を設立した。我々が注目するのは、強い委員会が最初に設立された州こそイリノイ州であるという点である。我々は前稿では弱い委員会の現代的意味をマサチューセッツ州の鉄道会社規制の中に探ったが、他方、強い委員会については、強い権限で業務規制を行うのは、二極間で対立した経済的利害が反映された、遅れた規制

方式という意味しか与えなかったように思われる。しかし強い委員会についても、規制問題との関連では、まさに現代的意味があるのであって、その意味で「別の現代的意味」があることを見いださなければならないのである。そこで何故イリノイ州で、このような規制における現代化の一つの方向がまず最初に打ち出されたのかを歴史的に再度みていく必要が感じられるのである。<sup>(19)</sup>

前稿での理解は、業務規制がイリノイ州の後進性に依っているという解釈であった。筆者は現在でも基本的には、こうした理解でよいとは思っているが、イリノイ州の鉄道料金規制のあり方は、先にも述べたように、それ自体としては、後進性というよりも、別の意味でアメリカで最初の規制方式としての先進性があるという面もみておかなければならない。それは、本稿の第Ⅱ節で分析したアメリカの建国以来の政府規制に関する考え方の系譜の中でも、新しい時代をいち早く革新したことに通ずるのである。

まず、イリノイ州での1869年ころから本格的に始まる一連の鉄道会社規制は、政府の私的経済規制の観点からは極めて先駆的な出来事であったことを確認しておこう。当時イリノイ州を始めとする諸州は、南北戦争の影響もあって、州政府の政治家が、私的経済を統治する原則に自信をなくしていた。その意味は、鉄道会社等の新しくかつ巨大な組織が登場して私的経済の在り方が問われるような事件が頻発していたにも関わらず、政治家は、それに対する対応策が採れずに困惑していたという状況を指す。第Ⅱ節でも述べたように、歴史的には原則として政府側には私的経済に対して2つのタイプの対応策があった。一つは、ハミルトンに代表されるような実質的に政府の大幅な規制を認める考え方——最低限度基準主義と呼んだ——と、私的経済の問題は自由に私的経済の方向に任せるというジャクソン大統領に代表されるような考え方——自由契約主義と呼んだ——である。ところが、この両者の考え方では、鉄道会社等の巨大組織の経済行動を節度ある範囲内に止めることは、実際上不可能であった。

---

(19) K.R.Schlesinger, *op.cit.*, を適時参照する。

「南北戦争の最後の幾年と再建時代の最初は、政党の犠牲の上に、裁判所と一般的に法的職業の力を究極的に強化した一層の高揚をもたらした。・・・最高裁のメンバーは困難な経済上の憲法上の諸問題に対して集中的な裁量的・監視的権威を行使し始めたのであった。最高裁の新しい主張は、イリノイ州のもっとも熟練したそして大望を抱いた法律家が、民主党の資格審査が彼ら法律家を閉め出したり、公的生活では報酬が十分でないということに気づき始めたのと時を同じくしていた。それ以外にそれまで不明確であった学究的法律家が、それまでは思想的方向性を決める際には政党をみていた仲間の中に自らと自らの考えを、突然に見いだした。法律の職業化が熱心に始まった。その間、戦時の繁栄と戦後の不況の組み合わせが、農民と鉄道を初めて厳しい対立に導いた。政治家たちは状況が、非常に複雑でかつ、政党の考え方を選挙民に染み込ませるべく考え出された新しい方法にとっても驚異であると判断したので、彼らは当該問題に対するコントロールを1860年代の終わりに開かれる憲法会議に実際上委ねてしまった。」<sup>(20)</sup>

南北戦争終了後の1860年代からイリノイ州では、上記のような状況下で、著名な司法関係者が排出することになる。例えば、イリノイ州最高裁判事でかつ自らも会社経営に当たっていたケイトン（Chief Justice Caton）やロウレンス（Charles Lawrence）、ソートン（Anthony Thornton）、ブリーズ（Sidney Breese）らが、当時の新しい問題である巨大組織鉄道会社の規制問題に新機軸を打ち出していた。そこで以下の諸項では、1870年代前後の規制展開に至るまでの経緯、そして1873年法で新しい規制理念が成立する過程をみておこう。

---

(20) *Ibid.*,10-11.

### Ⅲ－２．1870年前後の司法当局の動向

南北戦争以後から、イリノイ州でも鉄道会社と農民の間で、あるいは鉄道会社と倉庫業者間で鉄道料金問題等に関して多くの訴訟が起こされていた。それは鉄道がイリノイ州においても州経済の根幹に関わる産業として成長してきた証でもあった。そこに各利害関係者（訴訟当事者）間の単純な利害調整を困難な問題にする要因があった。

まずイリノイ州の1860年代末から70年代の始めにかけて、鉄道会社問題で、訴訟を通じて司法当局の影響力を強めるのに功績があったローレンス判事（Chief Justice Charles Lawrence）の思考を検討することは意義があろう。彼の手がけた裁判で彼の思考が確認できる最初の判決は、ラシーヌ・ミシシッピ鉄道対農民信用会社事件（*Racine & Mississippi Railroad v. farmers' Loan and Trust Co.*, September term, 1868）であろう。当該事件は、ウィスコンシン州で会社設立された上記鉄道会社の一部が、イリノイ州の法律の下で特許された鉄度会社が所有する資産の一部に対して、抵当契約（mortgage agreement）を結んだという内容である。無論両鉄道は実質的には合同されて（consolidated）同一会社とみなしうるものであるが、こうした抵当契約に対して、鉄道会社側の弁護士は鉄道会社が厄介な義務を負うことを回避できると期待して、当該抵当契約が無効であると主張した。それに対してローレンス判事は以下のように主張して、鉄道会社側の主張を退けた。

異なる州にわたって走る連続した鉄道路線が、立法府によって合同されたとき、こうした事例は今日では必ずしも例外ではないと思われるが、合同された側の各会社は、まさに株式会社の性格からして依然として各州で一個の実体としてみなされなければならないが、それでも、全線が一つの取締役会で統括されない限りは、合同の目的は非常に崩れ易いものであると考えられよう<sup>(21)</sup>。

---

(21) *Ibid.*, 348.

単一の株式会社は、二つの州の連合立法によっては設立されえないという原則は、会社実体に関する確立された法律からの疑問の余地のない推論ではあるが、それにも関わらず、それは技術的で抽象的な原則であるので、今回の例のように、隣接する州が合同を認可して、しかも合同した路線が名前も認印も単一の共通の取締役会の下で統括されているときは、そうした役員会はあたかも単一会社のように行動するので、そして彼らの結ぶ契約もあたかも単一会社のような契約形態を採るときは、裁判所は、公共の保護とGood Faithの遂行のために、今回裁判所がそうしたように、契約は会社の重要な実体が存在する各州の会社が（同じように）契約をしたと解釈されるべきであるという立場を採るものである。<sup>(22)</sup>

ここでのローレンス判事による判決が示しているように、彼は会社の権利についてはこれまでのコモン・ロー的な立場を尊重しつつも、新しい事態に対しては柔軟に対応して、これまで鉄道会社が享受していた諸権利を制約しようとする意識が認められるのである。

続いて同様にローレンス判事の判決をみておこう。ビンセント対シカゴ・アルトン鉄道事件（*Vincent v. Chicago & Alton Railroad*, September term, 1868）の判例である。当該事件は鉄道と穀物倉庫会社との間の事例であるが、鉄道会社は、委託された貨物を倉庫会社がストックするのに都合がいい場所まで運搬するのを拒否して、それ以上の運搬を要求するならば、穀物会社に一定の追加料金を要求するというのであった。それに対して、穀物倉庫会社は、鉄道は配送（*delivery*）まで含めて料金を徴収しているのであるから、穀物倉庫会社にとって都合のいい場所まで配送すべきであるとの主張を行った。こうした訴訟がイリノイ州の裁判所に提訴されたのであるが、提訴の理由は、そもそも鉄道の貨物輸送に関するそれまでのイリノイ州の法律（1867年法）に、そうした具体的規定が存在しないことにあった。そこでローレンス判事は、穀物倉

---

(22) *Ibid.*, 349.

庫会社がアプローチできる引き込み線 (side track) までの配送が適当ではないかという判断を下すとともに、一般論としては各鉄道会社は自社路線内でのみ配送すればよいことを主張した。必ずしも適切な配送地点が決定されない場合には、追加料金が鉄道会社によって請求された場合に、各事例ごとにそうした追加料金の適正性を裁判所が判断するという立場を提示した。「鉄道会社は運賃を決定することが認められているが、個々人に対する不正な差別なくそれを決定しなければならない」とローレンスは主張した。ここでローレンスが表明した立場は、どちらかといえば自由契約主義に近いが、以後、「ビンセント・ルール」と称されて、当時の類似した裁判に影響を与えることになる。

上記のような場合に、私的経済の問題ゆえに当事者間での契約によって決めるべきとか、政治家が立法によって規定すべきものであるとかいった従来の考え方——我々が前節でみた自由契約主義と最低限度基準主義——では解決できない点も見受けられた。すなわち私的当事者間の契約に委ねてしまうと、圧倒的な経済力のある鉄道会社に有利なように私的契約が歪められる可能性が多分にある。それに対して、上で指摘したように台頭してきた巨大組織である鉄道会社に対して政治家たちはどのような態度で臨むべきかについて混乱と自信喪失があった。その理由として南北戦争による旧来の価値観の消失があげられる。このような経済規制問題の混乱期ともいいうる状況が程度の差こそあれ、南北戦争後の各州には存在していた。そうした状況に対して、イリノイ州は、政治家ではなく司法当局あるいは司法関係者が積極的に対策を講ずるという、いわば第三の状況・主義が出来上がりつつあった。「南北戦争はそれまでに支配的であった政治家や法律家の権威を失墜させながら、(新たに) 判事や弁護士<sup>(23)</sup>の権威を強めた外的要因の殆どすべてを説明している」(括弧内筆者)といわれている。

さらにローレンス判事が担当した裁判で有名な判例が、シカゴ・ノースウエ

---

(23) *Ibid.*, 9.

スタン鉄道対ハンブステッド住民事件（Chicago & Northwestern Railway v. Pepole ex rel Hempstead, September term 1870）である。ここでローレンスは、自らが作り出して当時の主流になっていた「ビンセント・ルール」という考え方を、判決で以下のように述べることによって部分修正しながら再確認する。

鉄道の特許は永久的存在と大きな権力を与えるが、そうした特許は当該州の裁判所によって、会社と州との間で相互義務を負わせあう契約であると絶えずみなされてきた。

裁判所はこうした特許された権利において鉄道会社を積極的に保護してきたし、将来もし続けると信ずるが、他方において我々は同様に、彼ら鉄道会社は、公共に対して、彼らの特許された権力の目的である義務を忠実に遂行すべきことを積極的に主張すべきであろう。

我々は無論、立法府や裁判所が鉄道会社に対して会社自体の固有の厚生を度外視して公共の便益のみに役立つ行為をやりなさいといっていると解釈されるべきではない。<sup>(24)</sup>

ここで述べられている原則は、上述した「ビンセント・ルール」として以後多くの裁判例で参照されつつあった思考の修正・再確認であり、鉄道会社を中心とした新しい経済活動に対してその自由を百パーセント保証するものでもなければ、公共の利益のために、新興経済活動を大幅に制限するというものでもない、その中間的・均衡的思考であり、かつ二つの対立する思考の均衡を、裁判所の判断と自由裁量で保とうとする当時の司法当局の積極性の現れである。

### III-3. 憲法会議

イリノイ州では、上でみたような鉄道会社問題が頻発するに及んで、鉄道会社対策を憲法に盛り込むべく、1870年に州憲法の改正をみる。<sup>(25)</sup> その間の事情を

(24) *Ibid.*, 363.

(25) 以下の論述は論文によっている。S.J.Buck, *The Granger Movement*,

みるならば、イリノイ州では逸早く農民運動の担い手となる組織であるグレンジ (Grange) の結成がなされたとはいえ、単にグレンジャー運動のみの力によって、1870年に、鉄道に関する規制を盛り込んだ州憲法の改正が行われたわけではない。<sup>(26)</sup> 1860年代の始めから、イリノイ州では鉄道の規制を試みた法律が何度となく州議会に提出されたのである。そのような試みの中で、やっと1869年になって、鉄道料金に関する法律 (Act concerning Railroad Rates) がまず議会を通過している。この法律は、pro rate 原則による料金設定を否定した。すなわち運行距離に比例して料金を設定する、したがって長距離貨物輸送を必要とする農民等にとって非常なコストのかかる pro rate 原則による料金設定を否定したのであるから、当該法律はその面では前進ではあったが、別の具体的な料金設定規定を設けていなかったため、実際に効力をもつことはなかった。しかし society や club を単位とした農民達の、鉄道に対する規制要求は当時、高まるばかりであった。

このように1870年代前後の、経済及び政治と司法の関係についてのイリノイ州の特殊事情が背後にあって、1869年に憲法会議が開かれ、鉄道会社規制を織り込んだ憲法改正が議論されることになる。

1869年12月に憲法改正のための第4回会議 (Fourth Constitutional Convention) が、スプリングフィールドで開かれた。この会議は途中で休会されたが、休会中に農民達を中心とした鉄道会社規制への世論が高まっていった。例えば、この当時イリノイ州の農民間で読まれていた雑誌 *Prairie Farmer* に、イリノイ州の農民フィラー (H.C.Wheeler) の以下のような発言が記載されて

---

Chapters IV, V, VI. H.G. Brownson, *History of the Illinois Central Railroad to 1870*, Illinois, University of Illinois, (reprinted in 1967). J. Cornelius, *A History of Constitution Making in Illinois*, Illinois, University of Illinois, 1969.

(26) イリノイ州では、グレンジ組織以外にも、例えば、Illinois State Farmers Association のような組織があり、グレンジと並行して農民運動を展開していたのである。C.C. Taylor, *The Farmers' Movement, 1620-1920*, New York, American Book Company, 1953, p.103.

いる。

「巨大な運輸会社が、これまでに、彼らの努力・力そして手段を結集してきたように、今度は、偉大な北西部農民がそうする番である。……そして、この目的のために、運輸会社による独占と法外な料金という今日の傾向に反対する人々の集會を、私はここに提案する。……農民達は、いま、行動を起こすべき時なのである。<sup>(27)</sup>」

そしてこの機運が雑誌の支持を得て広まっていったのである。

以上のような農民の動向に対して、憲法改正のための會議が開かれた当初、代表者達は、特に鉄道の料金規制に関しては消極的であった。例えば代表者の一人ハンナ（R.P.Hanna）は以下のようにいっている。

「競合する路線を建設せよ、そのために資本家が全国からやってきて彼らの資本を投資し相互に競争するように、自由に投資しうる雰囲気を確保せよ。そうすれば問題は解決するのであろう。これこそ正しいそして唯一の（不当鉄道料金の是正のための）救済策である<sup>(28)</sup>」

また、メディル（J.Medill）はイリノイ＝ミシガン運河の改善を熱心に説いて、ハンナと同様に競争による解決を主張した。これらの見解からも分かるように、一般的にこの時点では、代議員は、鉄道料金の現状をうれいはしたものの、州政府によって実現可能な規制策はないと考えていた。またブラウニング（Orville Browning）は鉄道の側に立って、コモン・ローへの依拠を主張しながら、鉄道への強制的政府規制に反対していた。むしろ裁判による解決を企図していた。しかし、上述したような農民運動の圧力もあって、ついに會議の最終段階になって憲法の権威であったブルーミントン出身のベンジャミン（R.Benjamin）が、州政府は鉄道料金を規制する権限をもちうるとの見解を表明した。すなわち、

「鉄道会社は公共の利益のために建設されたきたのであるから、……そ

(27) S.J.Buck, *op.cit.*, p.128.

(28) J.Cornelius, *op.cit.*, p.58. 括弧内は筆者。

これらの会社は立法府のコントロールの下にある。さらに私的株式会社の権利は公共の利益を妨げるべきではないし、また妨げえない<sup>(29)</sup>。

この見解は、直ちに多くの代表者の賛同を得た。その反応の大きさは、主張したベンジャミンでさえも、ブラウニングの反対にあって、すでに確立された鉄道会社の権利まで剥奪するものではないと、自らの主張を後になって緩和するほど大きかったといわれている。しかし1870年に制定された新憲法の Article XI Corporations に、鉄道料金規制に関する条項が加えられたのである。具体的には、セクション9-15がそれに該当するが、その中でも特に関係のあるセクション12とセクション15を引用しておくこととする<sup>(30)</sup>。

Section 12. Railways ... are hereby declared public highways, and shall be free to all persons for the transportation of their persons and property thereon, under such regulations as may be prescribed by law. And the General Assembly shall, from time to time, pass laws establishing reasonable maximum rates of charges for the transportation of passengers and freight on the different railroads in this state.

Section 15. The General Assembly shall pass laws to correct abuses and prevent unjust discrimination and extortion in the rates of freight and passenger tariffs on the different railroads in this state, and enforce such laws by adequate penalties, to the extent, if necessary for that purpose, of forfeiture of their property and franchises.

1870年の憲法改正は選挙民による直接投票によって決定されている。憲法全体については、賛成134,227対反対35,443であるが、鉄道に関する規定については個々に賛否の投票がなされていて、賛成144,750対反対23,525であり、また、同

---

(29) *Ibid.*, p.59.

(30) S.J.Buck, *op.cit.*, pp.129-130.

時に規制対象となった倉庫業者に関する規定については賛成143,532対反対22,702でいずれも通過・成立している。

ちなみに、その当時のイリノイ州における職業人口構成を見ると第1表のようであった。<sup>(31)</sup>また、イリノイ州はシカゴを中心としたCook Countyが工業生産高すなわち近代化の程度において、他のcountyを圧倒していたのである。逆にいえば、Cook Countyだけが鉄道業を中心に発展していたのに対して、他のcountyは農業中心の産業構造であった。1870年において、Cook Countyの工業生産高が9,200万ドルであったのに対して、州内で第2位の工業生産高を示していたPeoria Countyの額が、精々800万ドルでしかなかった。以上のような、職業人口構成、あるいは州内の地域的産業構成の差異が、憲法の成立に際して大きく作用したことは否定できないであろう。<sup>(32)</sup>

第1表 イリノイ州の就業人口比（1870年）

| All Occupation  | Agriculture    | Professional and Personal Service | Trade and Transportation | Manufactures, Mechanical and Mining Industries |
|-----------------|----------------|-----------------------------------|--------------------------|--|
| 742,015<br>100% | 376,441<br>51% | 151,931<br>20%                    | 80,422<br>11%            | 133,221<br>18%                                 |

しかし改正憲法に織り込まれた鉄道会社規制は、上述のように、それまでのローレンス判事の判決の流れに沿って、旧来の二つの主義の均衡を志向するというよりも、州政府が私的経済行動への規制上は優位にあることを説いた、突発的なベンジャミンの主張が通って、むしろ最低限度基準主義に近い規制となった。

### III-4. 1871年法

上記の新憲法を基礎に、1871年には、ようやく台頭し始めたグレンジャー運

(31) The-9th Census of the United Statesより作成。

(32) J.Cornelius, *op.cit.*, p.43.

動の組織がその実質的母胎となった種々の農民クラブ選出の議員によって、会議で、鉄道会社や倉庫会社に規則を加えるための具体的法律が制定された。この時点で、イリノイ州の鉄道委員会——正式には Board of Railroad and Warehouse Commssioners——が設立されるに至る。そこで次に、この委員会の初期の年次報告書を中心に、イリノイ州における1871年法下の鉄道会社規制の内容及びその推移についてみておこう。<sup>(33)</sup>

新憲法では字句の上では鉄道会社にとってかなり厳しい規制にはなったが、それでもブラウニングは自らが州知事と交わした暗黙の取り決めで実際の法規制の段階では、緩和された規制になるものと期待していたが、現実にはそうはならずかなり厳しい法規制が1871年法（5つの法律からなる）で敷かれることになる。「旅客の輸送に関する合理的最高料金を定める法律」(The Act Establishing a Reasonable Maximum of Charge for the Transportation of Passengers)を始めとする5つの法律である。それら5つの法律には新憲法に記されていた鉄道会社に対する厳しい基準が具現されていた。すなわち前項でも部分的にみたように、固定された旅客運賃、データを収集するための強制権、イリノイ州内での統一貨物運賃率表の作成のための強制権、数回（貨物輸送の場合は1回）の違反の後、私的損害賠償訴訟や審問令状（特許状の廃止）手続きに、即座に訴える権限等が盛り込まれていた。これによってそれまで司法の領域で、かなりの自由裁量を含みながら鉄道料金を決めていくという方向から、法律によって料金規制をすることになったのであった。また1869年にできたマサチューセッツ州の鉄道委員会を模して、設立された鉄道委員会を諮問機関的な色彩にした。当時のパルマーイリノイ州知事は、こうした流れに対して賛同の意を表している。そしてコーナー委員長の下で新鉄道委員会は料金決定の補助作業にとりかかったのであった。

1871年法によれば、鉄道会社に対して、過去一年間の総収入を中心とした報

---

(33) *First Annual Report of the Railroad and Warehouse Commission of the State of Illinois*, 1872を参照。

告書を鉄道委員会に提出することを義務付けていた。その総収入データを基礎に、委員会が、各鉄道会社をA-Dランクに分類して、各ランクごとの最高料金を委員会が勧告し、最終的には法律によって規定するという規制方式を採っていたのである。このように、イリノイ州では鉄道料金規制の具体的実施方式に関しては、その当初は、委員会への報告書を基に法律が料金を定めることになっていた。したがって委員会そのものは諮問的機関であり、権限はなかった。この時点で、いかに報告書による料金規制方式に期待がかけられていたかは、委員会報告書の以下の文言からも知ることができる。

「本委員会が、鉄道会社の侵略に対する保護のための合理的手段として、鉄道に対して投資された巨額の貨幣力の動向に関する正確で信頼しうる情報を一般大衆に提供することに成功するならば、本委員会は、取りも直さず、非常に重要で思慮深い統治機能を果たしたことになるのであろう。」<sup>(34)</sup>

しかし1871年8月1日に提出を求められた第1回目の鉄道諸会社の報告書は、その多くが不完全なものであり、修正を要求された。その理由として、委員会が要求した報告書様式は平易であったが、各社それぞれに会計方式が異なっていたこと、さらに、当時の鉄道会社は法律等による何度もの変形(transmutation)の産物であったから、誰がoriginal subscribers of stockで、誰によってその資本が払い込まれたか、またいかほどが現金によって支払われたか等々の情報が明確ではなかったこと、が指摘されている。

叙上のような補助的報告書形式を利用した規制の導入と、それにも関わらず鉄道会社の会計記録が不備であったという事態の中で、分けても大きな問題は、各鉄道が殆ど州際において特許されて営業していた会社であったために、イリノイ州一州内における総収入に関する会計記録が存在しなかったことである。この情報は、イリノイ州の法律が、各鉄道会社の料金ランクを決定する際には是

(34) *Ibid.*, p. 4.

非とも必要としていたものであった。しかし、委員会は、絶え間ない示唆と教示によって、比較的正確なデータを獲得したと自負している。このような努力により得られた情報によって、イリノイ州の各鉄道は、殆どが、公正な料金を上回る料金を利用者に課していたこと、また差別的料金システムを採り続けていたことが判明した。さらに注目すべきは、当該委員会が、新聞を通じて、獲得した情報及び各鉄道会社のランクを大衆に公表していたことである。この公開性政策によって、自らが利用した鉄道会社の料金に不満をもつ私的個人は、鉄道会社を相手取って訴訟を起し、払い戻しを受ける権利を施行することができたのである。以上が最も初期のイリノイ州における鉄道料金規制の内容であった。

しかしすでに明らかなように、1871年の法律では、「イリノイ州法を破ったことに対する罰則の適用を要求できるのは当事者（party aggrieved）に限られており、委員会は諮問機関であったために、その法律を破ったことに対する罰則を適用する訴訟を起す何らの権限も付与されていないし、私的個人によって行われる当該訴訟<sup>(35)</sup>に対して何らのコントロール権も有していない」という状態であった。このように、具体的に鉄道会社に対して罰金を請求できるのは、当事者たる私的個人に限定されていたのである。ところが、私的個人にとって、鉄道会社は余りにも巨大すぎて思うように罰金の請求ができなかったことは容易に推測されうる。

こうした規制動向に加えて、鉄道会社側からも5つの法律にみられる矛盾等に批判が加えられた。たとえば、委員会によって勧告され法律によって固定された運賃率に対して、どのように「合理性」（reasonableness）あるいは「公

---

(35) *Ibid.*, p. 5. いまこの文章の原文を以下に示すことにする。

… the action to enforce penalties for its violation is given to the party aggrieved, exclusively, and this Board does not seem to possess any authority to institute actions to recover penalties for the violation of that law nor has it any control over actions instituted by private individuals.

平性」(fairness) が判断できるのかといった点であった。この点については鉄道委員会のメンバー間でも必ずしも合意があったわけではなかった。そこで鉄道会社側は事例によって合理的料金水準の判断がつきがたいときには、訴訟を起こして裁判で決着をつけることを望んだ。そこで鉄道委員会側も部分的には法律で規定することなく、司法決着を認め始めた。委員会の一部メンバーは新憲法の理念に立ち帰って、立法による料金決定を主張したが、やがて、委員会も司法決着を認めた。しかし上でみたように委員会は訴訟主体にはなれないという、訴訟に関する欠陥もあって、1871年法は1873年法へと書き換えられていくことになる。それは部分的にはコモン・ロー依拠への回帰であり、我々がみてきた自由契約主義に沿うものではあるが、むしろ最低限度基準主義との調和がはかられることになるという意味では新しい規制思考である。

### Ⅲ－5. 1873年法

Ⅲ－4項でみたように、当初のイリノイ州における鉄道会社の料金規制は、立法による合理的な料金設定を中心に、そのための補助データを収集する目的から、各鉄道会社に報告書公開を要求していたが、法律で定められた料金の合理性・公平性が曖昧なこと、鉄道委員会には大幅な規制権限が付与されていなかったこと、鉄道会社側での大衆の要求に対する配慮の欠如等々があって、結局失敗に終わった。そこで1873年に、新たな鉄道会社規制法が制定されたのである。

こうした立法上の動きに拍車をかけたのが、1872年のシカゴ・アルトン鉄道対コーナー住民事件 (Chicago & Alton Railroad V. People ex rel. Koerner et al., Railroad Commissioners) 通称, Mclean County Case であった。鉄道会社側は、鉄道料金が合理的であるか否か、あるいは差別的料金が公正か否かは立法では決められないという従来からの、イギリス的コモン・ローに依拠した自由契約主義的立場を主張した。それに対して政府側のベンジャ

ミンらは、イリノイ州の鉄道会社側の主張が、イギリスの鉄道会社がコモン・ローの提供する諸権利を乱用したことを受けてイギリスでも鉄道規制法が通過したことを見落としているとして、コモン・ローに依拠した議論を真っ向から否定することになった。しかし彼らは、裁判所が最高限度料金の合理性や差別料金の公正性を再審理（review）することについては、立法府の決めた料金が憲法の規定に照らして著しく非合理でない限りは、そうした再審理はできないと条件付きで否定し、立法府の優越性を主張した。しかし結果的にはこの「条件付き」がコモン・ロー主張者に新たな活路を与えることになった。

具体的には当該訴訟に対して、判決は先述のローレンス判事によってなされるが、当該判事は、コモン・ロー支持の立場を示した。しかしながら、鉄道会社側のこのような純然たる自由契約主義的判決ではなく、政府側の主張も取り入れた上でのコモン・ロー支持であった。いわく、「契約の光の中でみられる鉄道会社の特許状の不可侵性」は認めるが、他方、立法府は、「鉄道輸送の中で不公正な差別を妨げるための法律をつくる最も明確な権利」を有しているのであり、このことは「コモン・ローで明確に定義された公共輸送機関（common carrier）としての（鉄道の）義務と責任からきているのである<sup>(36)</sup>」と。先にみたビンセント・ルールの新たな確認であった。ここで再度、司法の側から、鉄道会社に対する規制の適正性を判断することに道を開いたのであった。そしてそれは、ベンジャミンらの主張を反映して司法の規制監視機能を否定した1871年法からの逸脱でもあった。

ローレンス判事は、1871年法がすべての差別料金を禁止しているのに対して、差別料金には二通りのものがあり、一つは競合路線がない場合に不当な運賃要求をする差別料金であり、いま一つは、財の季節的移動調整によってすなわち運輸サービスに対する需給の変動によって生ずる差別料金であるとする。前者は規制の対象になるが後者は対象とはならない、したがってそれらすべての差

---

(36) K.R.Schlesinger, *op.cit.*, p.426.

別を禁止した1871年法は過度な鉄道会社規制があり、それを司法の判断に委ねようとしたのであった。

こうした司法の側の流れに依拠して、1873年1月には、1871年に成立した不公正差別を禁止した法律が違憲との判決が下った。これに対して、政府側はどのように対応したのだろうか。当時、鉄道委員会側は司法に依拠した柔軟な規制体制を欲していたのに対して、そうした委員会では鉄道会社にコントロールされてしまうという農民代表議員らの反対もあって、議会では法規制で通そうとする動きがあった。そうした対立の中で1873年5月に新しい不公正料金規制法が成立した。そこでは定期的に料金表を書き換える責任を鉄道委員会に委譲したのであった。しかも司法の監視の下においてであった。また委員会自体が、前述の訴訟を行えるようになった。それは以下のことを意味していた。もし立法府が過度に最高限度料金の法規制に拘れば、それは他の極端である純粋なコモン・ロー的立場に道を譲ることになり、他方、立法府が鉄道委員会に料金設定権限を委譲すれば、司法と委員会が協力しあうようになり、結果、立法府は自らがつくった委員会へのコントロール能力をも失うことになるのであった。イリノイの立法府は後者を選んだのであった。料金規制の権限をもった、しかし司法と協力関係にある（強い）鉄道委員会の成立である。1874年の委員会の年次報告書には、いくつかの訴訟例がすでに記載されている。<sup>(37)</sup> 勿論、従来からの報告書の提示義務も、併せて利用されたのである。

### III - 6. 1873年以降

このような鉄道会社規制に関するイリノイ州の動向はさらに展開して、叙上の規制法が合衆国憲法に対して合憲であるか否かに関して、鉄道会社や倉庫会社を原告とする一連の訴訟事件が発生する。これら一連の訴訟が、グレンジャー訴訟と呼ばれている。その典型は、マン対イリノイ州事件 (Mann vs. Illinois,

(37) *Fourth Annual Report of the Railroad and Warehouse Commission of the State of Illinois*, 1874.

1876)である<sup>(38)</sup>。この訴訟についての詳細は省略するが、そこでは1873年に制定された前述の州の対鉄道会社規制法が合衆国憲法に合憲であるか否かが争われ、最高裁判所は、「州際商業規制権にもとづいて制定される連邦法に敵んでいるかぎり、自州内の鉄道料金を統制する州立法の合憲である<sup>(39)</sup>」ことを認めたのである。

上でみてきたような経過を辿るイリノイ州の対鉄道会社規制が成功であったか否かを判断するのは、きわめて困難である。しかし一説によれば、イリノイ州の強力な規制は部分的には成功 (limited success) したと評価されている。

#### IV 結 語

以上、イリノイ州において鉄道会社規制が現出する1870年当時の社会経済的状況及び具体的な規制の内容の推移についてみてきた。農民が就業者人口の半分を占め、都市部と農村部の工業生産力の格差が歴然として、かつ反鉄道・反独占運動が一時的とはいえ急激に展開されたイリノイ州では、農民の不満がそのまま州政府の規制として具現し鉄道に向けられたために、会計情報公開を補助的に用いる強力な料金規制が設けられたのである。しかし我々が、先の節でみたような極端な2つの政策の一方を選択した結果の直接料金規制ではない。どちらかといえばベラルな司法の裁量を介在させた規制なのであった。

こうしてみるとイリノイ州の鉄道会社規制もマサチューセッツ州の規制も両者ともに、実は、先の節でみたハミルトン（最低限度基準主義）とジャクソン（自由契約主義）の両極端の考え方を避けていることが分かる。そしてその避け方が両州の特殊事情で異なっているとみるべきであろう。すなわちイリノイ型では避け方は、一方でハミルトニアン流の最低限度基準の形成の延長線上に、業務規制できる「強い」鉄道委員会を形成したが、他方で料金規制に不満のあ

---

(38) 詳細は以下の文献を参照。アメリカ学会訳編、『原典アメリカ史』（全5巻）、岩波書店、1979年、第4巻、「マン対イリノイ州事件（1876年）」の記述。

(39) 上掲書、152頁。

る個別当事者は、裁判所に不服再審理（review）を請求することができるという道・柔軟性を残したのであった。それは南北戦争による政治家の政策立案における後退と、それに替わって1860年代からの司法関係者の積極的な規制への進出というイリノイ州における特殊事情が手伝っていた。それが、従来のハミルトニアンとジャクソニアンのどちらの政策にもくみしない、当時のアメリカで最も新しい妥協策なのであった。それに対して、マサチューセッツ型は、どちらかといえばジャクソン型であったが、経済状況がアメリカで最も最先端であったために、結果的にジェファーソンの公開性を用いた最も近代的な規制方式となり成功を納めたといえよう。

さらにハミルトニアンとジャクソニアンという両極端ではなく、むしろ、イリノイ型とマサチューセッツ型という修正・妥協の方式における二つの型が以後アメリカの規制問題で対照的な二つということになる。

# 本邦信託銀行の国際化に関する研究\*

井澤秀記

## I はじめに

本稿の目的は、本邦信託銀行を中心にその国際化とそれに係わる諸問題について考察することである。まず、次節で、金融機関の国際化を含むわが国の「金融の国際化」について概観する。III節においては、信託銀行の国際化状況を海外拠点数、国際業務関係利益シェアといったデータで把握する。IV節は、ロンドン・シティにおける本邦信託銀行の支店活動に関するインタビュー調査に基づいている。金融の自由化・国際化は、金融システムの効率化をもたらし、多様なニーズに応えるものと期待されるが、その反面、信用リスク、市場リスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなど）、流動性リスク、システムリスクといった様々なリスクを高めることになる。このうち信用リスクに対処して銀行経営の健全性を確保するために国際的に合意された、国際決済銀行（B I S）の自己資本比率規制について、V節において、B I Sの日本人スタッフとの会合をもとに述べる。最後に、今後の展望と課題を述べる。

## II わが国の金融の国際化

ユーロ市場を先駆として、今日、国際金融・資本市場は急速に発展し、世界的規模で金融・資本市場の統合ないしグローバル化が進行している。この背景

---

\* 本稿は、平成2年度と3年度に（社団法人）信託協会より信託研究奨励金の助成を受けた研究の中間報告である。ここに、記して感謝の意を表す。尚、最終報告は、平成4年度末に提出予定である。

には、通信・情報技術の発達、各国の金融の自由化・規制緩和などがあった。ここで、本邦金融機関、そのうち信託銀行の国際化について述べる前に、まず世界の金融大国といわれるわが国における「金融の国際化」について、以下の4つの側面に分けて概略し、さらに金融の国際化のベネフィットとコストについて概括する。

#### (1) 東京金融・資本市場の国際化

1980年12月の新外為法の施行による為替管理の原則自由や1984年5月の「円・ドル委員会報告」を契機として、東京市場の一層の自由化・国際化が進展し、取引高で見ると、ニューヨーク、ロンドンと並んで世界の三大国際金融センターの1つに成長している。また、86年12月には、本邦オフショア市場（Japan Offshore Market）が、内外遮断型（外-外取引）の市場として創設されている。ところで、81年12月にニューヨークに創設されたIBF（International Banking Facilities）も内外分離型であり、預金金利規制や支払準備率規制が適用除外されている。これに対して、ロンドン金融市場は、79年の為替管理の撤廃により、居住者と非居住者の区別がなくなり、内外一体型のオンショア市場と呼ばれる。

#### (2) 国際資本移動

わが国の資本輸出は、80年代に拡大し、長期資本収支の赤字が経常収支の黒字を上回っていた。その差額は、主として、為銀による海外からの短期資本の調達、すなわち金融勘定によってファイナンスされていた。日本からの資本流出は‘ジャパン・マネー’と呼ばれて、機関投資家による対外証券投資や不動産投資に向けられていた。しかしながら、91年度の国際収支状況をみると、経常収支黒字が拡大する一方で、長期資本収支が黒字（流入）に転じたことから、世界的に資金不足が予想される中、黒字国として資金還流の責任が求められて

いる。

(3) 金融機関の国際化

第1表には、誰が（日本国内居住者か非居住者か）、どこで（日本国内店か海外店か）、どの通貨（円建てか外貨建てか）を運用ないし調達するかという観点から、8つに区分されている。そのうち、日本の居住者が国内店と円建て取引を行う国内業務を除いたすべての部分が、広義の「邦銀の国際業務ないし国際化」である。すなわち、海外店が取り扱うすべての業務、国内店が行う業務のうちでも居住者との外貨建て取引、および円建て、外貨建てにかかわらず、国内店の非居住者との取引が国際業務として分類されよう。具体的には、外国為替、貿易金融、対内外貨建て貸し付け、対外貸し付け、資金取引などである。例えば、国内店の居住者に対する使途無制限の外貨建て貸し付けはインパクトローンであり、海外店の円建て対内外への貸し付けはユーロ円貸し付けである。

第1表 銀行の国際化

|      | 日本国内店 |      | 海外店 |      |
|------|-------|------|-----|------|
|      | 円建て   | 外貨建て | 円建て | 外貨建て |
| 居住者  |       |      |     |      |
| 非居住者 |       |      |     |      |

尚、B I S統計における国籍別国際銀行資産の概念は、すべての通貨建てクロスボーダ・ポジションと対居住者外貨建てポジションの合計である。従って、邦銀の在米支店による現地でのドル建て貸出といった海外における現地通貨での取引は、統計対象から除去されている。これに対して、ユーロ市場の規模は、ユーロ銀行の対外および対居住者外貨建て債務残高をさす。

邦銀の国際業務は、50年代に貿易取引拡大に伴う貿易金融業務を中心にスタートし、70年代には、日系企業の海外直接投資の活発化に伴い、現地への貸し付けが拡大した。80年代には海外進出が促進されて邦銀のオーバー・プレゼンス問題が高まるとともに、相互主義（レシプロシティ）の問題が深刻化している。

都市銀行の国際業務関係利益比率は、90年度末には平均で27.0%にまで上昇している。しかしながら、国際決済銀行（B I S）の自己資本比率規制などにより、邦銀は対外貸し付けなどの資産の増加を抑制しており、国際銀行市場における邦銀（海外店を含むベース）の資産残高の国籍別シェア（B I S統計）は、39.4%（89年3月末）のピークから31.4%（91年末）へと低下してきている。また、ロンドンの国際銀行貸付市場（B I S統計の18%を占める）においても、邦銀のシェアは、32.2%（90年）から28.5%（91年）へ激減し、さらに、米国において、全体の18.9%（外銀中では59%）を占める邦銀の商工業向け融資も抑制の動きを示している。

#### (4) 円の国際通貨化

円の国際通貨化とは、国際取引における円の使用または保有の高まりと解釈でき、第2表のように6つに分類できよう。

第2表 国際通貨の機能

|         | 民間部門       | 公的部門           |
|---------|------------|----------------|
| 支払・交換手段 | (i) 媒介通貨   | (ii) 介入通貨      |
| 計算単位    | (iii) 表示通貨 | (iv) 本位, 平価の基準 |
| 価値貯蔵手段  | (v) 国際資産   | (vi) 外貨準備      |

まず、(i)媒介（vehicle）通貨については、東京外国為替市場における1992年4月の1日平均売買高の取引通貨別比率でみると、円・ドルが67%に低下した

一方で、ドル・マルクが14%、円・マルクが3.9%に上昇している。(ii) 外国為替市場介入については、そのデータが公表されていないが、介入通貨としてドルが多く使用されており、欧州通貨制度（EMS）内ではドイツ・マルクが多く使われているということである。(iii) 表示(invoice)通貨面では、輸出の円建て比率は、1975年の17.5%から、1991年には39.4%へと上昇している。円建てにより、為替変動リスクを回避することができる。なかでも東南アジア向けは5割強に達しており、貿易や資本のつながりから日本も含めた東アジア経済圏構想の動きが活発化している。他方、輸入の円建て比率は、原油等の一次産品が国際取引の慣習上ドル建てであるため、1975年の0.9%から、1991年には15.6%と低水準で推移している。(iv) IMF加盟156カ国中、1991年末現在、ドルへの単一ペッグ制を採用している国の数は、24であり、円にペッグしている国はない。(v) 民間の円建て資産保有については、例えば、ユーロ市場の規模（ユーロ銀行の外貨建て債務残高）の通貨別構成比で見ると、円が1991年9月末で5.7%と拡大してはいるが、日本以外で取引される円建て資産は、依然として低水準である。また、表示通貨国以外で発行・募集されるユーロ債のうち、円建ては、90年で約13%を占めている。(vi) 公的準備面では、IMF加盟国通貨当局の保有外貨準備に占めるドルのシェアは低下傾向にあり、90年末で56.4%である。円は、マルクについて9.1%である。ドルに比べて低水準にとどまっているが、今後基軸通貨であるドルを補完するために準備通貨の複数化が検討されている。

### 金融の国際化のベネフィットとコスト

金融の国際化は、以下のようなベネフィットがある。第一に、国際資本移動を通じて国際的な資源配分を効率化する。第二に、金融機関は、規模（scale）や範囲（scope）の経済を高め、資産保有者も国際ポートフォリオ投資が可能となる。第三に、金融の国際化は、金融の自由化や規制緩和を促進する。規制

されてきた国内金融市場における競争が促され、自由化に拍車がかかる。

他方、金融の国際化に伴うコストとしては、以下の点が挙げられる。第一に、リスクに対する金融機関の選好次第で、競争が内外で増すにつれて、過度に投機的な行動をとることが懸念される。バランス・シート規制などが設けられるのは、このことからである。第二に、資本勘定を通じて経常収支の赤字をファイナンスすることが容易になると、大幅な経常収支不均衡が持続されやすくなる。理論的には、深尾（1988）および大瀧他（1990）によって、金融の国際化が進むにつれて、経常収支の不均衡を解消する調整スピードは低下し、為替レートに対する累積経常収支の説明力も低下し、実質為替レートが均衡値から乖離した場合に、その均衡値への収束も遅くなるということが示されている。各国の貯蓄-投資バランスの相違を反映して、発展途上国や米国における対外債務を累積させ、国際信用不安や国際金融システムの不安定化につながるかもしれない。ユーロ市場といった国際金融市場においては、‘国際的な最後の貸し手’が存在しない。第三に、金融の国際化は、独立な国際金融政策の範囲を狭めることになる。中央銀行のコントロールの及ばないユーロ市場の拡大は、マネーサプライの管理を困難にするし、貨幣集計量の定義自体をより困難にする。

### III 信託銀行の国際化状況

まず、本邦信託銀行7行の海外拠点の状況については、各行別にみれば、1992年7月1日現在において、第3表のようになっている。

最近になって不良債権の増大、金融制度改革による厳しい経営環境にある信託銀行は、都市銀行と同様に、海外拠点からの撤退、国内の既存支店の統廃合といった合理化に踏み切っている。

第 3 表

（カッコ内は、1991年7月1日の数字）

|      | 現地法人・合弁・資本参加 | 支 店   | 駐在員事務所     |
|------|--------------|-------|------------|
| 三菱信託 | 13 (13)      | 9 (8) | 8 (9) 注1   |
| 住友信託 | 11 (11)      | 7 (7) | 12 (11) 注2 |
| 三井信託 | 8 (8)        | 7 (7) | 10 (10)    |
| 安田信託 | 12 (12)      | 7 (7) | 11 (12) 注3 |
| 東洋信託 | 6 (6)        | 7 (7) | 7 (7)      |
| 中央信託 | 5 (4) 注4     | 4 (4) | 3 (3)      |
| 日本信託 | 0 (0)        | 0 (0) | 2 (2)      |

（注1）ソウルの駐在員事務所を支店に

（注2）シアトルの駐在員事務所を開設

（注3）バーレーンの駐在員事務所を閉鎖

（注4）ニューヨークに投資顧問業務を行う中央トラストを設立

（出所）「金融財政事情」（1991年8月5日号、1992年8月10日号）

例えば、ブラジルのサンパウロで、住友信託銀行と三井信託銀行が駐在員事務所の派遣行員を引き揚げている。三井信託銀行は、10月にトロントの駐在員事務所も閉鎖している。中東のバーレーンでは、信託銀行3行が駐在員事務所を置いていたが、このうち安田信託銀行は92年4月末に事務所自体を閉鎖し、住友、東洋信託の両行も派遣行員を引き揚げ、ロンドン支店の行員が所長を兼務する体制として実質的に撤退している。日本信託は、ニューヨークとロンドンの駐在員事務所を92年9月末に閉鎖し、中央信託はスイスにある駐在員事務所と現地法人を閉鎖するにいたっている。

国際業務関係利益の業務粗利益に占めるシェアは、第4表に示されているように、上昇している。これは、92年度に米ドル金利の低下により資金運用収支が大幅に増益になったことなどによる。なお、外為新経理基準へ三井、安田、東洋、日本も移行し、これで全行が同基準にそろったことになる。

第4表 国際業務関係利益シェア (単位 %)

|      | 90年3月期 | 91年3月期 | 92年3月期 |
|------|--------|--------|--------|
| 三菱信託 | 15.3   | 30.0   | 47.8   |
| 住友信託 | 11.3   | 27.3   | 26.4   |
| 三井信託 | 12.1   | 22.3   | 34.4   |
| 安田信託 | 8.5    | 27.8   | 32.9   |
| 東洋信託 | 6.4    | 17.1   | 32.3   |
| 中央信託 | 3.1    | 9.6    | 15.7   |
| 日本信託 | 5.4    | 2.0    | 17.7   |

(出所)「金融財政事情」(1990年6月25日号, 1991年9月16日号, 1992年7月13日号)

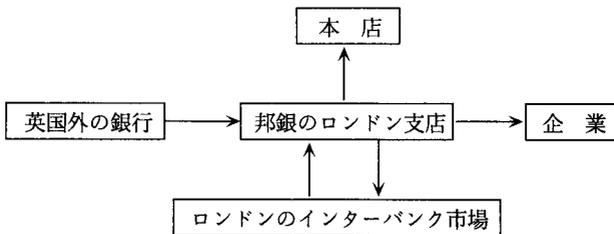
#### IV ロンドン・シティにおける支店の活動--<sup>(1)</sup>実態調査

ロンドン・シティにおける信託銀行は、本邦都市銀行の海外支店と同じ業務を基本的に行なっている。業態の垣根がないためである。貸出とディーリングとに二分すると、まず、前者については、信託銀行は、ホールセール(wholesale)が主であるが、英国航空(BA)や不動産ファイナンスといった大企業

(1) 筆者は、1991年7月22日から24日にかけて、東洋、三井、住友信託銀行のロンドン支店、および日本信託銀行のロンドン駐在員事務所を訪問し、インタビュー調査を行なった。ここでは、総括を行う。この場を借りて、各行のご協力に感謝を申し上げる。

向けの融資もおこなっているところもあり、ハイリスク・ハイリターンといえる。次に、後者については、インターバンク市場から資金を取り入れたり放出して利鞘をかせいでいる。また、実需以外の投機や、日本の本店に代わってロンドンで資金調達をしてそれを本店に送るということもある。これを表したのが、第1図である。

第 1 図



資金調達がインターバンク市場で3カ月で、資金運用が3から5年の固定金利であれば、金利リスク、流動性リスクをもつことになる。都市銀行とは異なって、信託銀行は証券代行も行っており、国際的に資金調達を行なっている大企業をサポートして名義の書き換えや配当について受託業務を行なっている。

ニューヨーク市場と比較すると、ニューヨークでは貸出しの方がディーリングよりも力点が置かれている。ドル取引によるマージンが大きいことによる。他方、ロンドン市場では、資金調達コストが比較的安くマージンが低く、貸出しよりもディーリングの方が鞘の厚みがある。

国際決済銀行（B I S）の自己資本比率規制の影響については、資産を積極的に増やせる邦銀がなくなってきており、新規貸出しのスプレッドを2倍以上にアップしているということである。信託銀行では、B I Sの自己資本比率がいいこともあり、枠を決めてはいないが、都市銀行の中には資産の枠を設けているところもある。

92年末に達成予定のEC市場統合については、ビジネス・チャンスの拡大につながる期待はあるものの、すでに、ブリュッセルやチューリッヒなどに現地法人をもっている信託銀行もあり、現在のところ、支店網を拡大したり、地場の銀行を買収したり、資本参加したりしないのではないかということである。

「第2次銀行指令 (Second Council Directive of 15 December 1989)」は、93年からのEC金融統合の枠組みを定め、単一免許制やユニバーサル・バンキングとしてEC内のどこでも支店が自由に設置できるということから、ビジネス・チャンスが拡大する期待はあるものの、規定上未だ不明な点も多く、相互主義 (reciprocity) との関連では、当該国の裁量の余地も残されているようである。92年6月18日に発表されたEC委員会の報告書には、日本については、法的、制度的には内国民待遇が保証されているが、まだ差別が残存しており改善を要求するものの、日系金融機関のEC内への子会社の設立を制限すべきではないとしている。また、銀行経営の健全性確保の観点から、各国には各種の規制 (例えば、大口融資規制) も残存しており、資本金をかなり大きくしないと、収益面でペイしないかもしれないという指摘があった。民主化・市場化の進行している東欧・旧ロシアへの進出については、動向を見守っており、直ちに支店を設置したり融資を行うことはないであろうという慎重な態度であった。

## V 国際決済銀行 (B I S) の銀行監督規制<sup>(2)</sup>

バーゼル銀行監督委員会(当初は, Committee on Banking Regulations and Supervisory Practices, のちに Basel Committee on Banking

- (2) 筆者は、1992年6月18日にスイスのバーゼルにある国際決済銀行 (Bank for International Settlements) を訪問し、銀行部門 (Banking Department) の井浦幸雄次長 (assistant manager) から B I S の活動状況について説明をいただく機会をもった。また、日本銀行から出向中でバーゼル銀行監督委員会のワタナベ氏と自己資本比率規制について質疑応答を行い、いくつかの貴重な資料をいただくことができた。さらに、同じく出向中のタケダ氏からは、B I S から出版されている各種の統計資料を調べていただいた。各氏に感謝の意を表す。

Supervision に改名)は、1974年にヘルシュタット銀行の倒産を機に、G10の中央銀行総裁によって75年に設立され、現在では、日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダなど12カ国が参加している。B I Sが事務局を提供しており、委員会はそこで開かれる。信用リスクに対処するための自己資本比率規制は、1988年7月に合意され、1991年11月6日に一部改正されている。92年末（邦銀は93年3月末）までに自己資本比率を8%以上にするという合意である。ただし、未達成の場合の罰則は明記されていない。

B I Sの自己資本比率（最終基準）については、第5表のように、92年3月期において信託各行とも8%を上回っているものの、株価低迷による有価証券の含み益減少のため、その比率が前年度末に比べて軒並み低下している。信託銀行の場合には、B I S規制の対象資産ではない信託財産を業務の中心に据え

第5表 自己資本比率

(単位 %、カッコ内は前年同期)

|        |               |       |             |
|--------|---------------|-------|-------------|
| 三菱信託   | 8.38 (10.36)  | 住友    | 8.43 (8.87) |
| 住友信託   | 8.78 (10.34)  | 三和    | 8.10 (8.50) |
| 三井信託   | 9.10 (10.54)  | 富士    | 8.04 (9.09) |
| 安田信託   | 8.41 (10.24)  | 第一勧業  | 8.24 (8.76) |
| 東洋信託   | 8.54 (10.48)  | 三菱    | 8.20 (8.74) |
| 中央信託   | 8.12 ( 9.30)  | さくら   | 7.92 (7.35) |
| 日本信託   | 10.38 (12.95) | 東京    | 8.10 (8.28) |
|        |               | 協和埼玉  | 8.30 (8.96) |
| 日本興業   | 8.33 (8.14)   | 東海    | 8.38 (8.04) |
| 日本債券信用 | 8.32 (7.65)   | 大和    | 8.27 (8.92) |
| 日本長期信用 | 8.27 (8.35)   | 北海道拓殖 | 8.26 (8.74) |

(出所)「金融財政事情」(1992年1月13日号)、日本経済新聞(1992年5月26,29日)

ているため、銀行勘定が膨らまず、これまで株価下落の自己資本比率に及ぼす影響が少なかった。<sup>(3)</sup>

しかし、安田、東洋、中央の各行は、すでに92年3月期に自己資本拡充のため、生命保険会社から劣後ローン（返済順位の低い融資）を300億から450億円の規模で取り入れており、また、92年度に入ってから株式の含み益が急減したことや不良債権の増加により、住友、三菱も劣後ローンを取り入れている。都長銀・信託21行のうちで92年9月期末に劣後資金の残高を持たないのは、三井信託と日本信託だけである。

さらに、米国格付け機関ムーディーズは、邦銀の長期債格付けを引き下げてきており、信託銀行についてはシングルA2ないしシングルA3までに低下している。格付け低下は、国際的な信用力を落とし、国際金融市場での資金調達に高い金利を払わなければならない、競争力低下につながる。

銀行の経営指標としてはCAMELと呼ばれるように、Capital（資本）、Asset（資産）、Management（経営）、Earning（収益）、およびLiquidity（流動性）が挙げられる。BIS規制は、これらのうちCapital Adequacyに係わるものであるが、リスク・ウェイトや何故8%以上でなければいけないのかといった問題点が指摘されている。

さらに、バーゼル銀行監督委員会（委員長コリガン・ニューヨーク連銀総裁）は、信用リスクに主眼をおいた自己資本比率規制の強化のため、市場リスク規制についても導入を進めている。市場リスクとは、金利、株式・債券、為替の各取引、および先物などオフ・バランス（簿外）取引の市場変動によって生じるリスクに応じた自己資本を銀行に課するものである。このうち、銀行の調達と運用の期間的ミスマッチによる金利リスクに関する導入時期については日本と欧州が対立し、少なくとも1年程度先送りされる見通しである。株価低迷に

(3) 92年9月中間決算では、都長銀・信託全行が自己資本比率基準8%以上を達成している。三井信託と日本信託は、比率を低下させている。

より自己資本比率規制の達成さえ危ぶまれる邦銀にとって、この市場リスク規制が導入されることになれば、海外市場での取引の縮小や融資の絞り込みを迫られることになり、自己資本に余裕のある欧州の銀行が国際金融市場でシェアを拡大することになりそうである。

ところで、バーゼル委員会の多国籍銀行監督については、「銀行海外拠点の監督に関する原則（コンコルダート）」が75年に合意（83年に改訂）されていたが、91年のバンク・オブ・クレジット・アンド・コマース・インターナショナル（BCCI）の経営破綻に端を発し、不祥事再発を防止するため多国籍銀行の監督を強化することで合意した。対象銀行の母国当局が全世界での業務について財務情報、リスク情報を取得することを明記し、こうした連結ベースでの監督を受けない銀行については海外拠点の新設禁止など厳しい制限を課すとしている。しかし、実際の運用面では、途上国がこの合意を受け入れるかどうかかわからないし、現在すでに多国籍化している銀行の監督強化策としては十分に機能しない可能性がある。また、スイス当局などは外国当局の検査を認めていないので、合意に加わったものの実際の検査立ち入りについては明確でない。

## VI 今後の展望

米連邦預金保険公社（FDIC）は、1992年6月23日に銀行の経営健全性を評価するための五段階の基準を公表した。また、米連邦準備理事会（FRB）は、1992年9月14日にこの新基準を承認した。それによると、米国において「最高位」の銀行になるためには、第一に劣後債などを含む広義の自己資本比率が10%以上であるとし、これを満たさないと証券業務などに進出できない見通しである。BIS基準の8%をクリアーできるかどうかという邦銀にとっては軒並み、米国での証券業務に進出する資格を失う可能性が大きい。さらに、FDICは、9月15日に預金保険料の料率に銀行経営の健全度に応じた格差を設けることに決定し、93年1月から導入する予定である。前述の10%基準を

満たしていない銀行は邦銀の現地法人も含めて、現行の預金100ドル当たり年23セントよりも高い預金保険料を支払うか、増資などで年末の自己資本比率を引き上げるかの選択を迫られることになる。

今後の株価の動向とともに、1993年3月期に向けての各行の自己資本比率対策、その国内金融市場および国際金融市場に及ぼす影響が注目されるところである。

(1992年10月30日)

#### 参 考 文 献

- [1] Aliber R., "International Banking: A Survey," *Journal of Money, Credit, and Banking*, vol.16, no.4, part 2 (November, 1984) pp.661-678.
- [2] Bank of England, "Developments in International Banking and Capital Markets in 1991," *Quarterly Bulletin*, vol.32, no.2 (May, 1992).
- [3] Bank for International Settlements, *International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards*, (July, 1988).
- [4] ———, *Annual Report, and International Banking and Financial Market Developments*, various issues.
- [5] Bryant R., *International Financial Intermediation*, The Brookings Institution, 1987 (高橋俊治・首藤恵 訳『金融の国際化と国際銀行業』東洋経済新報社, 1988年).
- [6] Federal Reserve Board, *Federal Reserve Bulletin*.
- [7] Fujita M., "Internationalization of Japanese Commerical Banking and the Yen: the Recent Experience of City Banks," in Sato R. and T.Negishi (eds.,) *Developments in Japanese Economics*, Academic Press (1989).
- [8] Jones G., (ed.,) *Multinational and International Banking*, Elgar Reference Collection (1992).
- [9] Houry S. and Ghosh A. (eds.,) *Recent Developments in International Banking and Finance*, Lexington Books, vol.1 (1987), vol.2 (1988), Probus Pub., vol.3 (1989), and North-Holland, vols.4 and 5 (1991).
- [10] 大蔵省国際金融局「大蔵省国際金融局年報」
- [11] 大瀧雅之・山崎福寿・深尾京司「金融の国際化と最適金融政策」*The Economic*

*Studies Quarterly*, vol.42, no.4 (December, 1990) pp.336-352.

- [12] 霧見誠良編『金融のグローバリゼーション I・II』法政大学出版局 1988年
- [13] 浜田康行・沢田隆『邦銀ロンドン支店』東洋経済新報社 1992年
- [14] 深尾光弘「金融国際化が為替レートの変動および国際収支に与える影響について」日本銀行金融研究所「金融研究」第7巻第4号（1988年12月）pp.1-42.
- [15] 藤田正寛・井澤秀記「邦銀の国際業務について：概観」金融研究，神戸大学経済経営研究叢書 金融研究シリーズ 第7冊（神戸大学経済経営研究所）1992年
- [16] 藤田正寛・家森信善「金融の国際化と金融機関の国際化－信託銀行の国際化を中心として」信託 168号，1991年，pp.4-18.
- [17] 馬淵紀壽『多国籍金融機関の現地経営』東洋経済新報社 1992年

# EC 統合の域外諸国に対する経済的影響

後 藤 純 一

## 1. 序

EC は世界の貿易額の約 4 割を占めており、その去就が国際経済にきわめて大きな影響を及ぼすことは言うまでもない。わが国も、近年、EC との経済関係を強めており、総輸出額の約 2 割は EC 向けとなっている。この EC が、1992 年末までに完全な市場統合をめざして、数年来、急ピッチで作業を進めてきたのは周知のとおりである。

EC 統合の経済効果については、周知のように、多くの著名な経済学者による研究がなされてきた。EEC 形成直後の 1960 年代には、EEC が域内の貿易パターンに及ぼすインパクトなどに関し、多くの理論的、実証的研究が発表されたが、そのほとんどは Viner などによって始められたいわゆる Customs Union の理論に基づくものであった。その後、1980 年代後半に入り、EC 市場統合の期限（1992 年末）が近づくにつれ、再び多くの研究が発表されるようになってきた。1960 年代の Viner 流の一般均衡論的分析は、いわゆる “all or nothing” 的な貿易パターンなどの直感に反する結論を導きがちだったのに対し、最近の研究は、不完全競争、規模の利益、製品の差別化などの現実的な仮定の下で、従来の欠点を克服しようとした。

しかし、これまでのところ、こうした研究のほとんどは、EC の市場統合が EC 加盟国自体に及ぼす影響を扱ったものであり、EC 域外の国に対するインパクトについてはあまり多くの考慮が払われてこなかったように見える。そこで、本論では、EC 統合が日本などの域外諸国に対してどういった経済的影響を与

えるかを検討するための厳密な一般均衡論的な分析フレームワークを提供することにする。なお、本研究は、筆者による一連の EC 研究の導入部分を構成するものである。

## 2. EC 市場統合に対する最近の研究

既に述べたように、EC 統合についてのこれまでの研究の多くは、EC 加盟国自体に対するインパクトに関するものであった。しかし、方法論に関してはこれらの研究から学ぶところも多いので、第3国に対する効果を分析するための筆者自身の分析モデルを提供する前に、EC の市場統合に関するこれまでの研究をいくつか簡単に振り返ってみよう。

「チェッキーニ報告」は、おそらく、EC 統合の EC 加盟国に対する影響をもっとも詳細に分析した研究であろう。同報告は、さまざまな手法を用いて、各産業におけるさまざまな障壁が除去された場合に EC 加盟国がどのような経済的影響を受けるかを数量的に研究したものである。同報告では、財およびサービスの域内移動に対する多くの障壁を、分析のため、次の5つに分類している。

### (i) 関税

EC 域内においては、原則として、既に関税は撤廃されている。しかし、特に農産品の一部に関しては国境税が復活されているし、また、スペインやポルトガルなど EC の新規加盟国については一部関税が残存している。

### (ii) 数量規制

域内貿易に対する数量規制も、原則として、撤廃されている。しかし、MFA を軸とする繊維製品や自動車などについては、国別の数量割当が行われている。

### (iii) コスト増加的障壁

いわゆるコーフィールド報告などにおいて、国境通過に多くの時間かかったり、加盟国において技術的規格がまちまちであったりするなど、域内貿易のコストを増加させるような多くの障壁の存在が指摘されている。

(iv) 市場参入に対する制限

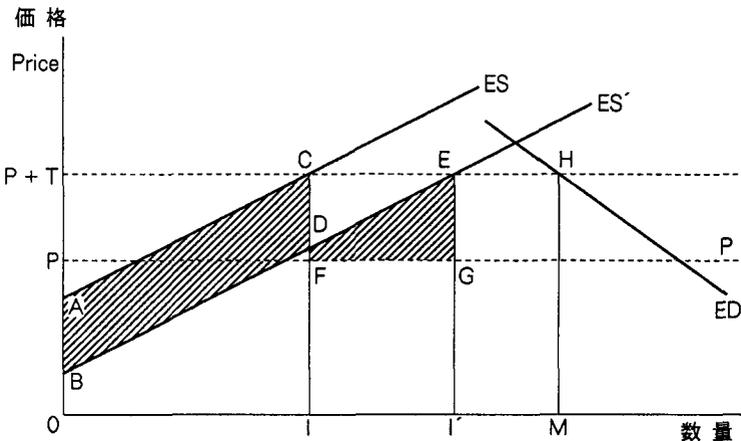
例えば政府調達について自国企業を優先する慣行が存在しているし、また、さまざまなサービス産業（保険、電力供給業など）では国際間の取引が制限されている。さらに航空産業などでは、国外市場への参入が制限されている。

(v) 市場歪曲的な補助金や慣行

主として農業生産に対し、自由な市場取引を歪めるような補助金が多く存在しており、これが効率的な域内貿易を妨げていることは前述のコーフィールド報告などによっても指摘されているところである。

チェッキーニ報告では、上記のような障壁が除去されてECにおける単一市場が形成された場合の効果进行分析するため、(i)ビジネス・サーベイ、(ii)正統派貿易理論に立脚するモデル分析、(iii)不完全競争貿易理論に立脚するモデル分析など、さまざまな手法を用いている。(i)のビジネス・サーベイは、域内の数万社に対して、現存するさまざまな障壁によってどの程度コストが増加していると思うか、これが除去された暁にはどの程度の効果があるか考えるかなどをアンケート調査したもので、方法論についてはさらなる説明は不要であるが、

第1図 市場統合の効果



(ii)および(iii)についてはより詳しい説明が必要であろう。

チェッキーニ報告の(ii)の正統派貿易理論的経済分析では完全競争を仮定しており、したがって生産量の関数としての限界費用曲線が各企業の供給曲線を形成している。第 1 図は、この手法(ii)のエッセンスを図示したものである。第 1 図は、ある EC 加盟国におけるある商品の輸入市場を表しており、この国は、他の EC 加盟国および第 3 国という 2 つの供給源から輸入している。曲線 ED は当該国の輸入に関する需要（総需要から国内生産分を控除したもの）を表している。曲線 ES は他の EC 加盟国からの当該市場に対する供給曲線で、PP は第 3 国からの当該市場に対する供給曲線である。第 3 国からの輸入に対しては EC の共通関税が課せられており、したがって、第 3 国からの輸入品の国内価格は  $P+T$  に押し上げられている。輸入量の総計は OM で、このうち OI が他の加盟国から輸入され、IM が域外の第 3 国から輸入されている。

さて、EC の市場統合プログラムによって域内貿易に対するさまざまな障壁が除去された場合には何が起きるかを考えてみよう。これは、コスト節約のため他の EC 加盟国の供給曲線を下方シフトさせることになり、新しい供給曲線は第 1 図の中での ES' となる。こうした変化により、他の EC 加盟国からの輸入は OI' に増加し、域外第 3 国からの輸入は I'M に減少することになる。域内貿易に対する障壁の除去による直接的なコスト節約的利益は、平行四辺形 ABDC で表される。しかし、I'I に匹敵する量は、従来は（より効率的な）域外第 3 国から輸入されていたが、域内貿易障壁の除去により従来より高いコストで他の EC 加盟国から輸入されるようになったものであり、台形 DEGF はいわゆる貿易転換によるコストである。したがって、市場統合によるネットの利益は ABDC から DEGF を減じたものとなる。チェッキーニ報告では、こうした考え方<sup>(1)</sup>の下に、市場統合プログラムによってさまざまな貿易障壁が除去

(1) チェッキーニ報告の実際の推計では、第 3 国からの供給曲線も右上がりのものを用いられているが、ここでは説明の簡略化のため図のように水平の供給曲線を用いた。

された暁には、ECの域内貿易は3.7パーセント増加するものとしている。さらに、統合により加盟国の厚生増加分は、直接的利益・間接的利益を併せて、域内貿易の2.2パーセントに匹敵するものと推計している。

上記の(ii)と同様な手法を用いて、さまざまな研究が発表されているが、これらはいずれも、完全競争や規模に対する収益不変などを仮定する従来のフレームワークに基づいている。しかし、1980年代になって、Krugman, Dixit, Helpmanなどを始めとする著名な経済学者によって発展させられてきたいわゆる不完全競争貿易理論と呼ばれる新しい貿易理論によって指摘されているように、従来の正統派貿易理論の立脚する仮定は、特に工業製品の同一産業貿易に適用した場合、しばしば非現実的なものであった。そこで、手法(iii)として総括される新しい研究が発表されるようになってきた。チェッキーニ報告でも一部では、こうした新しい手法を用いた推計が行われている。Smith and Venables (1988)は、チェッキーニ報告のうちこの新しい手法に基づく部分を要領よくまとめている。そこでの推計は、Venables (1987)の理論的分析をもとにしたものである。紙面の制約からそのモデルの詳細を説明することはできないが、不完全競争貿易理論の特徴である3つの仮定（不完全競争、規模の利益、製品の差別化）に基づくものである。こうした新しいフレームワークのもとで、EC統合プログラムの実施により、域内貿易の直接コストが2.5パーセント節約できるとの仮定のもとに、統合の経済的效果についての推計を行っている。その推計結果の主なものは、第1表にまとめられているとおりである。ここで注目すべきことは、footwear, carpet, machine tools などのように、比較的完全競争的な業種では統合による効果が小さい反面、office machineryや motor vehicles などのように、市場独占度の高い産業では統合の効果が非常に大きいということである。

第1表 EC 市場統合の効果

|                                      | <i>EC welfare change<br/>as a % of consumption</i> |                 | <i>EC total welfare change<br/>direct cost saving</i> |                 |
|--------------------------------------|--|-----------------|---|-----------------|
|                                      | <i>Short run</i>                                   | <i>Long run</i> | <i>Short run</i>                                      | <i>Long run</i> |
| Footwear                             | 0.46%  | 0.50%           | 1.70  | 1.85            |
| Carpets, linoleum,<br>etc.           | 0.75%  | 0.75%           | 1.60  | 1.60            |
| Machine tools                        | 0.86%  | 0.83%           | 1.54  | 1.48            |
| Office machinery                     | 3.88%  | 4.10%           | 6.58  | 6.95            |
| Artificial and<br>synthetic fibres   | 4.14%  | 5.57%           | 4.55  | 6.12            |
| Electrical household<br>appliances   | 1.79%  | 2.28%           | 3.65  | 4.65            |
| Electric motors,<br>generators, etc. | 0.52%  | 0.40%           | 2.36  | 1.82            |
| Motor vehicles                       | 4.09%  | 4.50%           | 6.60  | 7.26            |
| Pharmaceutical<br>products           | 1.11%  | 1.15%           | 4.44  | 4.60            |

出所 Smith and Venables(1988).

### 3. 分析のフレームワークについて

冒頭に述べたように、チェッキーニ報告を始めとする従来の研究では、EC 統合が EC 加盟国自体に及ぼす影響の分析に重点がおかれていた。しかし、これが第3国に重大な影響を与えることは容易に想像される場所なので、以下では、EC 統合が日本など域外諸国に及ぼす影響を厳密に分析するための一般均衡論的フレームワークを提供する。

スミスやベナブルなどが指摘するように、完全競争などを仮定する従来の推計は、統合による企業独占度の変化や規模の利益などを考慮しないため、しばしば統合の効果を過小評価する傾向がある。したがって、以下に提供するモデルは、不完全競争、規模の利益、製品の差別化などを仮定する新しい貿易理論の流れにたつものである。より完成された CGE モデルやこれの基づく推計

結果などは今後の拙著（末尾の参考文献参照）などによって紹介するが、本稿では EC 統合が日本などの域外諸国にどういったインパクトを持つかを質的に分析するための理論的フレームワークを提供するにとどめることにする。

以下では、もっとも単純化したモデルを提供するが、そこでは、統合前の（つまり、さまざまな貿易障壁が取り除かれる前の）、第  $I$  国における状況は次のように表される。

まず、第  $I$  国の消費者は、次のような社会的効用関数(1)で特徴づけられる。

$$(1) \quad U_I = \left\{ \sum_{i=1}^n C_{i,I}^\beta \right\}^{1/\beta}, \quad 0 < \beta < 1$$

ここで、 $C_{i,I}$  は、第  $I$  国における  $i$  番目の差別化財の消費量を表している。ここで注意すべきなのは、ある差別化財は国内で生産され、また別のある財は国外から輸入されるということである。消費者は、予算制約(2)のもとに効用関数(1)を極大化する。

$$(2) \quad \sum_{i=1}^n P_{i,I} C_{i,I} = Y_I$$

ここで、 $P_{i,I}$  は第  $i$  番目の差別化財の国内価格（関税の分だけ国際価格よりも高くなっている）で、 $Y_I$  は第  $I$  国における国民所得である。こうした効用極大化問題を解くことによって、次のような需要関数を得ることができる。

$$(3) \quad P_{i,I} = C_{i,I}^{\beta-1} Y_I / Z_I$$

ここで

$$(4) \quad Z_I = \sum_{i=1}^n C_{i,I}^\beta$$

式(3)を微分することにより、第  $i$  番目の差別化財の需要弾性値 ( $\varepsilon_{i,I}$ ) を得ることができる。

$$(5) \quad \varepsilon_{i,I} = \frac{1}{(1-\beta) + \beta C_{i,I}^\beta / Z_I}$$

クルグマンやディキシット・ノーマンなどのように、 $n$  が十分に大きいことと、各差別化財相互間の対称性を仮定することにより、(5) は (5)' のように簡略化することができる。

$$(5)' \quad \varepsilon = 1/(1-\beta)$$

問題の対称性により、各差別化財の需要弾性値はすべて等しくなるので、 $i$  という添え字を省いた簡略表記をしていることに注意されたい。

第  $I$  国に存在する第  $i$  番目の差別化財の生産者は、(6) のような費用関数で特徴づけられる。

$$(6) \quad TC_i = W_I F + W_I m \left( \sum_{j=1}^M C_{i,I} \right)$$

ここで、 $TC_i$  は、第  $i$  番目の差別化財生産者の総費用であり、 $W_I$  は第  $I$  国における賃金率である。また、 $M$  は本論文のモデルにおいて存在する国（市場）の数である。 $W_I F$  という固定費用の存在により、差別化財の生産技術は規模の利益で特徴づけられるということに注意されたい。<sup>(2)</sup> 生産者は、次のような利潤関数を極大化するように行動するものとする。

$$(7) \quad \pi_i = \sum_{j=1}^M \frac{1}{1+t_{i,j}} P_{i,j} C_{i,j} - W_I F - W_I m \left( \sum_{j=1}^M C_{i,j} \right)$$

ここで、 $\pi_i$  は第  $i$  番目の差別化財生産者の利潤、 $t_{i,j}$  は第  $j$  国によって第  $i$

---

(2) ここでは単純化のため、生産要素は労働のみという 1 要素モデルにしているが、通常の 2 要素モデルにすることもごく簡単である。

番目の差別化財に課せられた関税率である。いうまでもなく、第  $i$  番目の差別化財が第  $j$  国の国内製品である場合には、 $t_{i,j}$  はゼロとなる。こうした生産者の利潤極大化問題を解くことにより、次のような利潤極大化価格を得ることができる。

$$(8) \quad P_{i,j} = W_I m(1+t_{i,j})/\beta$$

さらに、生産者の自由参入および自由退出を仮定することにより、均衡状態においては各生産者の利潤はゼロになるということがわかる。つまり、等式(9)が成立するわけである。

$$(9) \quad \sum_{j=1}^M \frac{1}{1+t_{i,j}} P_{i,j} C_{i,j} - W_I F - W_I m \left( \sum_{j=1}^M C_{i,j} \right) = 0$$

また、シェパードの補助定理を適用することにより、(10)式のように労働の需要量を求めることができる。

$$(10) \quad l_i = F + m \sum_{j=1}^M C_{i,j}$$

モデルでは、各国の労働賦存量は一定で、労働と余暇のトレードオフはないものと仮定する。したがって、均衡状態においては、各国における労働の総需要量は労働賦存量に等しくなり、(11)が成立する。

$$(11) \quad \sum_{i=1}^{n_I} l_i = L_I$$

ここで、 $n_I$  および  $L_I$  は、第  $I$  国における生産者の数および労働賦存量である。

政府の関税収入は消費者に対し一括払いの形で還元されるものと仮定されており、また、上にみたように均衡状態においては生産者の利潤はゼロになるので、国民所得は、次のように、生産要素（労働）に対する支払いと還元された関税収入とによって構成される。

$$(12) \quad W_I L_I + \sum_{i=1}^n \frac{t_{i,I}}{1+t_{i,I}} P_{i,I} C_{i,I} = Y_I$$

以上が第  $I$  国における均衡状態であるが、全く同様にして、第 II 国、第 III 国というふうにしてすべての国における均衡条件を求めることができる。国の数の如何にかかわらず、モデルにおける内生変数の数が独立方程式の数に一致することは容易に確かめることができる。したがって、モデルにおけるパラメータの値を特定することができれば、モデルを解いてすべての内生変数の均衡値を求めることができるわけである。

上記のモデルを用いれば EC 統合の日本に対する経済的インパクトがどの程度のものであるかを評価するのは簡単である。つまり、統合前の現実の  $t_{i,j}$  についてモデルを解いて統合前の状態における内生変数の均衡値を求めたのち、 $t_{i,j}$  に統合後に予想される新しい値を代入してもう一度モデルを解いて統合後の仮定的状態における内生変数の均衡値を求め、2つの状態における内生変数の値を比較すれば良いわけである。

#### 4. 比較静学による EC 統合の効果についての理論的分析

EC 統合の日本に対する効果の実証分析においては、前節のモデルを用いてシミュレーションを行えば良いわけだが、本節では、比較静学によって理論的・質的な分析を行うこととし、議論が過度に複雑になるのを避けるため、やや簡略化したフレームワークでの検討を行う。つまり、次のような3つの単純化仮定を追加するわけである。

##### (i) 3 国モデル

前節の一般モデルでは国の数は限定されていないので、多くの国をモデル化することができるが、以下の理論的分析においては、世界は3つの国によって構成されているものとする。第1国と第2国は（例えばドイツとフランス

のように）統合の対象となる国であり、第3国は日本のように統合の外に  
おかれる国である。

(ii) 同一サイズ

以下では、単純化のため、3つの国における労働賦存量は同一であるもの  
と仮定する。

(iii) 対称的関税率

以下では、同様に単純化のため、すべての国のすべての差別化財に対する  
対外関税率は同率であると仮定する。

A. 統合前の均衡状態

以上のような3つの単純化仮定のもとに、ECの市場統合が日本などの域外  
諸国に及ぼす経済的インパクトを厳密に検討しよう。まず、上記の仮定(ii)  
により、等式(13)が成立する。

$$(13) \quad L_1 = L_2 = L_3 \quad (\equiv L)$$

また、仮定(iii)により、第1国と第2国が統合する前の状態においては、次の  
等式(14)が成立する。

$$(14) \quad t_{12} = t_{13} = t_{21} = t_{23} = t_{31} = t_{32} \quad (\equiv t)$$

なお、第1国と第2国が統合した場合には、 $t_{12}$  および  $t_{21}$  はゼロになる。

さらに、上記のような3つの単純化仮定を追加した場合には、問題の対称性  
などのために、分析が非常に簡略化されることに注目されたい。特に、次のよ  
うな関係が分析の簡略化のため非常に有用である。

$$(15) \quad P_{11} = P_{22} = P_{33} \quad (\equiv P_h, \text{ 国産財の価格})$$

$$(16) \quad W_1 = W_2 = W_3 \quad (\equiv W, \text{ 賃金率, 1 にセット})$$

- (17)  $l_1 = l_2 = l_3$  ( $\equiv l$ , 各企業の労働投入量)  
 (18)  $n_1 = n_2 = n_3$  ( $\equiv n$ , 各国における企業数)  
 (19)  $P_{12} = P_{13} = P_{21} = P_{23} = P_{31} = P_{32}$  ( $\equiv P_f$ , 輸入財の価格)  
 (20)  $C_{11} = C_{22} = C_{33}$  ( $\equiv C_h$ , 国産財の消費量)  
 (21)  $C_{12} = C_{13} = C_{21} = C_{23} = C_{31} = C_{32}$  ( $\equiv C_f$ , 輸入財の消費量)  
 (22)  $Y_1 = Y_2 = Y_3$  ( $\equiv Y$ , 国民所得)

式(15)-(22)のような関係に注目すれば、第1国と第2国が統合する前の状況における均衡条件は次のようになる。

- (23)  $P_h = m / \beta$   
 (24)  $P_f = m (1+t) / \beta$   
 (25)  $P_h C_h + 2 P_f C_f / (1+t) - F - m(C_h + 2 C_f) = 0$   
 (26)  $l = F + m(C_h + 2 C_f)$   
 (27)  $nl = L$   
 (28)  $L + 2t P_h C_f n = Y$   
 (29)  $P_h = C_h^{\beta-1} Y / Z$   
 (30)  $P_f = C_f^{\beta-1} Y / Z$   
 (31)  $Z = n(C_h^{\beta} + 2 C_f^{\beta})$

統合前の内生変数の均衡値を求めるためには、式(23)-(31)によって構成される連立方程式を解くのみでよい。多くの式が非線形なのでやや複雑ではあるが、代入を繰り返すことによって、以下のような簡略形を求めることができる。

- (32)  $P_h = m / \beta$   
 (33)  $P_f = m (1+t) / \beta$   
 (34)  $l = F / (1 - \beta)$   
 (35)  $n = (1 - \beta) L / F$

$$(36) \quad C_h = \frac{\beta F}{m(1-\beta)} \cdot \frac{1}{1+2(1+t)^{-1/(1-\beta)}}$$

$$(37) \quad C_f = \frac{\beta F}{m(1-\beta)} \cdot \frac{1}{2+(1+t)^{1/(1-\beta)}}$$

$$(38) \quad Y = \left\{ 1 + \frac{1}{2+(1+t)^{1/(1-\beta)}} \right\} L$$

$$(39) \quad Z = n \left\{ \frac{\beta F}{m(1-\beta)} \right\}^\beta \left\{ \frac{1}{1+2(1+t)^{-1/(1-\beta)}} \right\}^\beta \\ + 2 \left\{ \frac{1}{(1+t)^{1/(1-\beta)}+2} \right\}^\beta$$

上記の式を注意深く検討することによっていくつかの興味ある関係がわかることに留意されたい。まず、式(36)と式(37)から、次の関係がわかる。

$$(40) \quad \partial C_h / \partial t > 0$$

$$(41) \quad \partial C_f / \partial t < 0$$

つまり、関税率が高ければ高いほど、国内製品の消費量が多くなり、外国製品の消費量が少なくなるということである。また、(36)と(37)を比較することによって、以下の(42)と(42)'という関係がわかる。

$$(42) \quad C_h > C_f \quad (t > 0 \text{ の場合})$$

$$(42)' \quad C_h = C_f \quad (t = 0 \text{ の場合})$$

## B. 統合後の均衡状態

さて、いよいよ第1国と第2国とが統合された場合にはどのようなことが起きるかを検討してみよう。ここでは、統合とは、両国間の貿易については関税が撤廃されることを意味している。したがって、統合後の均衡状態における内

生変数の理論値を求めるためには、前節までの均衡条件式に第(43)式を追加すれば良いわけである。

$$(43) \quad t_{12} = t_{21} = 0$$

ただ、統合前の状態において成立していた(15)-(22)という便利な関係が失われるので分析はやや複雑なものとなる。しかし、統合後の均衡状態においては次のような関係が成立するという事に注目されたい。

$$(44) \quad W_1 = W_2 \quad (\equiv W, \text{ しかし } W_3 \text{ は依然として } 1 \text{ にセット})$$

$$(45) \quad P_{11} = P_{22} = P_{12} = P_{21} \quad (\equiv P_A)$$

$$(46) \quad P_{13} = P_{23} \quad (\equiv P_B)$$

$$(47) \quad P_{31} = P_{32} \quad (\equiv P_C)$$

$$(48) \quad C_{11} = C_{22} = C_{12} = C_{21} \quad (\equiv C_A)$$

$$(49) \quad C_{13} = C_{23} \quad (\equiv C_B)$$

$$(50) \quad C_{31} = C_{32} \quad (\equiv C_C)$$

$$(51) \quad l_1 = l_2 \quad (\equiv l)$$

$$(52) \quad n_1 = n_2 \quad (\equiv n)$$

$$(53) \quad Y_1 = Y_2 \quad (\equiv Y)$$

上のような関係式を用いることによって、第1国と第2国の統合後における均衡条件は次のようになることがわかる。

$$(54) \quad P_A = mW / \beta$$

$$(55) \quad P_B = m(1+t)W / \beta$$

$$(56) \quad P_C = m(1+t) / \beta$$

$$(57) \quad P_{33} = m / \beta$$

$$(58) \quad 2P_A C_A + P_B C_B / (1+t) - WF - Wm (2C_A + C_B) = 0$$

$$(59) \quad 2P_C C_C / (1+t) + P_{33} C_{33} - F - m (2C_C + C_{33}) = 0$$

$$(60) \quad l = F + m (2C_A + C_B)$$

$$(61) \quad l_3 = F + m (2C_C + C_{33})$$

$$(62) \quad nl = L$$

$$(63) \quad n_3 l = L$$

$$(64) \quad WL + tP_C n_3 C_C / (1+t) = Y$$

$$(65) \quad L + 2tP_B n C_B / (1+t) = Y_3$$

$$(66) \quad P_A = C_A^{\beta-1} Y / Z$$

$$(67) \quad P_C = C_C^{\beta-1} Y / Z$$

$$(68) \quad P_B = C_B^{\beta-1} Y / Z_3$$

$$(69) \quad P_{33} = C_{33}^{\beta-1} Y_3 / Z_3$$

$$(70) \quad Z = 2n C_A^{\beta} + n_3 C_C^{\beta}$$

$$(71) \quad Z_3 = 2n C_B^{\beta} + n_3 C_{33}^{\beta}$$

以上の18個の方程式は、ワルラスの法則によって1つは余剰であり、独立方程式は17個のみである。この17個の独立方程式が17個の内生変数の均衡値 ( $P_A, P_B, P_C, P_{33}, C_A, C_B, C_C, C_{33}, W, l, l_3, n, n_3, Y, Y_3, Z, Z_3$ ) を定めるのである。以下では、こうした均衡条件式を用いることによって、第1国と第2国の統合後、第3国がどういった経済的影響を受けるかを考察してみよう。

#### (a) 生産に対する影響

まず、統合によって生産サイドがどういった影響を受けるかを検討しよう。式(54)と式(55)を(58)に代入して整理することにより、次の式(72)を得ることができる。

$$(72) \quad 2C_A + C_B = \beta F / m (1 - \beta)$$

ここで、式(72)の左辺は、統合後の第1国（第2国についても同様）における各企業の生産量に等しいことに注目されたい。同様に、(54)と(55)を(59)に代入して式を整理することにより、式(73)を得ることができる。

$$(73) \quad 2C_C + C_{33} = \beta F/m(1-\beta)$$

上と同様に、式(73)の左辺は、統合後の第3国における各企業の生産量に等しいことに注目されたい。

また、(72)を(60)に代入することにより、(74)を得ることができる。

$$(74) \quad l = F/(1-\beta)$$

同様に、(73)を(61)に代入することによって(75)が得られる。

$$(75) \quad l_3 = F/(1-\beta)$$

(74)および(75)を(34)と比較することによって、統合後の状態における各企業の労働投入量（したがって生産量）は、統合前のそれに等しいということがわかる。換言すれば、各企業の生産量は、第1国と第2国との統合によって変化しないということである。

さらに、(74)を(62)に、(75)を(63)に代入することによって、次の(76)および(77)を得ることができる。

$$(76) \quad n = (1-\beta)L/F$$

$$(77) \quad n_3 = (1-\beta)L/F$$

(76)および(77)を(35)と比較することにより、各国における企業の数も統合による影響を受けないということがわかる。つまり、第1国と第2国の統合により、生産サイドは全く影響を受けず、したがって、問題は一定量の財の分配ゲームと考えることができるわけである。

## (b) 賃金に対する影響

上述のように、統合によって生産量や企業の数などは影響を受けないということがわかったので、次に、その他の内生変数に対する影響について検討してみよう。このためには、まず、賃金率に対する影響を見ることが重要である。(66)-(69), (73), および(74)を用いて、かなり複雑な式の変形の後、式(78)を得ることができる。

$$(78) \quad (1+t)^{1/(1-\beta)} W^{1/(1-\beta)} + 2W = 1 + 2(1+t)^{1/(1-\beta)} W^{\beta/(\beta-1)}$$

式(78)は、一見非常に複雑そうだが、次のような関係が成立しているのがわかる。

(i) 式の左辺は  $W$  の単調増加関数で、右辺は  $W$  の単調減少関数である。

(ii)  $W$  の値が1のときには、左辺は右辺より小さい。

したがって、(i)および(ii)より、次の関係が成立することがわかる。

$$(79) \quad W > 1$$

第3国における賃金率 ( $W_3$ ) は1にセットしてあるので、式(79)は、統合後には第1国および第2国における賃金率は第3国のそれよりも大きくなるということを表している。

## (c) 交易条件に及ぼす影響

次に、市場統合によって、統合した国と第3国との交易条件がどのように変化するかを見てみよう。いうまでもなく、第3国（統合の外におかれた国）の交易条件は  $P_C/P_B$  で表すことができる。まず、式(56)を(55)で除することによって(80)を得ることができる。

$$(80) \quad P_C/P_B = 1/W$$

また、(79)と(80)から(81)を得ることができる。

$$(81) \quad P_C/P_B < 1$$

前節の記述から明らかなように、統合前の交易条件は1であるから、(81)の意味するところは、第1国と第2国が統合した後には、統合の外に取り残された第3国の交易条件が悪化するということである。統合によって第3国の交易条件が悪化するということは、完全競争、規模に対する収益不変、同質財といった仮定に立脚する従来の正統派的な関税同盟理論によっても指摘されてきたところであるが、このように、新しいフレームワークでも同様に成立することがわかる。

(d) 消費および厚生に対する影響

さて次に、第1国と第2国が統合することによって第3国の消費量や社会的厚生がどのような影響を受けるかを検討してみよう。まず、式(64)-(69)によって、次の式(82)を得ることができる。

$$(82) \quad C_C = WC_B$$

また、(79)と(82)とから(83)という関係がわかる。

$$(83) \quad C_C > C_B$$

さらに、上でみたように、各企業の生産量は統合による影響を受けないということがわかっているから、統合後においては(84)という関係が成立する。

$$(84) \quad 2C_A + C_B = 2C_C + C_{33} = C_h + 2C_f$$

(83)と(84)から(85)という関係がわかる。

$$(85) \quad 2C_A + C_C > 2C_A + C_B = C_h + 2C_f$$

ここで、式(85)は、経済統合後の均衡状態においては、統合した第1国と第2国における消費量が増加するというを示している。この消費量の増加によって、両国の厚生も上昇するというは容易に想像できるところであるが、かなり複雑な手順によればこれを厳密なかたちで証明することができる。

同様に、統合の外におかれた第3国の消費量および厚生に対する影響を分析することができる。上と同じように、統合により各企業の生産量は変化しないということに注目して、(83)から次の関係を導くことができる。

$$(86) \quad 2C_B + C_{33} < 2C_C + C_{33} = 2C_f + 2C_h$$

式(86)の意味するところは、第1国と第2国の統合によって、統合の外に残された第3国における消費量が減少するということである。そして、やや複雑な手順を踏めば、第3国においては厚生のレベルもまた低下するというを厳密に証明することができる。

#### (e) 貿易パターンに対する影響－貿易創出効果と貿易転換効果

次に市場統合によって貿易パターンがどのように変化するかを検討してみよう。まず、(64)-(69)を用いて、(87)を導くことができる。

$$(87) \quad C_{33} = W^{(1+\beta)/(1-\beta)} C_A$$

また、(68)、(69)、(80)、(87)を用いて式(88)を得ることができる。

$$(88) \quad (1+t)^{1/(1-\beta)} W^{1/(1-\beta)} = C_{33}/C_B$$

さらに、式(36)と(37)により、次の式を得ることができる。

$$(89) \quad C_h/C_f = (1+t)^{1/(1-\beta)}$$

上の(79)式により  $W$  は1よりも大であることがわかっているので、(88),(89)から(91)という関係を求めることができる。

$$(91) \quad C_f/C_h > C_B/C_{33}$$

ここで、(91)は次の関係を意味していることに留意されたい。

$$(i) \quad \text{もし } C_{33} < C_h \text{ ならば } C_f > C_B$$

また、(86)は次の関係を意味していることに注目されたい。

$$(ii) \quad \text{もし } C_{33} \geq C_h \text{ ならば } C_f > C_B$$

したがって、(i)と(ii)とから、すべての場合において(92)という関係が成立することがわかる。

$$(92) \quad C_f > C_B$$

式(92)において、 $C_B$  は、統合後において第1国(または第2国)から第3国に対して輸出される差別化財の量に等しいということに留意されたい。したがって、式(92)は、統合した国から統合の外に残された国に対する輸出量が減少するというを示している。さらに、かなり複雑なステップにより、次の関係を厳密なかたちで証明することができる。

$$(93) \quad C_C < C_f$$

ここで、 $C_C$  は、統合後において第3国から第1国(または第2国)へ輸出される差別化財の量に等しいということに注目されたい。したがって、(93)の意味するところは、統合の外に残された国から統合した国に対する輸出量もまた減少するということである。つまり、(92)と(93)から、統合した国と統合の外におかれた国との間の貿易量は減少するということがわかるのである(貿易転

換効果)。

次に、統合した国同士の貿易量がどうなるかを見てみよう。既に見たように、統合によって各企業の生産量は変化しないのであるから、次の式(94)の関係が成立することがわかる。

$$(94) \quad 2C_A + C_B = 2C_f + C_h$$

式(94)を(92)に代入することによって、次の式(95)が得られる。

$$(95) \quad C_A > (C_f + C_h) / 2$$

また、(42)により  $C_A > C_f$  であることが既にわかっているから、次の(96)という関係が成立する。

$$(96) \quad C_A > C_f$$

ここで、 $C_A$  は統合後における、第1国から第2国への輸出量（または第2国から第1国への輸出量）に等しいということに留意されたい。したがって、式(96)は、統合後には統合した国同士の貿易量が増加するというを示している（貿易創出効果）。

## 5. 結 語

以上、EC92などの経済統合を厳密なかたちで分析するために、完全競争、規模の利益、製品の差別化といった新しい仮定に立脚する一般均衡モデルを提供し、これを用いて、日本などのように統合の外におかれた国に対するインパクトに重点をおきながら、統合の効果を分析してきた。しかし、上の議論は多くの数式を使うやや複雑なものとなってしまったので、最後に、主たる結論を要約し、併せて、こうした分析がEC統合の日本へのインパクトを理解するうえでどのような意味を持っているかについても簡単に述べて小論をしめくくる

ことにしたい。

(i) 交易条件効果

既に見たように、統合の外に残された国の交易条件は悪化する。これは、EC が予定通りの統合プログラムを実施した場合、日本の EC 諸国に対する交易条件が悪化することを示唆している。したがって、EC によって GATT 24条の規定を上回るような域外貿易に対する自由化が同時になされない限り、日本などは不利益を被ることが予想される。

(ii) 貿易パターン効果

統合が行われた場合、統合した国同士の貿易量は増加する（貿易創出効果）傾向があるが、統合した国と統合の外に残された国との間の貿易量は減少する（貿易転換効果）傾向がある。このことは、EC の市場統合によって EC 諸国間の貿易が増加するというのはチェッキーニ報告などの指摘するとおりで、日本など統合の外に残された国と EC 諸国との間の貿易はかえって減少する傾向があることを意味している。これを防ぐためには、EC の市場統合と同時に、EC による域外貿易自由化の促進が重要であろう。

(iii) 厚生効果

経済統合が行われた場合、統合した国については消費量が増加し、厚生も改善する傾向があるが、その反面、統合の外に残された国においては消費量が減少し、厚生が悪化する傾向がある。つまり、日本や他のアジア諸国などは、EC 統合や北米自由貿易協定（NAFTA）などによって悪影響を受けるということを示唆している。このことは、マハティール構想や ASEAN 自由貿易協定などのような東南アジアにおける最近の地域統合の動きに対し若干の理論的基礎を与えるかも知れない。

冒頭にも述べたように、本論は、筆者による EC や NAFTA などの国際機構的経済統合の分析のほんの第一歩を形成するものである。したがって、EC

統合の日本への影響などをよりよく理解するためには、より広範かつ深遠な分析が必要なことはいうまでもない。今後必要な研究の方向としてまず第1に指摘できるのは、本論分において議論が複雑になりすぎるのを防ぐために用いたさまざまな単純化仮定（例えば、構成国のサイズの同一性や対称的関税率など）を緩めることであろう。そうすることによって、モデルを現実により近づけることができ、真実により近い分析ができるものと思われる。第2に、本論では質的な理論分析にとどめたが、モデルのパラメータに実際の数値を代入してシミュレーションを行い、実証分析をすることである。本論の第3節から明らかのように、ここで提供した経済モデルはシミュレーション分析のベースとすることを念頭において開発したものである。したがって、実際の値を代入した実証分析を行うことによって、さまざまな効果の程度がどのくらいかがわかるのであり、これが筆者の研究における急務の課題だと考えている。

#### 参 考 文 献

- [1] Cecchini, P., *The European Challenge 1992: The Benefits of a Single Market*, Wildwood House: Aldershot, 1988.
- [2] Commission of the European Communities, "The economics of 1992", *The European Economy*, vol.35, 1988.
- [3] Commission of the European Communities, *Research on the Costs of the Non-Europe: Basic Findings*, vol.16, 1988.
- [4] Ethier, W. and H. Horn, "A new look at economic integration", in H. Kierzkowski (ed.), *Monopolistic Competition and International Trade*, Clarendon Press, Oxford, 1984.
- [5] 後藤純一, 『EC 統合と日本経済』, 有斐閣, 1993年。
- [6] Goto, J. and K.Hamada, "Economic Preconditions for the Asian Regional Integration", *NBER Conference Paper*, Sapporo (Japan), 1992.
- [7] Helpman, E. and P. Krugman, *Market Structure and Foreign Trade*, Cambridge, MA: MIT Press, 1985.

- [ 8 ] Jacquemin, A. and A. Sapir, "International trade and integration of the European community: An econometric analysis", *European Economic Review*, vol.32, 1988.
- [ 9 ] Krugman, P., "Is Bilateralism Bad?", in E.Helpman and A.Razin (ed.), *International Trade and Trade Policy*, Cambridge, MIT Press, 1992.
- [10] Krugman, P., "Regionalism vs. Multilateralism: Analytical Notes", *the World Bank Conference Paper*, Washington, D.C., 1992.
- [11] Smith, A. and A.J.Venables, "Completing the internal market in the European Community", *European Economic Review*, vol. 32, 1988.
- [12] Smith, A. and A.J. Venables "Economic integration and market access", *European Economic Review*, vol.35, 1991.
- [13] Venable, A., "Trade and Trade Policy with Differentiated Products: A Chamberlinian - Recardian Model", *The Economic Journal*, vol.97, 1987, pp.700-717.
- [14] Vanek, J., *General Equilibrium of International Discrimination. The Case of Customs Unions*, Harvard University Press: Cambridge MA, 1965.
- [15] Viner, J., *The Customs Union Issues*, Carnegie Endowment for International Peace: New York, 1950.

# 日本貿易統計データベースシステム<sup>(1)</sup>

中原 昭 宏

## 1. はじめに

日本貿易データベースは、汎用コンピュータ（日立製M-640/35E）のレーショナルデータベース管理システム「RDB1 (Relational Database Manager 1)」上に構築したデータベースである。本データベースには、TSS 端末からの利用だけでなく、公衆回線を利用してワークステーション（日立製 2050/32）上のBBS「SK-BBS 2」を経由して、パソコン端末からの利用も可能としている。

以下では、本データベースシステムのシステム構成、日本貿易統計データベース、パソコン端末からの日本貿易統計データベースの利用について論ずる。

## 2. システムの構成

日本貿易統計データベースが所在する汎用コンピュータ（日立製M-640/35E）とBBSのホスト局であるワークステーション（日立製 2050/32）及び利用者のパソコン端末は、図1のように接続される。研究所内 Ethernet と共同研究室内の Ethernet とはランテック製リピータ（CR-2001）で接続されている。また、汎用コンピュータと Ethernet はソリトン製コミュニケーション

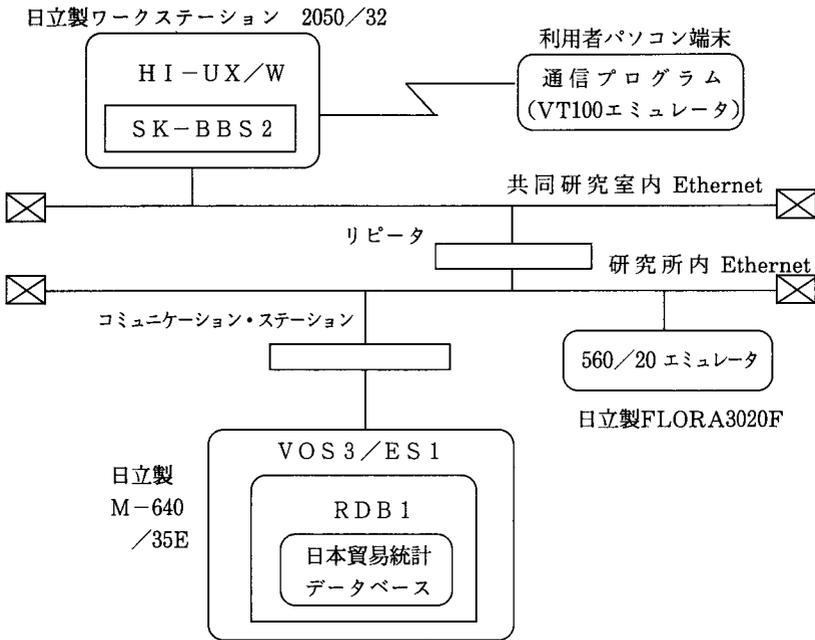
---

(1) この研究は、文部省科学研究費補助金-研究成果公開促進費（データベース）〔申請番号：50，代表者：定道 宏〕，試験研究（B）（2）〔課題番号：04553001，代表者：定道 宏〕の交付を受け，また神戸大学と日立製作所との共同研究として実施したものである。

ン・ステーション (CS2100) により接続される。

利用者は、パソコン端末から通信プログラム (たとえば、「まいとーく」) を用いて、ワークステーションにログインし、BBS 「SK-BBS 2」 (文献 5) を経由して、汎用コンピュータ上の貿易統計データベースを容易に利用することができる。

図 1 システムの構成図



### 3. 日本貿易統計データベース

日本貿易統計データはデータ量が膨大なため、補助記憶装置の大きい汎用コンピュータ (日立製 M-640/35E) 上に作成することにした。

DBMS (データベース管理システム) については、操作性の観点からリレーショナル型データベースが最適であると考え、日立製 RDB1 (文献 4) を採用

し、データベースを構築した。

日本貿易統計データベースには現在、輸出品目名テーブル(1)及び輸入品目名テーブル(1)、国名テーブル(1)、輸出品目別・国別貿易統計テーブル(14)及び輸入品目別・国別貿易統計テーブル(14)の合わせて31のテーブルが作成されている。

① 輸出品目名テーブル（EXPORTITEM）及び輸入品目名テーブル（IMPORTITEM）

（財）日本関税協会サービス事業部発行の1991年版商品名テープより、データを整理して作成した。

② 国名テーブル（NATION）

関税局独自の3桁の国名符号及びJISの国コードからも国名が引けるように作成した。

③ 輸出品目別・国別貿易統計テーブル（EXPORTnn）及び輸入品目別・国別貿易統計テーブル（IMPORTnn）

大蔵省関税局から毎月発行される品目別・国別貿易統計データ（現在1978年～1991年）を使用し、各月のデータを年単位で商品コード及び国コード毎

表1 輸出品目名テーブル（EXPORTITEM）  
輸入品目名テーブル（IMPORTITEM）

| 欄名       | データタイプ     | 長さ<br>(バイト) | 内 容        |
|----------|------------|-------------|------------|
| CODE     | CHARACTER  | 9           | 商品名コード     |
| GOODS    | CHARACTER  | 254         | 商品名（英文）    |
| GOODS 2  | CHARACTER  | 254         | 品名（英文）つづき  |
| GOODS 3  | CHARACTER  | 254         | 商品名（英文）つづき |
| HINMEI   | NCHARACTER | 254         | 商品名（邦文）    |
| HINMEI 2 | NCHARACTER | 254         | 商品名（邦文）つづき |
| HINMEI 3 | NCHARACTER | 254         | 商品名（邦文）つづき |

（注）欄名の            はインデックスが作成されていることを示す。

表2 国名テーブル (NATION)

| 欄名      | データタイプ     | 長さ<br>(バイト) | 内容              |
|---------|------------|-------------|-----------------|
| CODE    | CHARACTER  | 3           | 国コード (3桁数字) 関税局 |
| CODEJ   | CHARACTER  | 3           | 国コード (3桁数字) JIS |
| CODE2   | CHARACTER  | 2           | 国コード (2桁英字) JIS |
| CODE3   | CHARACTER  | 3           | 国コード (3桁英字) JIS |
| KOKUMEI | NCHARACTER | 44          | 邦文国名            |
| NAME    | CHARACTER  | 60          | 英文略名            |
| COUNTRY | CHARACTER  | 50          | 英文国名            |

(注) 欄名の \_\_\_\_\_ はインデックスが作成されていることを示す。

表3 輸出品目別・国別貿易統計テーブル (EXPORT78~EXPORT91)  
輸入力目別・国別貿易統計テーブル (IMPORT78~IMPORT91)

| 欄名               | データタイプ    | 長さ<br>(バイト) | 内容              |
|------------------|-----------|-------------|-----------------|
| ITEM             | CHARACTER | 9           | 商品名コード          |
| NATION           | CHARACTER | 3           | 国コード (3桁数字) 関税局 |
| UNIT1            | CHARACTER | 2           | 第一単位            |
| UNIT2            | CHARACTER | 2           | 第二単位            |
| VOLUME1_01       | INTEGER   | 4           | 1月 第一数量         |
| VOLUME2_01       | INTEGER   | 4           | 1月 第二数量         |
| AMOUNT_01        | INTEGER   | 4           | 1月 価額 (千円)      |
| 2月~11月 (1月と同一形式) |           |             |                 |
| VOLUME1_12       | INTEGER   | 4           | 12月 第一数量        |
| VOLUME2_12       | INTEGER   | 4           | 12月 第二数量        |
| AMOUNT_12        | INTEGER   | 4           | 12月 価額 (千円)     |
| TVOLUME1         | DECIMAL   | 8           | 第一数量合計          |
| TVOLUME2         | DECIMAL   | 8           | 第二数量合計          |
| TAMOUNT          | DECIMAL   | 8           | 価額合計 (千円)       |

(注) 欄名の \_\_\_\_\_ はインデックスが作成されていることを示す。

に整理し、数量及び価額についてはその年の合計値を求め欄を作成した。  
各テーブルの形式は表1～3のようになっている。

#### 4. 日本貿易統計データベースの利用

本システムは、パソコンからワークステーション上のBBS「SK-BBS2」を経由して汎用コンピュータへ接続し、日本貿易統計データベースの利用を可能としている。Ethernet上のワークステーションから汎用コンピュータへの接続は、「SK-BBS2」のメニューの中に組み込まれており、利用者はLANの構成を意識することなく容易に汎用コンピュータ上の日本貿易統計データベースを利用することができる。

日本貿易統計データベースの利用は標準SQLを拡張したEQL（Extended structured Query Language）コマンドを使用して行う。利用者に対してはEQLコマンドのなかの検索用コマンドであるSELECTコマンドのみを実行可能としている。（文献3）

以下ではパソコンで通信ソフトウェア「まいと〜く」を使用し、まず、ワークステーションにログインし（文献1，2）、次に「SK-BBS2」のメニューから汎用コンピュータに接続し、日本貿易統計データベースを利用するまでの処理について述べる。（図2）

また、日本貿易統計データベースの検索実行例は付録1に示す。

図2 日本貿易統計データベースの使用例

- ① まず、パソコン端末から電話をかけてワークステーションにログインする。
- ② BBSのメインメニューが表示される。

神戸大学世界経済総合データベースへようこそ！！

Menu No.000… 神戸大学世界経済総合データベース …

|            |              |           |
|------------|--------------|-----------|
| 1 : 使い方    | 2 : 公共データベース | 3 : 個人メール |
| 4 : 個人ファイル | 5 : その他      | QQ : 終了   |

番号を選んで下さい : 5



- ③ 汎用コンピュータへの接続を選択する。

Menu No.500… その他 …

|               |                |              |
|---------------|----------------|--------------|
| 1 : ログイン一覧    | 2 : パスワードの変更   | 3 : 端末タイプの変更 |
| 4 : M-640への接続 | 5 : siriusへの接続 |              |

番号を選んで下さい。(Q : 終了) : 4



- ④ 汎用コンピュータのTSSの開始のメッセージが表示されるので、応答する。  
TSSを開始する前に「まいと〜く」のパラメータを、ローカルエコーバックあり、漢字の種別を新JISに設定する必要がある。

Trying...

Connected to vos3cs.

Escape character is '^|'.

Strict carriage return / null on input.

Standard mapping on output.

ENTER TERMINAL ID

ENTER LOGON

JET12012A ENTER USERID -

XXXXXXXX

JET12026A ENTER PASSWORD FOR XXXXXXXX -

\* \* \* \* \*

JET10065I TSS XXXXXXXX STARTED TIME=13:12:40 DATE=92-10-28

JET24675I BROADCAST MESSAGES NOT FOUND

JET11060I USER COMMAND PROFILE BEING USED

READY



⑤ 日本貿易統計データベースの検索を SELECT コマンドで行う。

```

READY
EQL W
ENTER USERID :WEDS01
ENTER PASSWORD :****
EQL SESSION STARTED.AUTOCOMMIT IS ON.
EQL
SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI, HINMEI
FROM "PUBLIC". IMPORT91A, "PUBLIC". IMPORTITEM B,
"PUBLIC". NATION C WHERE A. ITEM = B. CODE AND A.
NATION = C. CODE AND B. HINMEI LIKE N' %コンピュータ%'
92-11-17 *** SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI,
HINMEI FROM "PUBLIC". I ***
-----
          TVOLUME2  UNIT2          TAMOUNT
-----
KOKUMEI
-----
HINMEI
-----
                1737762      NO                393530
大韓民国
マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路
(MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路
のもの)
:
:
DKA7570I 25 ROW(S) SELECTED.
          SELECT  COMMAND COMPLETED.
EXIT
DKA7601I EQL SESSION NORMALLY ENDED.
READY

```



- ⑥ 汎用コンピュータの接続を終了する。

READY

LOGOFF

JET11061I USER COMMAND PROFILE BEING STORED

JET10080I XXXXXXXX TSS SESSION ENDED TIME = 13:14:45 DATE  
= 92-10-28+

Connection closed by foreign host.



- ⑦ メインメニューに戻る。

Menu No. 500... その他 ...

1 : ログイン一覧            2 : パスワードの変更            3 : 端末タイプの変更  
4 : M-640への接続        5 : sirius への接続

番号を選んで下さい。(Q:終了) : Q



- ⑧ BBSの終了を選択する。

Menu No.000... 神戸大学世界経済総合データベース ...

1 : 使い方                    2 : 公共データベース            3 : 個人メール  
4 : 個人ファイル            5 : その他                    QQ : 終了

番号を選んで下さい。 : qq

## 5. む す び

ワークステーション上のBBSを経由して汎用コンピュータ上の貿易統計データベースの利用を可能とした本システムは、ダウンサイジング環境におけるメインフレームの活用を図る一つの解決法である。すなわち、パソコンから公衆回線を使用して直接汎用コンピュータに接続するのではなく、ワークステーション上のBBSのメニューの中から汎用コンピュータに接続するという手法をとっており、メインフレームをワークステーションのデータベースマシン（バックエンドマシン）として利用するものである。

## 参 考 文 献

- [1] 中原昭宏「BBSソフトとDBMSソフトを結合したデータベース利用通信システムの開発」経済経営研究，第40巻，第II号。
- [2] 宮崎耕「世界マクロ経済統計データベースシステム」経済経営研究，第40巻，第II号。
- [3] 定道宏「SQLと自警列データベースについて」国民経済雑誌，第164巻，第5号。
- [4] 「VOS3データベースマネジメントシステム RDB1 EQL文法」日立製作所，平成2年6月。
- [5] 「BBSホストプログラムSK-BB2取扱説明書」日立ソフトウェアエンジニアリング，平成元年7月。

付録1 日本貿易統計データベースの検索実行例

- (1) 輸入品目名テーブルから商品名（邦文）中に文字列「乗用自動車」を含むものを検索し、その商品名コードと商品名（邦文）を出力する。

EQL

SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM WHERE  
HINMEI LIKE N'%乗用自動車%'

92-11-18 \* \* \* SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM  
WHERE HINMEI LIK \* \* \*

CODE

HINMEI

401110010

ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）（乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）に使用する種類のもの）（公称の幅が101.6mmを超えるもの）

401110090

ゴム製の空気タイヤ（新品のもの）（乗用自動車（ステーションワゴン、レーシングカーを含む。）に使用するもの）（公称の幅が101.6mm以下のもの）

401310000

ゴム製のインナーチューブ（乗用自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含む。）、バス又は貨物自動車に使用する種類のもの）

841360011

かじ取り倍力装置用の油圧ポンプ（ギヤ式又はベーン式のもので第87.03項の乗用自動車用のもの）

8702

公共輸送型乗用自動車

870210000

公共輸送型乗用自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの）

870290000

公共輸送型乗用自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したものを除く。）

8703

乗用自動車その他の自動車（ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。）

870321000

乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの）

870322000

乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの）

870323000

乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの）

870324000

乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの）

870331000

乗用自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの）

870332000

乗用自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの）

870333000

乗用自動車（ピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したもの）（シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの）

870390000

乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関又はピストン式圧縮点火内燃機関を搭載したものを除く。）

DKA7570I 16 ROW(S) SELECTED.

SELECT COMMAND COMPLETED.

- (2) 輸入品目名テーブルから商品名（邦文）中に文字列「コンピュータ」を含むものを検索し、その商品名コードと商品名（邦文）を出力する。

EQL

```
SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM WHERE  
HINMEI LIKE N'%コンピュータ%'
```

```
92-11-18 * * * SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM  
WHERE HINMEI LIK * * *
```

CODE  
-----

HINMEI  
-----

854211092

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路（MOS型のもの）（実装したもの）（デジタル式のもの）（モノリシック集積回路のもの）

902211010

コンピュータ断層撮影装置（エックス線を使用するもの）（放射線写真用又は放射線療法用のものを含む。）（医療用又は獣医用のもの）

DKA7570I 2 ROW(S) SELECTED.

SELECT COMMAND COMPLETED.

- (3) 輸入品目名テーブルから商品名（邦文）中に文字列「プルトニウム」を含むものを検索し、その商品名コードと商品名（邦文）を出力する。

EQL

```
SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM WHERE  
HINMEI LIKE N'%プルトニウム%'
```

```
92-11-18 * * * SELECT CODE, HINMEI FROM "PUBLIC". IMPORTITEM  
WHERE HINMEI LIK * * *
```

CODE  
-----

HINMEI  
-----

284420010

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物（核分裂性同位元素）

284420090

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物（核分裂性同位元素を除く）

DKA7570I 2 ROW(S) SELECTED.  
SELECT COMMAND COMPLETED.

- (4) 輸入品目別・国別貿易統計テーブル（1991年）と国名テーブル及び輸入品目名テーブルを結合し、輸入品目テーブルの商品名（邦文）中に文字列「コンピュータ」を含むものを検索し、その第二数量合計、第二単位、価額合計、国名（邦文）及び商品名（邦文）を出力する。

EQL

```
SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI, HINMEI FROM  
"PUBLIC". IMPORT91 A, "PUBLIC". IMPORTITEM B, "PUBLIC".  
NATION C WHERE A. ITEM = B. CODE AND A. NATION = C. CODE  
AND B. HINMEI LIKE N' %コンピュータ%
```

```
92-11-18 * * * SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI,  
HINMEI FROM "PUBLIC". I * * *
```

```
----- TVOLUME2  UNIT2  ----- TAMOUNT  
KOKUMEI  
HINMEI  
-----  
1737762      NO      393530
```

大韓民国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路（MOS型のもの）（実装したもの）（デジタル式のもの）（モノリシック集積回路のもの）

386415 NO 107818

台湾

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

530109 NO 64846

ホンコン (香港)

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

1036765 NO 133360

タイ王国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

8186256 NO 1013237

シンガポール共和国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

15517488 NO 1218290

マレーシア

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

90513 NO 30070

フィリピン共和国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

774 NO 22219

イスラエル国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

11000 NO 2956

スウェーデン王国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

3000 NO 1019

デンマーク王国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

6731859 NO 2680378

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

4209 NO 1266

アイルランド

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

83518 NO 26286

オランダ王国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

48702 NO 29898

フランス共和国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

422716 NO 442360

ドイツ連邦共和国

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

66026 NO 34245

スイス連邦

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

1 NO 211

スペイン

マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

29841 NO 24485  
 イタリア共和国  
 マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS  
 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

51024 NO 10430  
 カナダ  
 マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS  
 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

63399399 NO 83959395  
 アメリカ合衆国  
 マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS  
 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

135788 NO 248647  
 メキシコ合衆国  
 マイクロコンピュータ及びマイクロプロセッサ並びにこれらの周辺集積回路 (MOS  
 型のもの) (実装したもの) (デジタル式のもの) (モノリシック集積回路のもの)

380 KG 26338  
 スウェーデン王国  
 コンピュータ断層撮影装置 (エックス線を使用するもの) (放射線写真用又は放射線  
 療法用のものを含む。) (医療用又は獣医用のもの)

6400 KG 74542  
 オランダ王国  
 コンピュータ断層撮影装置 (エックス線を使用するもの) (放射線写真用又は放射線  
 療法用のものを含む。) (医療用又は獣医用のもの)

40037 KG 618775  
 ドイツ連邦共和国  
 コンピュータ断層撮影装置 (エックス線を使用するもの) (放射線写真用又は放射線  
 療法用のものを含む。) (医療用又は獣医用のもの)

111006 KG 1826616  
 アメリカ合衆国  
 コンピュータ断層撮影装置 (エックス線を使用するもの) (放射線写真用又は放射線

療法用のものを含む。)(医療用又は獣医用のもの)

DKA7570I 25 ROW(S) SELECTED.

SELECT COMMAND COMPLETED.

- (5) 輸入品目別・国別貿易統計テーブル(1991年)と国名テーブル及び輸入品目名テーブルを結合し、輸入品目テーブルの商品名(邦文)中に文字列「プルトニウム」を含むものを検索し、その第二数量合計、第二単位、価額合計、国名(邦文)及び商品名(邦文)を出力する。

EQL

SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI, HINMEI FROM  
 "PUBLIC". IMPORT91 A, "PUBLIC". IMPORTITEM B, "PUBLIC".  
 NATION C WHERE A. ITEM = B. CODE AND A. NATION = C. CODE  
 AND B. HINMEI LIKE N' %プルトニウム%'

92-11-18 \* \* \* SELECT TVOLUME2, UNIT2, TAMOUNT, KOKUMEI,  
 HINMEI FROM "PUBLIC". I \* \* \*

|         | TVOLUME2 | UNIT2 | TAMOUNT |
|---------|----------|-------|---------|
| KOKUMEI |          |       |         |
| HINMEI  |          |       |         |

フランス共和国

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン(サーメットを含む。), 陶磁製品及び混合物(核分裂性同位元素)

|       |    |         |
|-------|----|---------|
| 28175 | KG | 4053137 |
|-------|----|---------|

グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン(サーメットを含む。), 陶磁製品及び混合物(核分裂性同位元素を除く)

|        |    |          |
|--------|----|----------|
| 286192 | KG | 34363823 |
|--------|----|----------|

フランス共和国

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン(サーメットを含む。), 陶磁製品及び混合物(核分裂性同位元素を除く)

41710 KG 4238312

カナダ

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物（核分裂性同位元素を除く）

1049849 KG 109107459

アメリカ合衆国

ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパージョン（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物（核分裂性同位元素を除く）

DKA7570I 5 ROW(S) SELECTED.

SELECT COMMAND COMPLETED.

付録2 EQLコマンド一覧

| コマンド名  | 機能   |
|--|--|
| ACQUIRE DBSPACE<br>DROP DBSPACE<br>CREATE TABLE<br>DROP TABLE<br>ALTER TABLE<br>CREATE INDEX<br>DROP INDEX<br>CREATE VIEW<br>DROP VIEW<br>DROP PROGRAM<br>ALTER PROGRAM<br>COMMENT | データベース領域の確保<br>データベース領域の解放<br>テーブルの定義<br>テーブルの削除<br>テーブルの変更<br>インデックスの作成<br>インデックスの削除<br>ビューの作成<br>ビューの削除<br>コマンド処理手続きの削除<br>コマンド処理手続きの変更<br>注釈の作成 |
| SELECT<br>INSERT<br>UPDATE<br>DELETE   | テーブルの検索<br>行の挿入<br>行の更新<br>行の削除  |
| CONNECT<br>COMMIT WORK<br>ROLLBACK WORK<br>LOCK  | RDB1への接続通知<br>データの更新を有効<br>データの更新の無効<br>排他制御   |
| GRANT<br>REVOKE  | RDB1ユーザの登録<br>RDB1ユーザユーザの削除  |
| ASSIGN LIST<br>DROP LIST<br>SELECT FROM LIST   | 一時リストの作成<br>一時リストの削除<br>一時リストの検索   |
| END<br>EXIT  | INPUTコマンドの終了<br>EQLの終了   |
| INPUT<br>SAVE<br>BACKOUT   | データ入力開始<br>データの格納<br>データの取消  |
| STORE<br>START<br>ERASE<br>RENAME<br>HOLD<br>RECALL  | EQLコマンドの登録<br>登録済EQLコマンドの実行<br>登録済EQLコマンドの消去<br>登録済EQLコマンドの名前の変更<br>登録済EQLコマンドの保留<br>登録済EQLコマンドの取り出し   |
| RUN  | EQLプロシージャの実行   |
| CHANGE   | 直前のEQLコマンドの変更  |
| SET  | AUTOCOMMIT状態の設定  |
| LIST   | 履歴情報の表示  |

# 研究会記事

## 経営・会計情報システム専門委員会

第143回（平成2年11月17日）

### 会計と情報処理

神戸学院大学助教授 大野 俊 雄

この報告では「知識の成長」という考え方を基礎に、複式簿記を超えた会計情報システムの発展の可能性を探ってみた。一般的に「知識の成長」に関しては「蓄積の方法」「開発の方法」「多様な価値との関係」という三つの事柄が問題となる。第一の「蓄積の方法」に関しては情報処理における技術進歩が問題となり、第二の「開発の方法」に関しては社会における競争原理のあり方が問題となり、そして第三の「多様な価値との関係」の問題に関してはコミュニケーションのあり方が重要な影響を与える。このようなマクロ的な環境条件を前提にして、組織の経済的側面にかかわる会計情報システムはいくつかの課題を果たすことになる。ひとつは組織内のコミュニケーションを一定水準以上の効率性で維持するために必要なコミュニケーション・コードの共通化という課題である。第二の課題は達成可能な目標の設定にかかわる課題であり、具体的な目標とその目標の達成からえられる成果についてのメンバー間の配分の方法を決める成果配分に関する情報システムである。第三の課題は組織の環境適応にかかわる操作的システムであり、技術的な可能性の枠組みを前提に目標達成に最も効率的な選択肢を決定する情報システムである。最後の第四の課題はこれら三つの課題をインフォメーション・コミュニケーション・システムとして統合するという課題であり、具体的にはこれらの課題達成の間のバランスを維持しながらシステムの統合を構造的にはかることが問題となる。

歴史的に振り返ると、確かに「複式簿記」は一定期間の間では企業の知識の成長を促進するシステムとしてその機能を発揮してきた。「複式簿記」が伝播しそれを育てたところでは、企業は大きく成長しその国の経済も幾度かの混乱を経ながらも発展するが、多様な文化や価値との両立を要求される段階になると、「複式簿記」にももう一段の構造的な脱皮が必要になるように思われる。

## 金融の証券化の会計課題

大阪府立大学助教授 柴 健 次

1. 金融の証券化は多岐にわたる会計問題を生み出している。それゆえ第一に現行規制の及ばない新規証券に対して投資家保護の観点から開示規制の整備等の制度的対応が必要である。第二に金融商品と金融技術が結びついて資金取引の多様化をもたらすことから包括的会計基準の設定が必要である。第三にこれら開示・会計両面にわたる制度的対応のために理論的検討が必要である。

2. 現行証取法の規制が及ばない証券化関連商品のうち特に資産金融型証券については欧米の実例に学ぶ必要がある。その上でわが国の投資家保護のための規制体系を前提に開示主体と開示内容が決定されるとして、そこに財務情報が要求される場合にそれらを適宜提供できるための体制を整える必要がある。

3. 証券化に伴う商品も伝統的商品もともに先物市場やオプション市場の整備並びに金融のインフラ整備によって実に多様な取引を生み出している。このような金融取引の全体をカバーできる会計基準が存在しない。日米欧が同時的にこれに取り組んでいるが早期の基準化が望まれる。

4. 金融取引に伴う会計問題を理論的に検討するための一視点は金融リスクに焦点を合わせることである。伝統的会計が多様な金融リスクにどのような点で対応できていないかを明らかにする必要がある。

5. ローンの譲渡を売却処理するか借入処理するかという問題、デットとエクイティの混合商品の会計処理の問題、投資損益の機関帰属の問題といった具体的問題のいずれもが財務諸表の要素や認識・測定といった基本問題の再検討を要請している。ここに理論的検討の糸口がある。

## 貸借対照表の機能と利害関係の多様化について

近畿大学教授 林 良 治

第146回 (平成3年2月23日)

## 現行の取得原価主義会計の特質に関する一考察

近畿大学助教授 高 須 教 夫

今日多くの国々において、取得原価主義会計（歴史的な原価主義会計）が基本的会計システムとして採用されている。それに対して、時価主義会計はインフレーションの高進により取得原価主義会計に対する批判の高まりを受けて、補足的会計システムとして採用が行われているのであり、その結果当然の帰結としてインフレーションの終焉と共にその役割を終えることになる。すなわち、時価主義会計はインフレーションの高進による取得原価主義会計に基づく会計情報の有用性の低下を情報面において補うという役割を果たすのみであって、分配面においては相変わらず取得原価主義会計が一元的に用いられているのである。

それでは、なぜ分配面においては取得原価主義会計がもっぱら排他的に用いられているのであろうか。もちろん、分配面においては利害関係者間の利害対立をとりわけ調整することが必要となり、そのためには取得原価主義会計の持つ測定値の堅さすなわち客観性という特性が重要であるということは筆者も認めるのであるが、はたして取得原価主義会計の採用がかかる理由のみによるものであろうか。

そして、筆者のかかる疑問を深めるもの一つに、1976年12月に公表された『FASB 討議資料』とそれを受けて行われた公開討論における議論がある。

そこで本報告においては、取得原価主義会計の持つ理論的枠組みとその現実的帰結についての検討を行うことによって、この疑問に対する解答を導き出すことにする。

第147回 (平成3年3月30日)

## 複式簿記と財務諸表の接点

近畿大学助教授 毛 利 敏 彦

## 国際貿易研究部会

第1回 (平成3年5月8日)

### 技術進歩と比較優位：日本製造業のケース

神戸大学大学院 小井川 広志

第2回 (平成3年7月3日) 兼松セミナーとの共同研究会

### ASEAN Economic Cooperation ; New Prospects

ハワイ大学教授 Seiji Naya

第3回 (平成3年9月18日)

### 日本の海外直接投資関数の推計 — 企業の主体均衡モデルに基づくアメリカ、 韓国、タイ向け直接投資関数の推計 —

神戸大学大学院 石黒 靖子

第4回 (平成3年11月19日)

### EC統合と東南アジア

ハワイ大学教授 Mike Plummer

第5回 (平成3年12月12日) 兼松セミナーとの共同研究会

## New Developments in Poland and Prospects for Full Implementation of Market Economic System

ワルシャワ経済大学教授 Wociejch Biekowski

### 国際労働研究部会

第15回 (平成2年11月27日)

#### 労働組合の長期的な存在意義について

神戸大学助教授 下村和雄

Kemp and Long (1987, *Scandinavian Journal of Economics*) は Solow = Swan 型の成長モデルを用いて労働組合の経済行動を次のような動的最適問題として定式化した。

$$(*) \max_z \int_0^{\infty} u(c) \exp[-(r-n)t] dt$$

$$\text{sub. to } k = k[sf'(z) - n], k \leq z, c \equiv \frac{k}{z} [f(z) - zf'(z)]$$

ただし  $k$  は〔資本〕／〔労働供給〕,  $z$  は〔資本〕／〔雇用量〕である。(\*)の分析によって Kemp and Long は、長期的にみて労働組合が(労働者の観点から)その存在意義を失うような成長径路を辿っていくことを論証した。

Kemp and Long は労働者の効用が消費のみに依存すると仮定している。本報告では労働者の効用が消費のみならずレジャーにも依存すると仮定して(\*)を再定式化し、効用関数についてのマイルドな条件の下で、(労働者の観点から)労働組合の存在意義があることを論証した。

## 契約に基づく交渉モデルにおける二重労働市場と賃金・雇用量の変動要因について

大分大学講師 大住 康之

本稿の目的は、契約理論に交渉モデルを導入し拡張されたモデルから賃金と雇用量が決定される内部労働市場即ち第一次部門労働市場と縁辺的な性格を有する競争的な関係から賃金と雇用量が決定される外部労働市場即ち第二次部門労働市場の二つに分断化された二重労働市場モデルを用いることによって、景気変動に対応する需要変動が賃金格差の変動を含む各部門の賃金変動と雇用量の変動に対してどのような影響を与えるかまたその要因は何かを分析することにある。このことを通して本稿は、第二次部門雇用量の方が景気変動下においてより大きく変動するといわれる日本の労働市場の Stylized fact の解明を主眼としている。このことは、背後に日本の雇用量の変動はOECD各国に比べて安定的であるのは第一次部門雇用量の安定性にあるのではないかということに関する検討を意図したものとなっている。

主要な結論は次の通り。本稿では企業と第一次部門労働者との間で留保賃金効用水準以上に一定の効用水準を契約で保証し、その一定の効用水準は労資間でナッシュ協調的に決定される。このとき交渉で決定される一定の効用水準つまり効用プレミアムが景気変動と同方向に変動するならば、第二次部門の賃金率はより大きく景気順応的に変動することによって第一次部門の賃金率と両部門の雇用量の変動の安定化が保たれるようになる。逆に効用プレミアムが景気変動方向と逆方向に変動するならば、両部門の賃金と雇用量はともに不安定的に変動するようになる。その場合、一定の条件の下、賃金格差は景気逆循環的に変動し、第二次部門雇用量の変動の方がより大きく変動する。

本稿の詳細な内容に関しては、拙稿「二重労働市場における賃金と雇用量の変動要因分析」、「契約に基づく交渉モデルにおける二重労働市場と賃金、雇用量の変動要因について」大分大学経済論集第42巻第5号、6号、1991年を参照されたい。

## 外国人労働の経済学

神戸大学助教授 後藤 純一

第2回 (平成3年3月31日)

## 継続雇用と高齢者の就業・引退行動

神戸大学助教授 三谷直紀

1990年代に入って高齢者の雇用対策は、高年齢者雇用安定法の改正や高年齢者雇用ビジョンの策定、各種の高年齢者雇用給付金制度の再編成・拡充など、大きな進展がみられた。その中で強調されているのは継続雇用による60歳台前半層の雇用確保である。今回の景気拡大期における高齢者雇用の実態をみると、高齢者の失業率の大幅な低下や長期的な低下傾向にあった高齢者の労働力率の上昇など、近年にない高齢者雇用の拡大がみられた。これをさらに詳細に検討すると、おおむね政府の目指しているような継続雇用による高齢者の雇用拡大が行われたものと考えられる。

高齢者の雇用確保は、若年労働力が不足して行く中でいかに高齢労働力を活用して行くかという企業の雇用政策にかかる部分が重要であるが、継続雇用などのさまざまな雇用機会に直面して高齢者がどのような就業・引退行動をとるかということも重要な側面である。そこで、継続雇用や別会社での再就職などのさまざまな雇用機会に対して高齢者がどのような就業・引退行動をとるかということ、Lazear等の理論モデルをもとに労働省『高年齢者就業実態調査』の個票を用いた就業確率関数と市場賃金関数の推計により分析する。その際、高齢者の雇用機会がきわめて少ないことを考慮して、Heckmanの2段階推計法によってサンプルセレクションバイアスを除去することを試みた。

推計結果から、(1) 継続雇用の場合は別会社に再就職する場合に比べて市場賃金が高く、継続雇用の雇用機会が与えられれば、高齢者の就業確率が上昇すること、(2) しかし、継続雇用という雇用機会に直面した高齢者の就業・引退行動は、職種や就業経験によって大きく異なり、とりわけ、肉体的な衰えが就業行動に表われやすい生産労働者の就業確率は60歳を過ぎると大きく低下すること、(3) 退職年金が早いほど、市場賃金が高く、就業率が高いこと、(4) 公的年金の受給額が高いほど就業確率が低くなること、などが確かめられた。

これらの分析結果から政策的含意として、(1) 今後の高齢者の雇用政策を進めて行く上で高めの経済成長を維持して行くことが必要であること、(2) 企業に対する継続雇用の努力義務を遵守させるために雇用対策の強化が必要なこと、(3) 高齢者の雇用対策の推進には、職種や就業経歴の違い等も踏まえたきめ細かい対応が必要であること、(4) 将来公的年金の支給開始年齢を65歳まで引き上げることが避けられないのであれば、そのスケジュールは早いうちに明示されなければならないこと、が導かれた。

第3回 (平成4年7月28日)

## 欧州海員組合の雇用と組合組織

神戸大学教授 山本泰督

第4回 (平成4年11月10日)

## Economic Development and Time Preference Schedule: The Case of Japan and East Asian NICs

神戸大学助教授 小川一夫

恒常所得仮説あるいはライフサイクル仮説のもとでは、家計は当期のみならず将来にわたる効用を最大にするよう行動している。その場合に消費経路は、利子率と時間選好率の大小に依存することになる。消費・貯蓄に関する従来の実証分析においては、時間選好率は時間に関して不変であると仮定されていた。

しかしながら、時間選好率は家計の経済状況、より広くいえば一国の経済発展の段階に依存して決定されると考えられる。時間選好率の動きについては、それが経済発展の段階とともに低下していくというもの（フィッシャー仮説）、逆に上昇していくとするもの（宇沢仮説）、発展の初期においては低下し、その後上昇するというもの（深尾一浜田仮説）がある。

これらの仮説を、戦後の韓国、台湾、日本の年時系列データを用いて検証した。その結果、韓国については時間選好率が一定という従来の仮説は棄却されないものの、台湾と日本については深尾一浜田仮説がデータによって支持された。また、時間選好率の転換点については、台湾の場合に70年代後期、わが国の場合には60年代後期から70年代前半にかけてであると推定された。これらの時期は両国ともに、高成長から低成長へと経済が転換した時期に対応している。またこの時期を境にして、貯蓄率が上昇傾向から下降傾向へと転換したことも観察された。

## 国際比較経済研究部会

第1回 (平成3年6月26日) 兼松セミナーとの共同研究会

ラテンアメリカのハイパーインフレーション

神戸大学助教授 西島章次

第2回 (平成3年12月13日)

執筆論文の内容の要約

『経済発展と環太平洋経済』執筆者

第3回 (平成4年3月4日)

中古市場とコースの推論

大阪経済大学助教授 松岡憲司

第4回 (平成4年7月30日)

Regionalism or Multilateralism ?

ニューヨーク州立大学教授 Winston W. Chang  
神戸大学助教授 後藤純一

第5回 (平成4年12月16日) 兼松セミナーとの共同研究会

アジア太平洋地域における経済協力について

一橋大学教授 山澤逸平

## 国際比較金融研究部会

第6回 (平成3年10月19日)

### フランスの金融政策

愛知教育大学助教授 宇 恵 勝 也

第7回 (平成3年12月14日)

### わが国の資金循環について

姫路獨協大学助手 家 森 信 善

第1回 (平成4年11月5日) 兼松セミナーとの共同研究会

### 為替変動，為替介入そして国内金融 —日本，旧西独，スイスの比較—

西南学院大学教授 小 島 平 夫

まず日本，旧西独及びスイス各国通貨について IMF 多角的為替レートモデル加重の名目実効為替レートの推移(1973-88年)を比較し，三通貨が長期的には増価趨勢をもっていることそして独マルクとスイスフラン間には高い正相関が観察されることを指摘。他方，三通貨の(移動分散として計測された)為替レート変動は大きく異なっている，つまり1979年以降日本円の変動が最も大きく，次いでスイスフランが大きい，しかし独マルクは変動が著しく小さい。

そこで理論的，実証的に興味深い問題は，この為替変動を通貨当局の為替介入がどの程度抑えることができているか，である。ここでの論争点の一つは介入の不胎化政策にあり，不胎化の程度が介入の為替レート安定効果の決定要因の一つとなっている。更に，不胎化政策自体は，通貨当局が国内均衡(又は金融の自立性)と対外均衡達成の二つの相対的重要性についてどのような立場をとっているのかについて示唆を与えるものであ

り、その意味で介入不胎化の程度の実証的測定は政策的含意に富む研究テーマとなっている。

私の研究報告ではその測定を時系列分析（特に1フィルター相互相関分析）手法に依っており、その特徴は対外短期純資産（介入の代理指標）との標本相互相関をハイパワードマネー供給及び国内資産各々について求め、これら相関の程度によって不胎化の度合いを推測したことにある。標本期間1973-87年について得られた分析結果は次の通りである。

(1) 旧西独及びスイスの通貨当局は一貫した不胎化（それぞれ完全に近い不胎化、完全に近い非不胎化）政策を採っていた。特にスイス国立銀行は“monetary intervention”を通して国内マネタリーベースを管理していた。

(2) 日本の不胎化行動は変化が極めて激しかった。2～5年毎に不胎化・非不胎化と変わっており、プラザ合意後は国内均衡重視の、完全に近い介入不胎化を行っている。

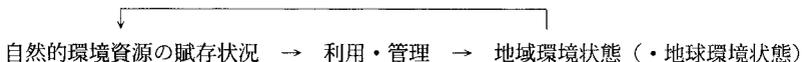
## 国際比較統計研究部会

第18回（平成3年3月2日）

### 地域管理と環境会計

和歌山大学助教授 日下正基

地域管理においては、「環境」が重要な管理対象となる。この場合、下図に示すように、人間の行動が地域環境の状態ひいては地球環境の状態を規定し、それが自然的環境資源の賦存状況を規定する。しかしながら、関連情報が不足していることと、人間行動と環境状態との関係が複雑で行動者にとって必ずしも明確になっていないため、人間行動は不適切なものとなり、地域環境・地球環境の状態を悪化させる結果となっている。そこで、日常的な生活行動と環境との関係を把握し、環境に対する認識を深め、環境と生活との係わりを見直す手段として「環境家計簿」を提唱する。環境家計簿の様式については、定型化されたものと、必ずしも定型化を意図していないものがあり、前者には生活共同組合等での実践例、後者には筆者らが日常の生活行動を見直しながらの地域づくりを行うに際して利用した例がある。環境家計簿は個人＝家庭レベルだけでなく、企業レベルでの適用も可能であるし、地域・国レベルで用いることにより環境負荷の公平性を実現するための具体的手段としても利用できる。またOECD環境相会議で提唱された「環境サテライト勘定」と「自然資源勘定」の媒介項として人間活動を位置づけ、より適切な人間の自然資源利用・管理を実現していくための手段としての利用も考えられる。各々について指標を開発し、関連データの収集、計量化を進めていくことが、今後の1つの課題となる。



## 国際比較の方法論の発展とその課題

姫路獨協大学教授 能 勢 信 子

報告の目的は、戦後30年間に発達した各国の国際比較の手法をサーヴェイし、残された課題を明らかにすることである。多国間の比較は、国内の空間比較と異なり、異なる政治的会計主体の比較であるために、為替レート換算とそれに代わる通貨購買力の比較が不可欠である。このため各国の集計値の価格、サブ集計値の相対価格の集まりをまず揃える必要がある。各国は地理的条件に加えて政治体制、文化と経済発展を異にするから、1人当り実質GDP比較は容易ではない。とくにGDPの中には‘比較拒否的’サービス(医療・政府サービス等)が含まれるから、共通の比較手段を作ることは難問とせられてきた。

この課題を克服するプロジェクトICPは、購買力パリティ(PPP)によって各国GDP数量比較を行うことを意図してクレヴィスと協力者を中心に、国際連合、世銀によって支援され、段階別に遂行され、参加国も漸次増加してきた。第Ⅲフェーズ以降、ヒルの論文を契機として汎世界的研究を行うよりも問題の地域別研究とくにEC諸国の比較をまず行うことに重点が移り、MPS/SNAリンクの研究を背景としてECとコメコン諸国との比較研究が行われつつある。ECA、ECLAにもこの地域化研究の動きがみられる。現在、国際比較は、多地域の比較を通して地域の購買力指数をリンクする段階に進んでいる。

ただし地域相互のリンクを実施する場合、コアとなる国が少数であり、地域指数を相互にリンクする問題は未だ残っている。またG-K指数、ETS指数など使用する指数によって結果が乖離する現象は、当然存在する。村落経済の残る国と完全市場経済の国の比較という難問もいまだに残っている。これらは、今後、ユーザーの分析要求をみたす上で、PPP統計官に残された課題といえるであろう。

## 福祉指向GNP統計のプロトタイプ —アイスナー体系の検討—

桃山学院大学教授 桂 昭 政

アメリカの公式の国民所得統計であるNIPA体系に対し、ラッグルズ、ケンドリック、アイズナー等はNIPA体系に対峙して彼ら自身の構想を反映した国民所得の勘定体系を提示している。アイズナーはNIPA体系が経済福祉、あるいは経済成長の分析に対して不十分であると考え、消費、投資の最終生産物のカテゴリーを改変、拡張し、それに合う所得項目を配置した勘定体系である Total Incomes of System of Accounts (TISA) を発表している。TISAは経済福祉との関連で最終生産物の見直しを行っているが、特にクズネットの最終生産物の把握視点、つまり経済活動の目的は人間生活にあるという視点を継承し、NIPAとは異なり政府を生産者として扱い、一般行政等の政府生産物は教育等の人間生活に直接寄与する最終生産物ではなくて人間生活の立脚基盤を維持するための中間生産物であると位置づけている。また、このクズネットの最終生産物の把握視点によって経済福祉を捉えようとするTISAはトービン・ノードハウスのMEWごとく福祉に直結する項目を加算し、福祉を阻害する項目を減算することによって経済福祉そのものの水準を捉えるというアプローチをとらないから、個人消費については福祉に寄与しない余儀ない支出を控除するというアプローチをとっていない。特に個人消費の余儀ない支出を考慮すると労働力再生産の観点からほとんどの支出がそれに該当し、個人消費は僅少となるであろう。これらを考慮するとTISAの「消費」の計測は、経済福祉に関してクズネットの視点から経済活動が人間生活に、つまり個人消費にどれだけ向けられたかを問題とするのであり、このクズネットの最終生産物の規定に基づく経済福祉の側面を反映した福祉の有効な指標であると考えられる。

ただし、TISAは勘定体系として国民経済全体、及び企業、家計、政府等の各部門の生産勘定が示されているにすぎず、それゆえ勘定項目の部門間の対応が示されていない。

第2回 (平成3年7月13日)

## EC型産業連関表について

大阪経済大学教授 泉 弘 志

日本経済とEC各国経済の比較を試みようとする際、それぞれの産業連関表が重要な基礎資料の1つとなる。EC統計局はEC参加各国の産業連関表を統一した定義で5年ごとに日本政府の産業連関表の対象年次とはほぼ同じ年(1959, 1965, 1970, 1975, 1980, 1985)について発表している。日本政府の産業連関表は詳細な表であるが、ECの産業連関表は内生44部門の比較的小さな表である。そこで、日本の産業連関表を組み替え統

合してEC統計局の定義に出来るだけ近づけ、比較可能な表にすることを試みてみた。そのさい問題になったことは以下のようなことである。

- ① 日本の部門分類をEC表の部門分類（NACE＝EC標準産業分類に基づいている）にあわせる。
- ② 副産物処理をストーン方式からEC統計局方式にかえる。
- ③ 輸入をプラス表示にし、第2象限列部門から第3象限行部門に転値する。
- ④ 家計外消費支出を最終需要部門、付加価値部門から内生部門へ移動する。

このような作業によって国際比較が可能になるとともに、日本、ECそれぞれの産業連関表の特徴が明らかになった。（詳細は良永康平・泉弘志「EC統計局型日本産業連関表」法政大学日本統計研究所『統計研究参考資料』No.33 1990年6月参照）

第3回 （平成3年11月2日）

## 環境経済指標と環境資源データベース

神戸大学助教授 小幡範雄

第4回 （平成4年2月8日）

## 『地下経済』研究の推移について

神戸大学教授 小西康生

地下経済の規模を測定するにあたって、多くの研究で用いられた方法は、1958年の P. Cagan に倣ったものである。しかし、『地下経済』がジャーナリズムやアカデミックで注目されるようになったのは、1977年の P. M. Gutmann の論文からであるといわれている。そこで、Gutmann 以降の地下経済の測定に関する研究を、そこで用いられた地下経済の定義の違いを明らかにして分類した。

今後の研究方向として、国民の生活水準をより実態に合わせて測定し、国際間の比較を行なうため、また、経済政策をより効果的なものにするために、現行国民経済計算の精緻化とその枠内には含まれていない国民の経済活動の評価の必要性を明らかにした。新たに対象を厳密に定義して、測定されなければならないものの中で、主要な部分は家計とバーター取引であろう。前者を測定する規則が確立されると、家事が社会的に評価されて、労働市場に大きな影響を及ぼすことになるかもしれない。後者は、既に企業として大規模に行なわれている例もあるが、間接税に対抗するものとしてますます活況を示すようになる可能性が大である。

第5回 (平成4年5月9日)

## 地方財政の日韓比較に向けて

桃山学院大学教授 田 平 正 典

公共部門、並びに地方財政の規模と特徴について、わが国と比べて、韓国の公共部門は相対的に小さく、政府支出、あるいは一般政府がGNPに占める比率は、それぞれ約13.4%、約25%と推計される(1988年度現在)。また、最終支出について、地方が、国・地方の合計に占める比重をみると、韓国の場合のそれは約37%であり、わが国とは異なり、かなり集権的である。また、歳入面についても同様の特徴がみられ、韓国の国税は地方税の6倍に昇り(日本の場合は約1.7倍)、税源配分についても集権的である。そして、わが国では直接税の比重が高いが、韓国では圧倒的に間接税の比率が高い(約67%)。

次に、国から地方への補助金の再分配効果に関して、韓国の地域総生産の資料が利用可能でないので、地域所得の代理変数として地方税を採れば、特別市と直轄市を除き、交付税は地域所得(地方税)と強い負の相関をもって配分されており、補助金は地域所得と弱い負の相関をもって配分されている(いずれも一人あたり。また、韓国の交付税は日本の地方交付税に、補助金は日本の国庫支出金に対応している)。市・郡だけについてみれば(但し、道ごとに集計した値)、交付税の配分は地域所得と弱い相関をもつが、補助金の配分と地域所得との相関はみられない。韓国ではわが国と同様の財政調整制度がとられているものの、全般的な再分配効果は相対的に小さいものと予想される。歳出については、道の教育費、農林水産業費、社会福祉費、および支出合計は地域所得(地方税)と負の相関をもつことがわかる。歳入・歳出両側面からの再分配効果の定量分析を今後の課題としたい。

第6回 (平成4年7月11日)

## SNA改訂案について

桃山学院大学教授 桂 昭 政

1993年のSNAの改訂に向けて作業が進行中であるが、現時点で利用できる改訂草案(United Nations, *Revised System of National Accounts: Draft Chapter and Annexes*, 1991; 邦訳 経企庁経済研究所国民所得部『改訂国民経済計算体系(草案)』、

1992年2月)に基づいて今次SNAの改訂案の特質を主として現行SNA(1968)との対比を念頭におきつつ検討した。

SNAの改訂案の特徴を概括的にいえば、旧SNA(1953)と現行SNA(1968)との特質を兼ね備えた両者の中間的な勘定システムといえる。すなわち旧SNAが勘定システムに集計量としての国民所得をエクスプリシットに示し、勘定システム内にGDP、NI、GDEの国民所得の循環、つまり国民所得統計を保持するのに対し、現行SNAは勘定体系から集計量としての国民所得を追放し、国民可処分所得が代位し(現行SNAの所得支出勘定を見よ)、勘定システム内から国民所得の循環の把握を放棄した。これに対しSNA改訂案は勘定システム内に集計量としての国民所得を保持し、国民所得の循環の把握が勘定システム内で可能であり、つまり国民所得統計が勘定システム内にビルトインされているのである。またSNAの改訂案は現行SNAが取引勘定の多用により、つまり部門間取引フローの明示を放棄することにより取引実態の詳細さを取引勘定の導入によって可能にし、詳細なマクロ経済情報の提供を可能にしているのであるが、SNAの改訂案も現行SNAと同様に取引勘定の導入をはかることにより詳細なマクロ経済情報の提供を可能にしているのである。このようにSNAの改訂案は現行SNAによって追放された国民所得循環、あるいは国民所得統計をベースにして実物と資金の多用な取引を現行SNAと同様に取引勘定の導入によって実物ならびに資金取引を統合してマクロ経済情報システムを提供しているのである。

以上が改訂SNAの内容面についての特質の概要であるが、形式面、つまり改訂SNAの会計構造、あるいは勘定体系はEC加盟国の標準国民経済計算体系であるESAとほとんど同じ会計構造をもっている。ESAに新たにつけ加わったのはフローの現物所得の再分配勘定、資産再評価勘定、ストック勘定、および勘定体系の周辺に位置づけられるサテライト勘定である。以上のことからSNAの改訂案の会計構造がESAと同様に生産、分配、再分配、消費、蓄積の経済循環過程を明瞭に示す勘定システムとなっていることが理解できるし、また経済分析との関連でいえば現物所得の再分配勘定、あるいはサテライト勘定の導入により経済福祉分析に有効なツールを提供しているし、資産再評価勘定の導入がキャピタルゲイン・キャピタルロスの精密な計測に役立つのである。これらの現物所得の再分配勘定、資産再評価勘定(現行SNAの資本調整勘定と異なりキャピタルゲイン・キャピタルロスのみを計測する)、サテライト勘定は旧および現行SNAになかったものである。さらにSNA改訂案はESAがそうであるように、またアメリカの代表的な国民所得学者であるラグルズ夫妻が主張しているように生産勘定から蓄積勘定まで、現行SNAの実物と金融の2分法のごとく部門分割の基準がそれぞれ生産面と所得処分等の部面で別個の基準によっているのではなく制度部門基準によって統一されるようにてった(なお生産勘定には事業所を単位とする部門分割基準による「産業別生産勘定」がSNA産業連関表構築のために別に設定されている)。

## 研究所講演会

| 日 時        | 論 題  | 報 告 者                        |
|------------|--|------------------------------|
| H 2. 7. 12 | ゲームにおける戦略の長期安定性  | プリンストン大学<br>神 取 道 宏          |
| H 2. 12. 5 | The European Presence in Japan:<br>Problems and Opportunities                              | ブリュッセル大学<br>Philippe Debroux |
| H 3. 2. 20 | Comparing Vertical Restraints  | オハイオ州立大学<br>Howard P.Marvel  |
| H 3. 2. 20 | 動学的通貨価値の安定と金融政策<br>— 長期金利と資産価格の変動 —  | 国際通貨基金<br>渋谷 浩               |
| H 3. 5. 30 | Strategic R&D and the Speed of<br>Spillovers   | ニューヨーク州立大学<br>Reiko Aoki     |
| H 3. 5. 31 | A Game Illustrating Some Features of<br>the Definition of Strategic Stability              | ニューヨーク州立大学<br>John Hillas    |
| H 3. 6. 13 | The EMS, the EMU, and the Transition<br>to a Common Currency                               | カリフォルニア大学<br>Kenneth Rogoff  |
| H 3. 7. 11 | Chaotic Map on Tatonnement   | コーネル大学<br>Mukul Majumdar     |
| H 3. 9. 26 | Cooperative versus Competitive<br>Structures in Related and Unrelated<br>Diversified Firms | ワシントン大学<br>Charles W.L.Hill  |
| H 3. 11. 7 | Allocative Efficiency of Markets with<br>Zero Intelligence (ZI) Trader                     | カーネギーメロン大学<br>Shyam Sunder   |
| H 3. 12. 4 | 国際経済摩擦と国内利害対立<br>International Economic Friction and<br>Domestic Conflict of Interests     | イェール大学<br>浜 田 宏 一            |
| H 4. 4. 16 | Measurement Costs and Organization<br>Theory: The Firm as the Cluster of<br>Attributes     | スタンフォード大学<br>Paul Milgrom    |

|            |   |                              |
|------------|---|------------------------------|
| H 4. 4. 30 | Sunk Costs and Market Structure                                 | ロンドン大学<br>John Sutton        |
| H 4. 7. 9  | Sub Optimal Economic Growth                                     | フリンドグース大学<br>Daniel Leonard  |
| H 4. 9. 3  | Equilibrium in Networks   | ボン大学<br>Avner Shaked         |
| H 4. 9. 10 | Competition When Consumers Have<br>Switching Costs: An Overview | オックスフォード大学<br>Paul Klempner  |
| H 4. 9. 10 | The Internal Organization of Firms                              | オックスフォード大学<br>Margaret Meyer |
| H 5. 2. 25 | R&D, Market Share, and Welfare                                  | エセックス大学<br>Sajal Lahiri      |

### 益田基金招へい研究者講演会

| 日 時        | 論 題   | 報 告 者             |
|------------|-------|-------------------|
| H 3. 9. 25 | 政治と信念 | ロンドン大学<br>森 嶋 通 夫 |

## 兼 松 セ ミ ナ ー

| 回数 | 日 時         | 論 題  | 報 告 者  |
|----|-------------|--|--|
| 79 | H 2. 10. 31 | Competitiveness and Exchange Rate Adjustments in Korea                                       | 京都産業大学<br>阿 部 茂 行  |
| 79 | H 2. 10. 31 | Outward Direct Foreign Investment and Structural Adjustment in a Small Open Economy          | ハワイ大学<br>Chung H.Lee   |
| 80 | H 2. 11. 7  | Interlinkage in the Endogenous Real Business Cycles of International Economies               | 京都大学<br>西 村 和 雄  |
| 81 | H 2. 11. 21 | 企業行動と証券市場：動学的統合  | 東京大学<br>小 林 孝 雄  |
| 82 | H 2. 11. 28 | A Note on Dynamic Effects of Tax Policies in a q Model of Investment                         | 神戸大学大学院<br>大 川 隆 夫   |
| 83 | H 2. 12. 5  | Intercorporate Share Holding and Lending Activity by Financial Institute in Japan            | 京都大学<br>橋 木 俊 詔  |
| 84 | H 2. 12. 19 | Analysis of a Two-Sector Model of Endogenous Growth with Taxation                            | 広島大学<br>三 野 和 雄  |
| 85 | H 3. 1. 9   | Who Will Be Called as a Partner?: An Importing Country's Incentive to Form a Free Trade Area | 大阪大学<br>清 野 一 治  |
| 86 | H 3. 1. 23  | 契約にもとづく交渉モデルにおける二重労働市場と賃金・雇用量の変動要因について   | 大分大学<br>大 住 康 之  |
| 87 | H 3. 1. 30  | 会計情報公開制度の現代的機能   | 神戸大学<br>山 地 秀 俊  |
| 88 | H 3. 1. 30  | 日本経済における構造変化と景気変動<br>— Structural VAR Modelによる分析 —   | 神戸大学大学院<br>北 坂 真 一   |
| 89 | H 3. 2. 6   | The Dynamics of Hyperinflation and Price Inertia   | GETULIO VARGAS<br>UNIVERSITY<br>Fernando de Holanda<br>Barbosa |

|     |            |  |                     |
|-----|------------|--|---------------------|
| 90  | H 3. 2. 27 | Monetary Equilibria in a Continuum Economy with General Transaction Technologies                         | 一橋大学<br>山崎 昭        |
| 90  | H 3. 2. 27 | General Equilibrium Theory with Increasing Returns: A Survey   | 大阪大学<br>神谷 和也       |
| 91  | H 3. 3. 13 | Cyclical and Non-cyclical Redistribution Taxation  | 神戸大学<br>下村 和雄       |
| 92  | H 3. 4. 24 | 国際貿易と不完全競争 労働市場<br>— 理論および自動車貿易への応用 —  | 労働省<br>後藤 純一        |
| 93  | H 3. 5. 15 | Risk Absorption in Japanese Subcontracting: A Microeconomic Study on the Automobile Industry             | 京都大学<br>浅沼 万里       |
| 94  | H 3. 5. 22 | Tariff Reform in a Small Open Economy with Public Production   | 立命館大学<br>阿部 顕三      |
| 94  | H 3. 5. 22 | Uniformity versus Selectivity in Tax Structure   | 大阪大学<br>福島 隆司       |
| 95  | H 3. 5. 29 | Choice among Three International Economic Regimes by Countries with Monopolistically Competitive Markets | 関西学院大学<br>鈴木 克彦     |
| 96  | H 3. 6. 5  | Gains from Trade and Commodity Tax Compensation  | 名古屋市立大学<br>多和田 真    |
| 97  | H 3. 6. 5  | Credibility, Policy Games, and the Choice of International Monetary Regimes                              | 東京大学<br>河合 正弘       |
| 98  | H 3. 6. 19 | Stagnation in a Monetary Economy: A Dynamic Optimization   | 大阪大学<br>小野 善康       |
| 99  | H 3. 6. 26 | ラテンアメリカのハイパーインフレーション   | 神戸大学<br>西島 章次       |
| 100 | H 3. 7. 3  | ASEAN Economic Cooperation; New Prospects  | ハワイ大学<br>Seiji Naya |
| 101 | H 3. 9. 4  | R&D and Dual Cost Measure of Tobin's Multiple Q  | 京都大学<br>鈴木 和志       |
| 102 | H 3. 10. 3 | ドイツ統一の経済的意味  | 大阪大学<br>猪木 武徳       |

|     |             |  |                                  |
|-----|-------------|--|----------------------------------|
| 103 | H 3. 10. 17 | Optimal Promotion Design   | 京都大学<br>伊藤 秀史                    |
| 104 | H 3. 10. 23 | 企業グループの結束度について   | 一橋大学<br>伊藤 隆敏                    |
| 105 | H 3. 10. 31 | Welfare and Competition: The Symmetric Equilibrium Approach                                  | 一橋大学<br>鈴村 興太郎                   |
| 106 | H 3. 11. 2  | The Economics of Second Sourcing   | ボストン大学<br>Michael H.Riordan      |
| 107 | H 3. 11. 27 | Project Evaluation and Compensation Tests  | 大阪大学<br>八田 達夫                    |
| 108 | H 3. 12. 12 | New Developments in Poland and Prospects for Full Implementation of Market Economic System   | ワルシャワ経済大学<br>Wojciech Bienkowski |
| 109 | H 3. 12. 18 | Comparative Statics for Profit Maximizing and Labor-Managed Oligopolies                      | 東京都立大学<br>奥口 孝二                  |
| 110 | H 3. 12. 19 | Some General Equilibrium Aspects of a Labour-Managed Economy with Monopoly Elements          | ブリティッシュコロンビア大学<br>Hugh M.Neary   |
| 111 | H 4. 1. 29  | Corporate Hierarchy, Promotion and Firm Growth: Japanese Internal Labor Market in Transition | 大蔵省財政金融研究所<br>有賀 健               |
| 112 | H 4. 2. 20  | 不胎化介入シグナル効果について  | 日本銀行金融研究所<br>渡辺 努                |
| 113 | H 4. 2. 20  | Industry Specific Interests and Trade Protection   | 東京大学<br>藤原 正寛                    |
| 114 | H 4. 4. 1   | 日本企業と情報技術のインパクト  | サンパウロ大学<br>Hiroo Takaoka         |
| 115 | H 4. 5. 7   | Market Uncertainty and Competitive Equilibrium Entry   | シンガポール大学<br>Chin Lim             |
| 116 | H 4. 5. 21  | Reciprocal Delegated Monitoring in the Japanese Main Bank System                             | オーストラリア国立大学<br>Paul Sheard       |

|     |             |  |   |
|-----|-------------|--|---|
| 117 | H 4. 5. 28  | ケインズの成長理論について  | 東京大学<br>吉川 洋                            |
| 118 | H 4. 6. 24  | Export Rivalry in Vertically Related Markets   | ニューヨーク州立大学<br>Winston Chang             |
| 119 | H 4. 7. 10  | Consolidation of Claims by Multiple Plaintiffs: The Economics of Joint Bargaining                          | ウィスコンシン大学<br>Yeon-Koo Che               |
| 120 | H 4. 7. 17  | Fiat Money, Barter, and Optimal Monetary Policy with Capital   | ペンシルバニア大学<br>林 文夫                       |
| 121 | H 4. 7. 27  | Market Competition and Economic Welfare  | 慶應義塾大学<br>大山道宏                          |
| 122 | H 4. 9. 16  | Start-up Costs and Pecuniary Externalities as Barriers to Economic Development                             | ノースウェスタン大学<br>松山公紀                      |
| 123 | H 4. 10. 1  | 国内収支不均衡下の金融政策  | 東京大学<br>植田和男                            |
| 124 | H 4. 10. 16 | Aggressive Unilateralism vs. GATT Cooperation: Optimal Mechanisms for Eliminating Trade Barriers           | ハーバード大学<br>David E.Weinstein            |
| 125 | H 4. 10. 22 | How to Facilitate or Stifle Economic Development: The Role of Agriculture in Indonesia and the Philippines | ハワイ大学<br>William E.James                |
| 126 | H 4. 11. 4  | On the Economics of Science  | ブラウン大学<br>ミュンヘン工科大学<br>Martin J.Beckman |
| 127 | H 4. 11. 5  | 為替変動，為替介入そして国内金融<br>— 日本，旧西独，スイスの比較  | 西南学院大学<br>小島平夫                          |
| 128 | H 4. 11. 25 | 資金調達と資本コスト — 日本の製造業大企業 (1961-1989)   | 横浜国立大学<br>浅子和美                          |
| 129 | H 4. 12. 16 | アジア太平洋地域における経済協力について   | 一橋大学<br>山澤逸平                            |
| 130 | H 5. 1. 14  | 遺産と社会保障  | 大阪大学<br>井堀利宏                            |

|     |            |                                 |                |
|-----|------------|---------------------------------|----------------|
| 131 | H 5. 2. 18 | ロシアの経済改革－戦後日本のマクロ安定化政策と価格自由化の経験 | 東京大学<br>岩田 一 政 |
|-----|------------|---------------------------------|----------------|

## 執筆 者 紹 介 (執筆順)

中 野 勲 …………… 教 授  
経 営 学 博 士 経営情報システム部門

山 地 秀 俊 …………… 助 教 授 国際経営部門

井 澤 秀 記 …………… 助 教 授 国際経済部門

後 藤 純 一 …………… 助 教 授  
Ph. D. 国際経済経営環境部門

中 原 昭 宏 …………… 助 手 国際経済経営環境部門

経済経営研究（既刊）目次

第41号 平成3年12月4日発行

新マルシップ混乗協定について

—— 新しい労使交渉方式の形成 —— …………… 山 本 泰 督

ブラジルの金融システムとインフレーション …………… 西 島 章 次

意思決定支援のための情報システム

—— 環境政策形成を事例として —— …………… 小 幡 範 雄

明治29年兵庫支店開設期における鐘淵紡績会社の経営について

…………… 矢 倉 伸太郎

RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director: Hideki YOSHIHARA  
Secretary: Syozo SAITO

INTERNATIONAL ECONOMIC STUDIES

International Economics  
International Monetary Economics

Maritime Economics

International Labor Relations

Prof. Kazuhiro IGAWA  
Prof. Kazuhiro IGAWA  
Assoc. Prof. Hideki IZAWA  
Prof. Hiromasa YAMAMOTO  
Assoc. Prof. Masahiro TOMITA  
Prof. Hiromasa YAMAMOTO  
Assoc. Prof. Kazuo SHIMOMURA

INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL STUDIES

Resource Development

International Organizations

International Industrial Adjustment

Prof. Shigeyuki ABE  
Assistant Akihiro NAKAHARA  
Prof. Hiroshi SADAMICHI  
Assoc. Prof. Junichi GOTO  
Prof. Hiroshi SADAMICHI  
Assistant Ko MIYAZAKI

Prof. Kentaro SERITA

INTERNATIONAL COMPARATIVE ECONOMIC STUDIES

Pacific Basin I  
(Oceanian Economy)

Pacific Basin II  
(Latin American Economy)

Pacific Basin III  
(North American Economy)

Prof. Kenichi ISHIGAKI  
Assistant Ryuzo MIYAO  
Assoc. Prof. Shoji NISHIJIMA

Assoc. Prof. Seiichi KATAYAMA  
Prof. Hideyuki ADACHI

INTERNATIONAL BUSINESS STUDIES

Comparative Business

Multinational Enterprise

International Business Finance

Prof. Hideki YOSHIHARA  
Assoc. Prof. Kenji KOJIMA  
Prof. Hideki YOSHIHARA  
Assoc. Prof. Mohammad Sikander KAHN  
Prof. Hideki YOSHIHARA  
Assoc. Prof. Hidetoshi YAMAJI

MANAGEMENT INFORMATION SYSTEMS

Business and Accounting Information

Information Processing System

International Comparative Statistics

Prof. Isao NAKANO  
Prof. Komayuki ITOW  
Prof. Yasuo KONISHI

Prof. Takeyuki TANI

INTERNATIONAL COOPERATION

Prof. William Edward JAMES

DOCUMENTATION CENTER FOR BUSINESS ANALYSIS

Assoc. Prof. Norio OBATA

Office: The Kanematsu Memorial Hall  
KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

編集兼発行者  
神戸市灘区六甲台町  
神戸大学経済経営研究所

印刷所  
㈱ わかばやし印刷  
神戸市兵庫区荒田町3-2-19

# Annual Report on Economics and Business Administration

42  
1 9 9 2

## CONTENTS

|   |                  |
|---|------------------|
| Disclosure of Social Responsibility Information as a Device<br>for Reducing the Interested Groups' Distrust about the Firm<br>—A Survey of Some Conceptual—Model—Based Researches—<br>..... | Isao NAKANO      |
| Genealogy of Regulation Using Information Disclosure<br>in the U.S. ....  | Hidetoshi YAMAJI |
| On the Internationalization of Japanese Trust Banks .....   | Hideki IZAWA     |
| The Effect of EC Integration on the Third Countries .....   | Junichi GOTO     |
| A Database System of JAPAN'S Trade Statistics<br>in the Downsizing Environment .....  | Akihiro NAKAHARA |

RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY